

第四次川越市総合計画 後期基本計画(原案)

はじめに

はじめに

1 後期基本計画の位置付け

総合計画は、市民と行政にとって、まちづくりを進める指針となるもので、目指すべき都市像を描き、その実現に向けた目標や必要な方策を定めたものです。

「第四次川越市総合計画」は、「川越市総合計画策定条例*」に基づき策定した計画で、平成28（2016）年度以降10年間のまちづくりを進める指針となるものです。行政は、この計画に沿って、社会の動向に即応し、自らの在り方を考え、市民とともにまちと暮らしを築くという重要な役割を担うことになります。

計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」から構成されます。基本構想の期間は10年間であり、後期基本計画の計画期間である令和3（2021）年度からの5年間においても、基本構想の理念や都市づくりの目標は承継されます。



*川越市総合計画策定条例：平成23（2011）年の「地方自治法」の改正により、市町村に対する基本構想策定の義務付けはなくなったが、本市は、長期的視点から総合的かつ計画的に行政運営を行うための計画を策定する根拠として、平成26（2014）年に「川越市総合計画策定条例」を制定した。

2 後期基本計画の前提となる社会状況

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

我が国の総人口は、平成 20 (2008) 年の 1 億 2,808 万人をピークに減少局面に入っています。国立社会保障・人口問題研究所の推計*によると、令和 11 (2029) 年には 1 億 2,000 万人を、令和 35 (2053) 年には 1 億人を下回ると推計されています。

また、年齢 3 区分人口では、年少人口 (0 歳～14 歳) および生産年齢人口 (15～64 歳) の割合が減少する一方で、高齢者人口 (65 歳以上) の割合が上昇しています。

本市においても、年少人口 (0 歳～14 歳) および生産年齢人口 (15 歳～64 歳) の割合が減少する一方で、高齢者人口 (65 歳以上) の割合が上昇していますが、総人口は増加しています。市の推計では、今後、生産年齢人口 (15～64 歳) の割合は横ばいで推移し、令和 10 (2028) 年をピークに総人口は減少局面に入っていくことが見込まれます。

このため、今後の人口減少・少子高齢化の進行を踏まえた取組を進めていくことが求められています。

(2) 地方創生への取組

人口減少・少子高齢化という課題に対し、将来にわたって活力ある日本社会を維持する観点から、令和 42 (2060) 年に 1 億人程度の人口を維持するなどの中長期的な展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」、5 か年の目標や施策の基本的方向および具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が平成 26 (2014) 年 12 月にそれぞれ策定されました。さらには、令和元 (2019) 年 12 月に、第 2 期となる「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が国において策定されています。

本市においても、引き続き、地方創生に向けた国の総合戦略の方向性を踏まえた、施策を推進することが求められています*。

(3) 持続可能な開発目標 (SDGs) の視点を意識した取組

平成 27 (2015) 年 9 月、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、令和 12 (2030) 年に向けた国際社会全体の行動計画である「持続可能な開発のための 2030 年アジェンダ」が採択されました。同アジェンダでは、宣言に加え、169 の関連ターゲットを伴う 17 の目標が掲げられました。この目標が「持続可能な開発目標 (SDGs)」であり、「誰一人取り残さない」ことを基本理念としています。SDGs の達成に向けては、地方自治体を含めた幅広い主体が連携して取り組むことが重視されています。

本市においても、広く SDGs の視点を意識した施策への取組が求められています。

*推計：平成 29 (2017) 年に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口 (出生中位・死亡中位推計)」

*本市では、まち・ひと・しごと創生法に基づく「川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成 27 (2015) 年度に策定し、地方創生の取組を進めています。同戦略は令和 2 (2020) 年度までを計画期間としているため、令和 3 (2021) 年度からは、第四次川越市総合計画後期基本計画に同戦略の考え方を継承し、地方創生の取組を包含する形で進めていきます。

(4) 共生社会の実現に向けた取組

年齢や障害等の有無、性別や国籍といった属性に関わらず、相互に人格と個性を尊重して支え合い、誰もが積極的に参加・貢献できる社会を共に創っていく共生社会の実現へ向けた取組が進められています。

本市においても、市民一人ひとりが多様性を認め合い、地域で支え合いながら活躍できる環境づくりを推進することが求められています。

(5) 外国人住民の増加

我が国の令和2(2020)年1月1日現在の外国人住民は、286万6,715人で、前年に比べ19万9,516人(7.48%)増加しています。外国人住民は日本の総人口の2.28%を占めており、日本社会における存在感が高まりつつあります。

本市においても、外国人住民は増加しており、令和2(2020)年1月1日現在で8,799人、本市の総人口の2.49%を占めていることから、外国人住民の増加に対応した取組を進めていくことが求められています。

(6) 安全・安心な暮らし

大規模な地震や台風、集中豪雨等の自然災害により、全国各地で甚大な被害が発生しています。また、高齢者を狙った特殊詐欺やSNS等を通じて子どもたちが被害に巻き込まれるネット犯罪など、日常生活の安全を脅かす犯罪が後を絶たず、人々の安全・安心に対する関心はますます高まってきています。

本市においても、防災・減災対策を更に強化していくことや、犯罪が発生しにくい環境づくりなど、安全・安心の視点を重視した取組を様々な分野で推進することが求められています。

(7) 住民自治の推進

単身世帯の増加や生活様式の変化等を背景として、地域社会での支え合いの基盤が弱まる中、地域で必要とされる細やかなニーズに対応するため、地域住民や各種団体が一体となって地域の課題を解決するとともに、地域の特性を生かしたまちづくりに主体的に取り組む住民自治の重要性がますます高まっています。

本市においても、行政が地域の活動を支援し、市民と協働してまちづくりを進めていくことが求められています。

(8) 公共サービスの担い手の広がり

近年、国の規制改革や行政サービスの民間開放の動きを捉え、公共サービス分野へ積極的に進出を図る民間企業が増加しています。また、社会的課題に対して、コミュニティビジネスの手法により解決を図ろうとする団体も次々と現れてきています。

本市においても、公共サービスの質と量を維持するためにも、こうした公共サービスを補完する動きを注視し、民間の創意工夫によって効果的かつ効率的な公共サービスの提供が見込める事業については、より積極的に民間企業等との連携を図っていくことが求められています。

(9) 人工知能や情報通信技術の急速な進展

AI*やIoT*など、社会の在り方に影響を及ぼす先端技術等の登場を受け、国はこの先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れることで、本格的な少子高齢化社会の到来においても、経済発展と社会的課題の解決を両立する社会の実現を目指すこととしています。

本市においても、先端技術の活用に向けて取り組むことで、さらなる市民サービスの向上や行政運営の効率化を推進していくことが求められています。

(10) 地方分権改革の取組

平成26(2014)年に国が示した「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」により、地方自らの発意による「提案募集方式」や希望する地方自治体が権限移譲を選択する「手挙げ方式」が導入されるなど、これまでの国が主導する形態から地方が選ぶ形態へと大きく転換しました。

本市においても、地域の多様な行政ニーズに対応し、個性を生かした自立したまちづくりを行うため、必要な権限の移譲と財源の確保に向けた取組が求められています。

(11) 新型コロナウイルス感染症の発生・流行

新型コロナウイルス感染症の発生・流行は、経済社会への影響にとどまらず、人々の生活のあり様にまで変化を与えようとしています。

本市においても、国や県の動向を注視するとともに、中核市として保健医療分野における取組はもとより、福祉、教育、産業、行財政運営等の様々な分野において、感染状況等に対応した柔軟な取組が求められています。

*AI：Artificial Intelligence の略。人工知能のこと。人間が知的と感じる情報処理・技術の総称。

*IoT：Internet of Things の略。「モノのインターネット」と呼ばれ、あらゆるモノがインターネットに接続し情報のやりとりをする技術。

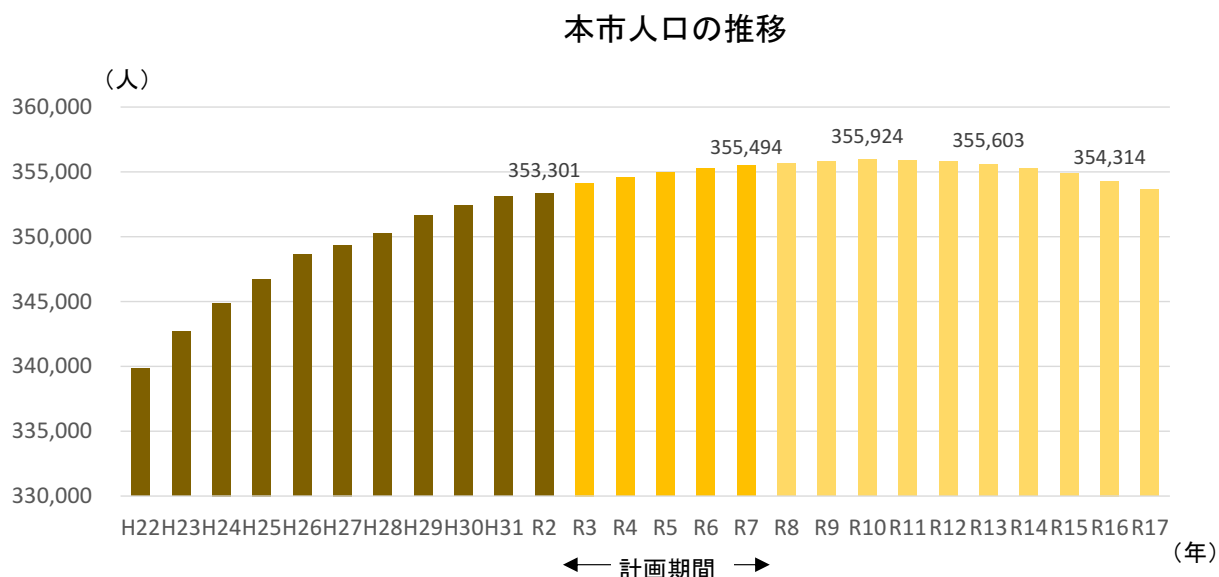
本市の状況と見通し

1 人口推計

(1) 本市の人口

川越市住民基本台帳における男女別人口、近年の人口動態およびコーホート要因法に基づく人口推計によると、人口の伸び率は落ち着きを見せながらも、微増で推移するものと見込まれます。

本市の人口は、令和2(2020)年時点で353,301人ですが、計画期間が終了する令和7(2025)年には355,494人となり、約2,200人の微増となることを見込まれます。その後、令和10(2028)年を境に人口減少局面に転じることが見込まれます。



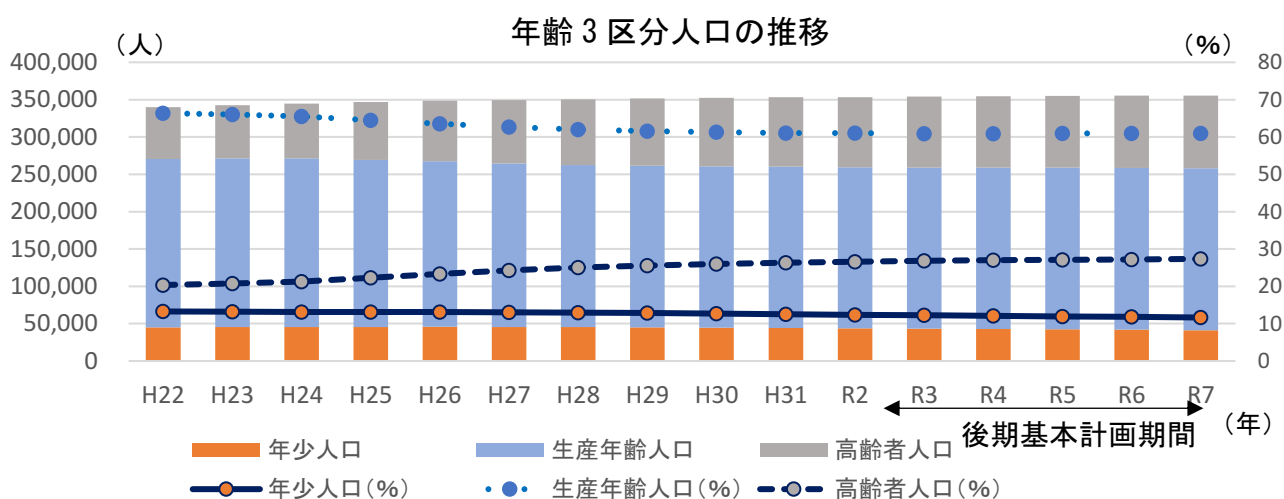
出典：川越市住民基本台帳（各年1月1日）
令和3年以降は市推計

(2) 年齢別構成

本市の人口の年齢別構成比は、生産年齢人口（15～64歳）が横ばい傾向で推移する一方、年少人口が減少し、高齢者人口（65歳以上）が増加することが見込まれます。

生産年齢人口は令和2（2020）年の215,555人から令和7（2025）年の216,798人へと緩やかな増加が見込まれていますが、年少人口は出生数の減少等により、令和2（2020）年の43,700人から令和7（2025）年の41,423人へと約2,300人の減少が見込まれます。

高齢者人口は、令和2（2020）年の94,046人が令和7（2025）年には97,273人となることで、約3,200人の増加となりますが、特に75歳以上の人口は、令和2（2020）年の46,725人が令和7（2025）年には57,816人となり、約11,000人の急激な増加が見込まれます。

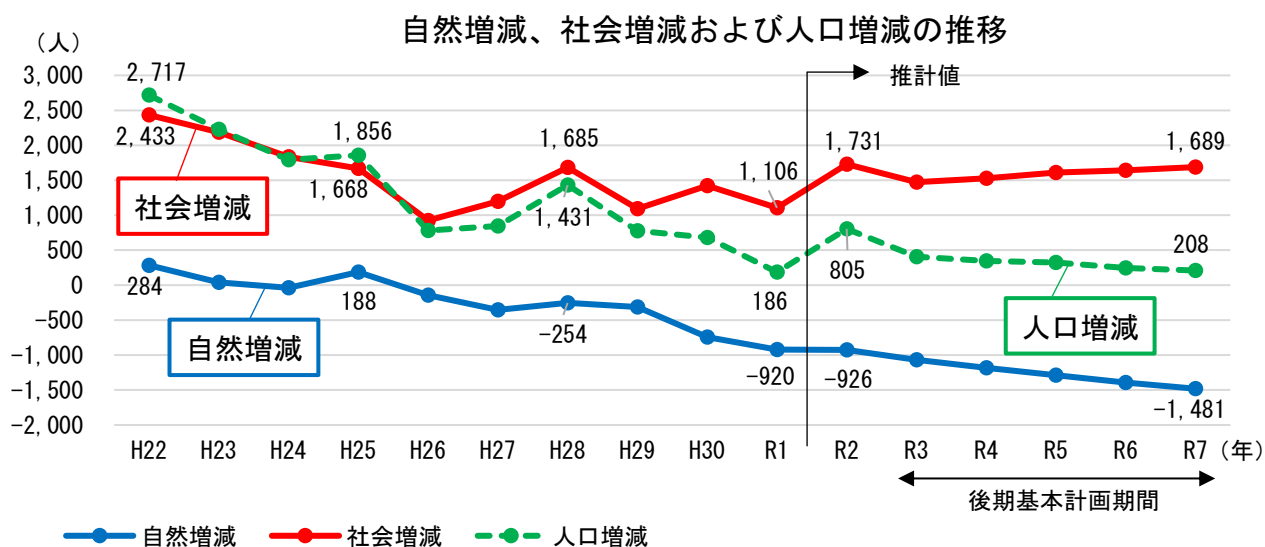


	総人口	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		高齢者人口			
						(65歳以上)		(うち75歳以上)	
		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
平成28年	350,223	45,324	12.9%	217,272	62.0%	87,627	25.0%	36,813	10.5%
平成29年	351,654	45,172	12.8%	216,566	61.6%	89,916	25.6%	39,279	11.2%
平成30年	352,433	44,801	12.7%	215,997	61.3%	91,635	26.0%	41,854	11.9%
平成31年	353,115	44,350	12.6%	215,732	61.1%	93,033	26.3%	44,414	12.6%
令和2年	353,301	43,700	12.4%	215,555	61.0%	94,046	26.6%	46,725	13.2%
令和3年	354,137	43,479	12.3%	215,556	60.9%	95,102	26.9%	47,919	13.5%
令和7年	355,494	41,423	11.7%	216,798	61.0%	97,273	27.4%	57,816	16.3%

(3) 自然増減・社会増減

本市人口の自然増減（出生・死亡の動き）は減少傾向にあり、平成 22（2010）年は 284 人の出生数超過であったものが、平成 26（2014）年以降は死亡数超過に転じており、令和元（2019）年時点で 920 人の自然減となっています。今後の推計によると、自然減はさらに加速し、令和 7（2025）年には約 1,500 人の自然減が見込まれます。

本市人口の社会増減（転入・転出の動き）は、毎年 1,000～2,000 人の増加を続けており、令和元（2019）年時点で 1,106 人の社会増となっています。今後の推計によると、この傾向は続き、令和 7（2025）年には約 1,700 人の社会増が見込まれます。



出典：川越市住民基本台帳（各年 12 月 31 日現在）
令和 2 年以降は市推計

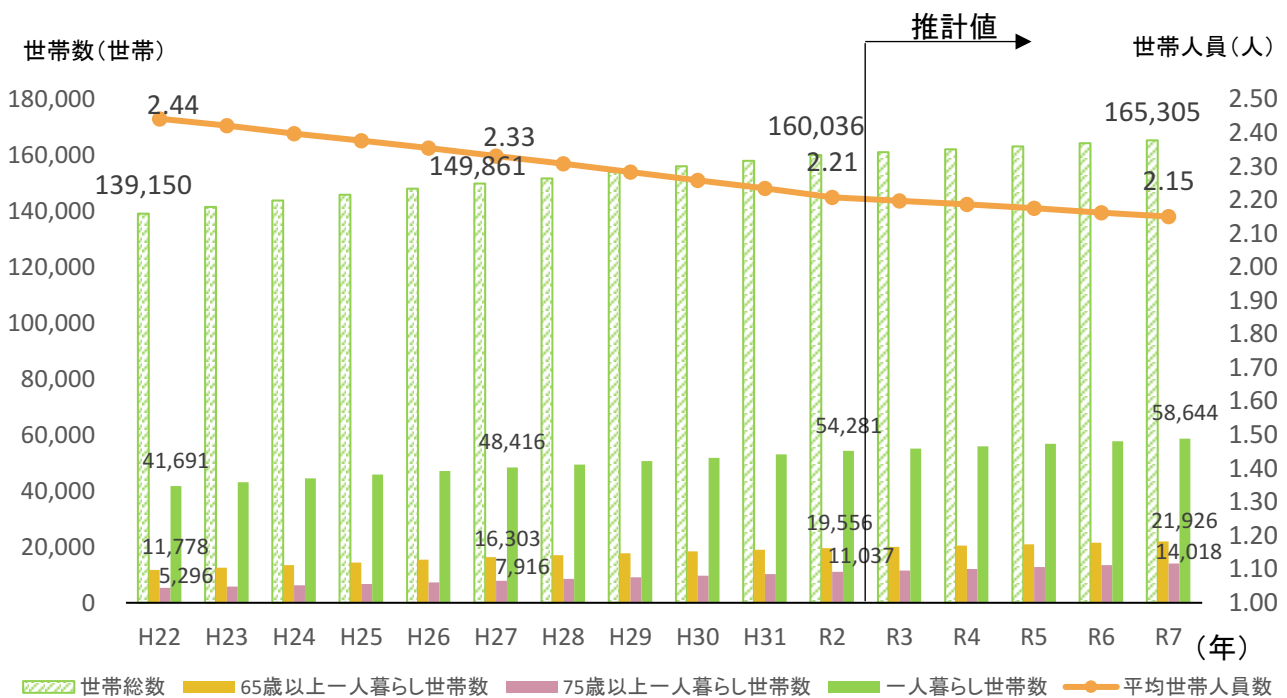
(4) 世帯の状況

本市の世帯数は、当面緩やかに増加していくものの、一世帯当たりの平均人員数は減少していくものと見込まれます。

令和2(2020)年の川越市住民基本台帳では、160,036世帯で、平均世帯人員は2.21人でしたが、令和7(2025)年には165,305世帯へと緩やかに増加するものの、平均世帯人員は2.15人へと減少することが見込まれます。

この間、令和2(2020)年に54,281世帯であった一人暮らし世帯は、令和7(2025)年には約8%増の58,644世帯へと増加するものと見込まれます。特に65歳以上の一人暮らし世帯は、令和2(2020)年の19,556世帯から21,926世帯へと、また75歳以上の一人暮らし世帯は、令和2(2020)年の11,037世帯から14,018世帯へと増加するものと見込まれます。

世帯総数、一人暮らし世帯数および平均世帯人員数の推移



川越市政策企画課調べ

※世帯総数および平均世帯人員数については、平成22年から令和2年までは川越市住民基本台帳(各年1月1日)、令和3年以降は市推計による。

※「65歳以上一人暮らし世帯数」「75歳以上一人暮らし世帯数」「一人暮らし世帯数」は、平成22年～平成27年は国勢調査に基づく推計、平成28年以降は国立社会保障・人口問題研究所が算出した世帯主割合の将来見通しを用いた推計による。

2 土地利用

(1) 現状と課題

土地は、限られた資源であり、市民生活や経済活動等のあらゆる活動を展開する基盤となるものであることから、有効に利用していくことが必要です。

現在、市域面積 109.13 km²のうち、32.18 km² (29.5%) が市街化区域となっており、そのうち住居系が 77.5%、商業系が 6.2%、工業系が 16.3%の用途地域指定となっています。

このような中、無秩序な開発を抑制するとともに、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の整備などを背景とした交流人口の増加や企業誘致等による雇用創出など、地域産業の振興も視野に入れた計画的な土地利用が求められています。

また、近年では災害が頻発化していることから、災害ハザードエリア等においては、防災対策を踏まえた土地利用が求められています。

(2) 基本的な考え方

基本構想で示した、都市機能が集約された拠点を公共交通等につなぐ、多極ネットワーク型の都市構造を構築するとともに、自然環境の保全と活用を図り、都市機能と自然環境が共生する土地利用を目指します。

既成市街地内は、防災機能を有する公園等のオープンスペースの確保を図るとともに、商業機能と住宅機能が調和した複合的な土地利用を目指します。

駅前等の交通結節点で有効・高度利用が期待される土地については、商業・業務系等の土地利用を促進します。

市街化区域内の農地については、生産緑地地区を中心に都市農業の多様な機能を果たす土地利用を目指すとともに、市街化調整区域内の優良な農地や樹林地等は、原則として保全します。

また、国・県道、都市計画道路等の整備や更新等が進むことにより、有効利用が期待される土地については、周辺環境との調和を図りながら、地域の実情を視野に入れ、土地利用の方向性を検討します。

(3) 土地利用の方向性

市内全域を「住宅地」、「歴史環境複合住宅地」、「商業・業務地」、「歴史環境複合商業地」、「工業地」、「沿道型利用地」、「農地・樹林地・集落地」、「公園・緑地」の用途に区分し、それぞれ適切な土地利用を図り、人と自然にやさしい調和のとれた都市を目指します。

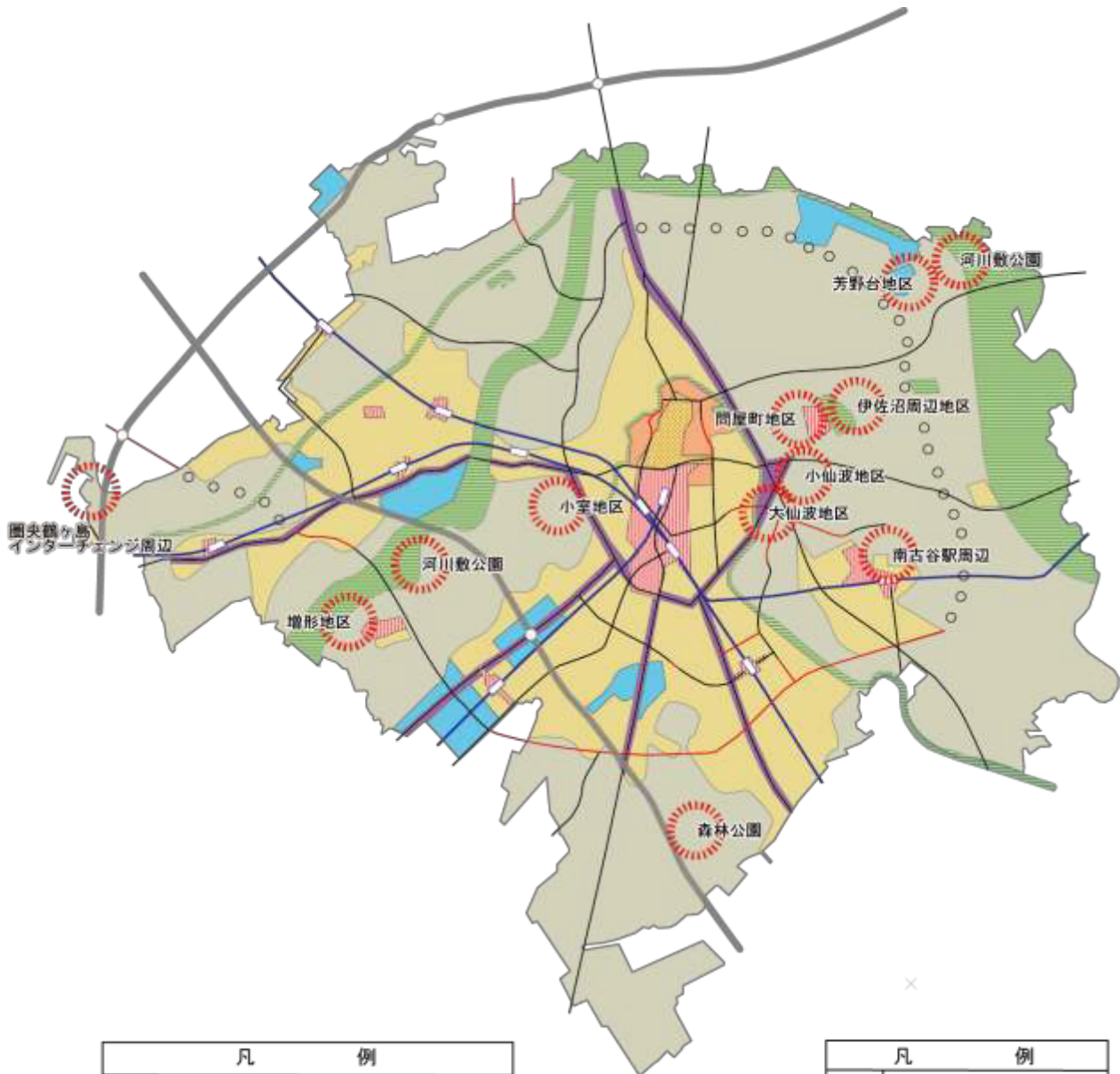
- ア 住宅地は、市民生活の質の向上を図るため、防災上安全で、誰にとってもやさしい、緑豊かな潤いある環境の整備に努めるとともに、空き家等の対策を進め、そこに住む人々が支え合う、安全で安心な住環境の形成を目指します。
- イ 歴史環境複合住宅地は、地域生活に密着した小規模な商業地と、歴史的な環境が調和する、魅力ある住宅地として整備されるよう誘導に努めます。
- ウ 商業・業務地は、にぎわいの創出や活性化、都市機能の向上を図ります。
川越駅、本川越駅、川越市駅の三駅周辺地区は、広域的な集客力を持つ中核的な商業・業務地として都市基盤の整備を進めます。
霞ヶ関、新河岸、南大塚、南古谷の各駅周辺地域は、地域における社会的・経済的活動等、市民活動の基盤として、個々の特性を生かした整備がなされるよう誘導に努めます。
- エ 歴史環境複合商業地は、歴史的な町並みが残る市街地として、商業、文化、観光が調和する、魅力ある都市空間の形成に努めます。
- オ 工業地は、周辺の環境との調和を重視した整備がされるよう誘導に努め、良好な産業空間の形成を図ります。また、新たな工業用地の確保に努め、企業の誘致や工場の集約化を進めます。
- カ 沿道型利用地は、流通・業務施設など、それぞれの地域特性に合った施設整備がされるよう誘導に努めます。
- キ 農地・樹林地・集落地は、市街地周辺の豊かな田園環境を形成していることから、農地や樹林地の保全に努め、営農の環境や集落の生活環境の向上に努めます。
- ク 公園・緑地は、潤いと安らぎを与えるオープンスペースとして確保を図るとともに、災害時には防災空間として活用を図ります。また、新たな公園や緑地、水辺等の創出に努め、市民が自然とふれあうことのできる環境整備に努めます。

(4) 機能連携の強化

都市機能が高度に集約する都心核、地域核となる各駅周辺、産業機能が集約する産業拠点、豊かな自然環境が残る緑・アメニティ拠点について、都市計画道路等の整備や、公共交通の適切な配置による利便性の向上を図ることにより、ネットワーク化を促進し、それぞれの機能間の連携強化に努めます。

また、広域的な都市活動を円滑にするため、放射状・環状に都市計画道路等の幹線道路整備を行うとともに、公共交通の充実を図り、他都市との交流・連携の強化を図ります。

土地利用計画図



凡 例	
	高速道路
	鉄道・駅
	主要幹線道路*
	(赤線は整備中、または未整備路線)
	主要幹線構想道路*
	土地利用想定箇所*

凡 例	
	住宅地
	歴史環境複合住宅地
	商業・業務地
	歴史環境複合商業地
	工業地
	沿道型利用地
	農地・樹林地・集落地
	公園・緑地

*主要幹線道路：都市計画決定がなされている主要幹線道路および主要地方道。

*主要幹線構想道路：都市計画決定がなされていない広域幹線構想道路。

*土地利用想定箇所：周辺環境との調和を図りながら、地区の特性に応じた土地利用に努めようとする箇所。

3 産業

(1) 本市産業の現状

ア 農業

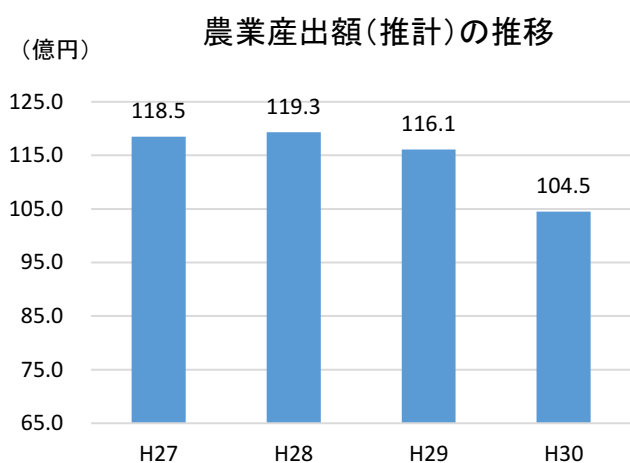
本市の農業は、平成 30 (2018) 年の農業産出額が 105 億円で、県内では深谷市に次いで第 2 位となっています。

主な内訳では、野菜 (72.6 億円)、米 (19.2 億円)、花き (6.4 億円)、果実 (1.5 億円) 等になっています。

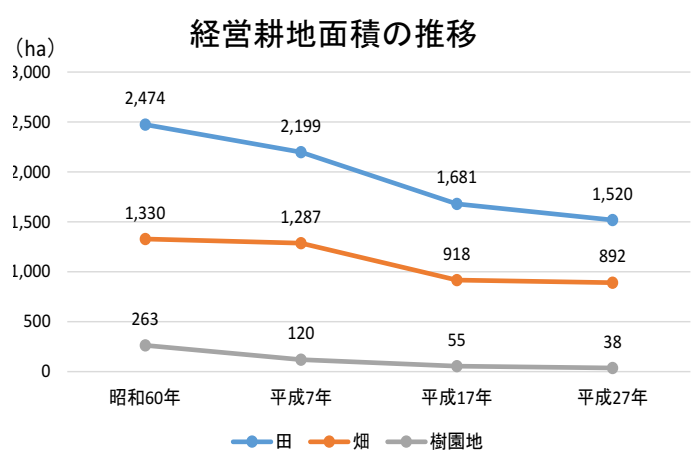
川越産農産物の出荷については、葉物野菜等の鮮度が求められる農産物を中心に都内等に供給されているほか、近年では農産物直売所やスーパーの地場産コーナー等を通じて市民にも直接提供されています。

一方、本市の経営耕地面積は減少傾向が続いておりますが、その背景として農業就業人口*の減少と高齢化が考えられます。本市の農業を将来に渡って継続していくためには、こうした農業就業人口の減少と高齢化の進行に対応した農業振興施策を講じていくことが求められています。

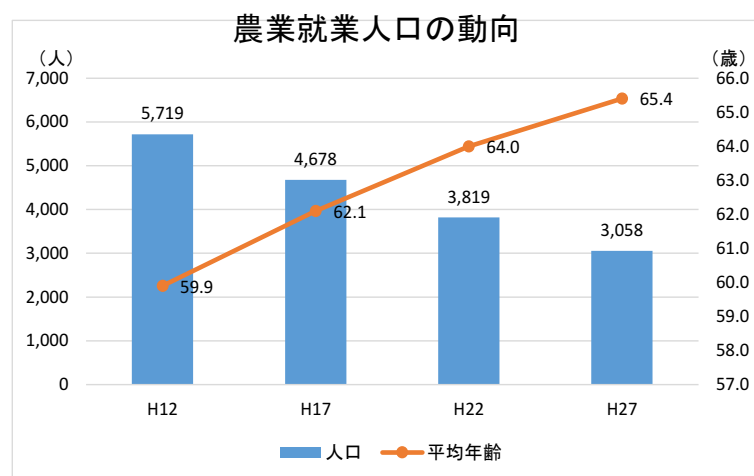
なお、新型コロナウイルス感染症とそれに伴う経済環境の変化により、観光農園、花きなどの農業経営や地域での共同による営農活動に影響が生じています。



出典：農林水産省「市町村別農業産出額（推計）」



出典：農林水産省「農林業センサス」



出典：農林水産省「農林業センサス」

*農業就業人口:15歳以上の農家世帯のうち、過去1年間に農業のみに従事した人と、兼業農家の場合には農業の従事日数の方が多く人を合計した人数のことを指す。

イ 商業

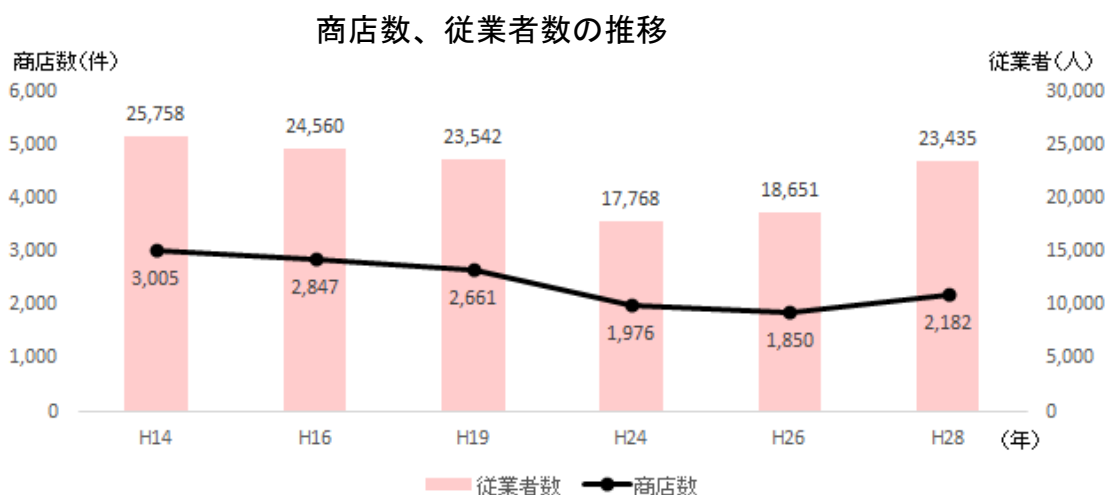
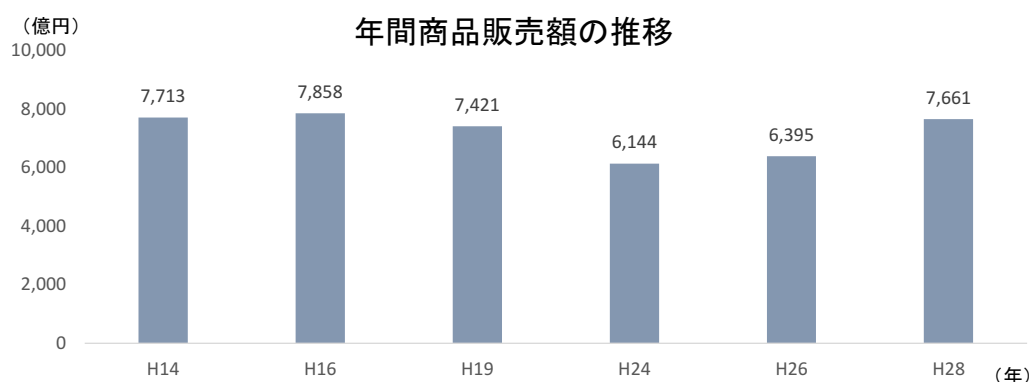
本市の商業（卸売業・小売業）は、平成 28（2016）年の調査によると年間商品販売額が 7,661 億円で、県内ではさいたま市、川口市、越谷市に次いで第 4 位となっています。

このうち、卸売業は 4,182 億円で、機械器具卸売業（1,149 億円）、医薬品・化粧品等卸売業（1,126 億円）、飲食料品卸売業（1,013 億円）、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業（536 億円）等が上位を占めています。また、小売業は 3,479 億円で、百貨店、総合スーパーのほか、飲食料品小売業（1,032 億円）、機械器具小売業（644 億円）、医薬品・化粧品小売業（384 億円）等が上位を占めています。

首都圏中央連絡自動車道（圏央道）や周辺道路網の整備による交通利便性の向上、周辺市町での大規模小売店舗の出店、電子商取引の増加等により、購買手段の多様化が進んでいます。本市の年間商品販売額、商店数および従業者数は、平成 24（2012）年と比較すると増加しています。

今後は、さらなる高齢者人口の増加を踏まえた商業地域づくりが求められており、商業地域への公共交通の利便性の向上、歩行者空間の整備、高齢者をターゲットとしたサービスの提供をはじめとした地域に密着した商業地域づくりなどが重要になってきます。また、観光客が主となる地域では、商店街と観光事業が連携した商業環境づくりも求められています。

なお、令和 2（2020）年には新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、緊急事態宣言が発出され、外出自粛や一部業種の営業自粛の要請があったことから、市内の多くの事業所に影響が生じています。



出典：経済産業省「商業統計調査」（H14～19）、総務省・経済産業省「経済センサス」（H24～28）

※商業統計と経済センサスでは調査方法等が異なる。

ウ 工業

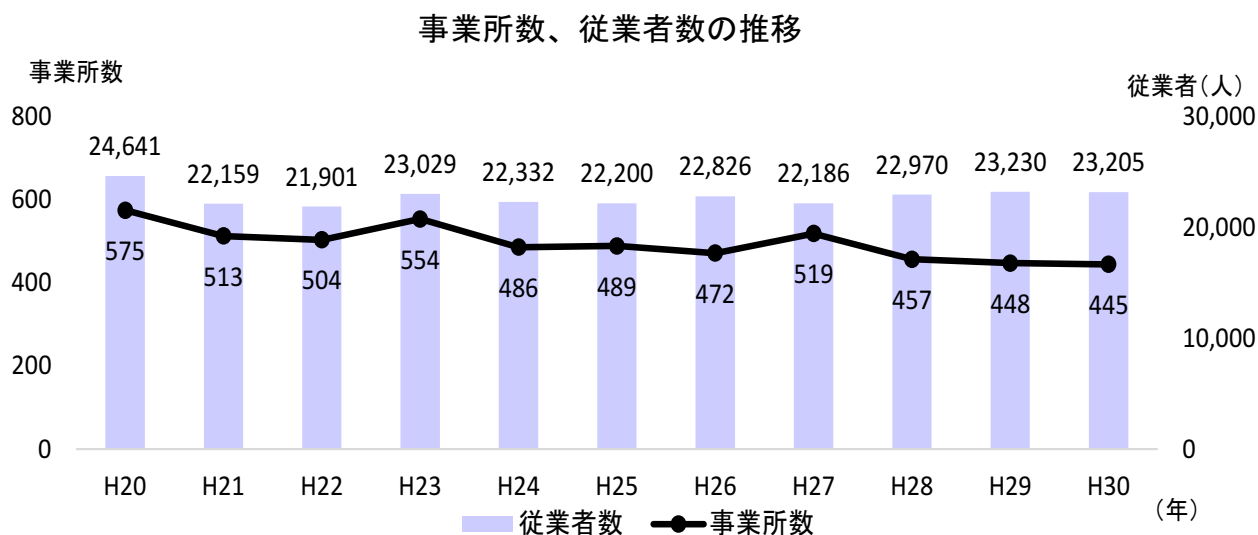
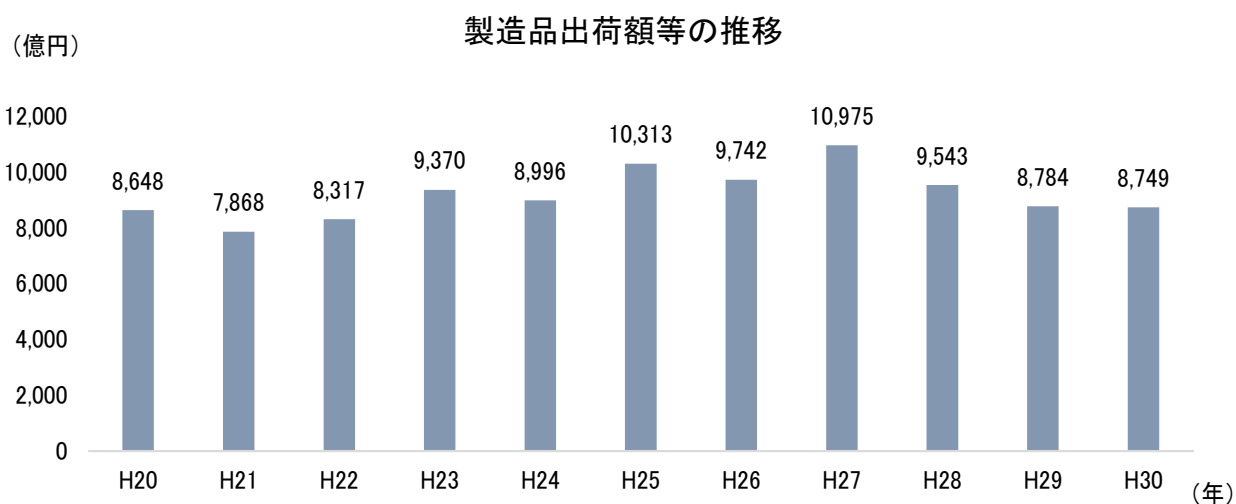
本市の工業は、関越道と圏央道が交差する交通利便性の優れた立地を背景として、平成30(2018)年の製造品出荷額等が8,749億円で、県内では狭山市、熊谷市、さいたま市に次いで第4位となっています。

業種別では、化学工業(3,086億円)、業務用機械器具製造業(1,053億円)等が上位を占めています。

一方で、市内製造業の約70%は従業者数30人未満の事業所であり、経営の安定化や人材の確保が求められています。

生産年齢人口の緩やかな増加とともに市内就業者数の増加が見込まれますが、依然として人手不足が続いていることから、技術開発や設備投資により労働生産性を高めることが重要です。

なお、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大・蔓延し、サプライチェーンの分断により資材や部品の調達ができないなど、市内工業に影響が生じています。



出典：経済産業省「工業統計調査」

エ 観光

令和元（2019）年に川越を訪れた観光客数は775万7千人（外国人観光客を含む。）で、前年に比べ41万5千人の増加（5.7%増）となっています。

令和元（2019）年1月から12月までに川越を訪れた観光客に対する聞き取りアンケート調査（5,125件）によると、川越を訪れた観光客の9割以上が国内からの来訪であり、その約8割が関東地方からの来訪であるとの結果が出ています。

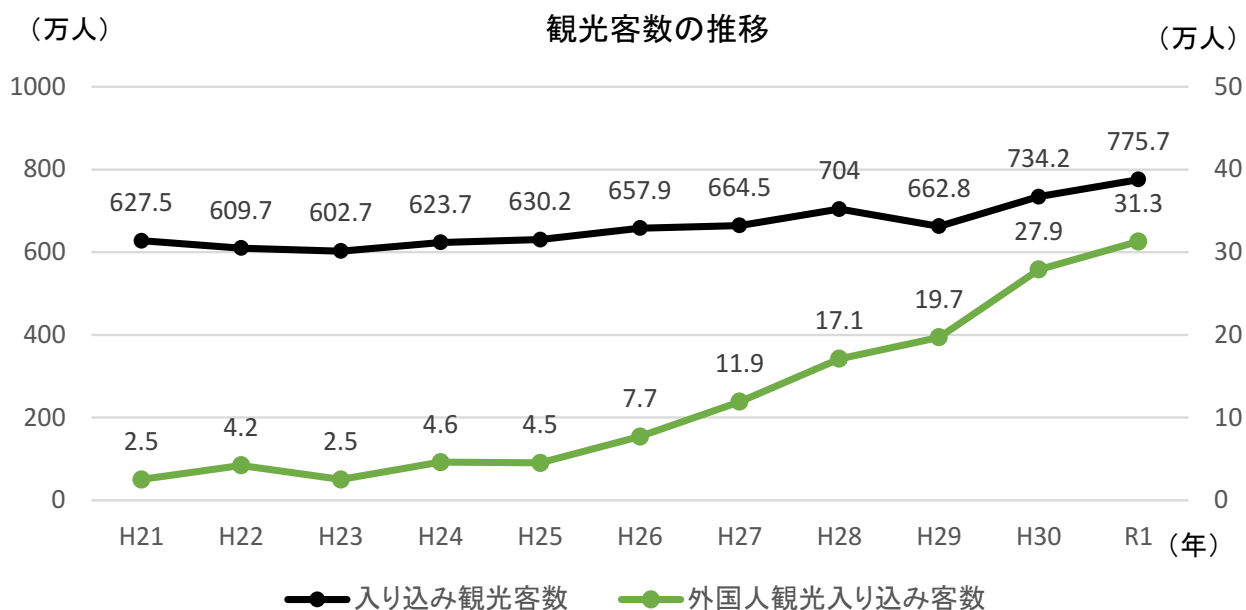
特に、県内および東京都を出発地とする観光客の割合が52.8%で、全体の過半数を占めています。性別では女性が約6割、年代別では50歳代以上の中高年層が約5割をそれぞれ占めています。近年では、10歳代～20歳代の若い世代の来訪が増加しており、全体の19.6%を占めています。

滞在期間は日帰りが92.1%で、そのうち3時間程度から半日までの観光客が大半を占め、宿泊を伴う観光客の割合は、5.5%となっています。

川越を初めて訪れた観光客は45.7%で、2回以上訪れているリピーターは53.2%となっています。

令和元（2019）年の外国人観光客数は31万3千人で、前年に比べて3万4千人の増加（12.2%増）となりました。近年、急激に増加していた主な要因としては、ビザの発給要件の大幅緩和、アジア地域の経済成長に伴う海外渡航需要の拡大、LCCの就航路線数の増大等が影響したものと考えられます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大により、東京オリンピック・パラリンピックが延期となるなど、外国人観光客をはじめ、本市の観光客は減少し、観光事業に影響が生じています。



川越市観光課調べ

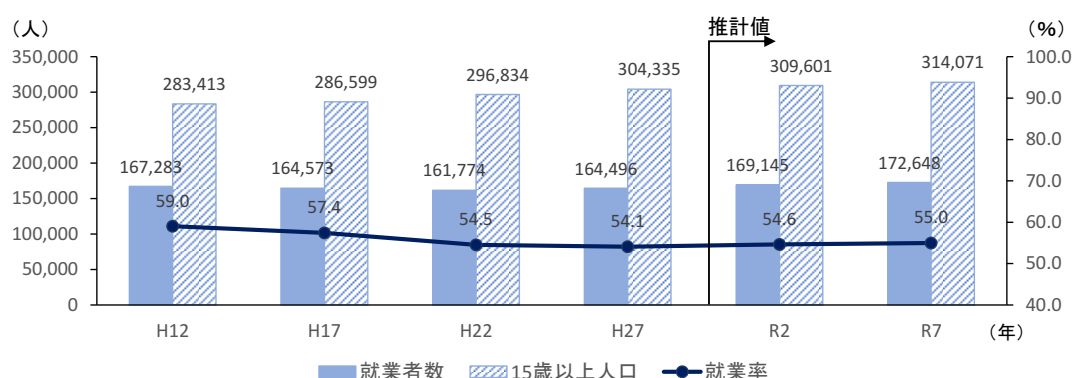
(2) 就業者数

ア 就業者数

市内の15歳以上人口は、推移をみると微増傾向にあり、平成27(2015)年に304,335人となっています。

就業者は、平成27(2015)年の15歳以上の就業者数が164,496人で、微増傾向で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済情勢に変化が生じ、就業者数の状況への影響が考えられます。

就業者数、15歳以上人口、就業率の推移



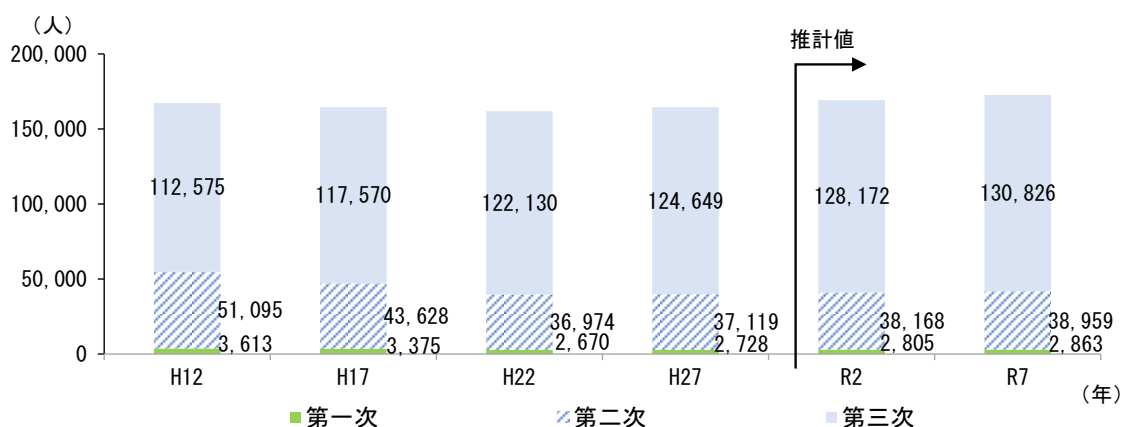
出典：総務省「国勢調査」
令和2年以降は市推計

イ 産業別の就業者数

産業別の就業者は、第一次産業（農林漁業）および第二次産業（鉱業、建設業、製造業）は、平成22(2010)年まで減少傾向にありましたが、平成27(2015)年では増加に転じました。第三次産業（卸売・小売業、サービス業等）は、平成12(2000)年以降、増加を続けています。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大により就業者数の増減の傾向に変化が生じる可能性があります。

産業別就業者数の推移



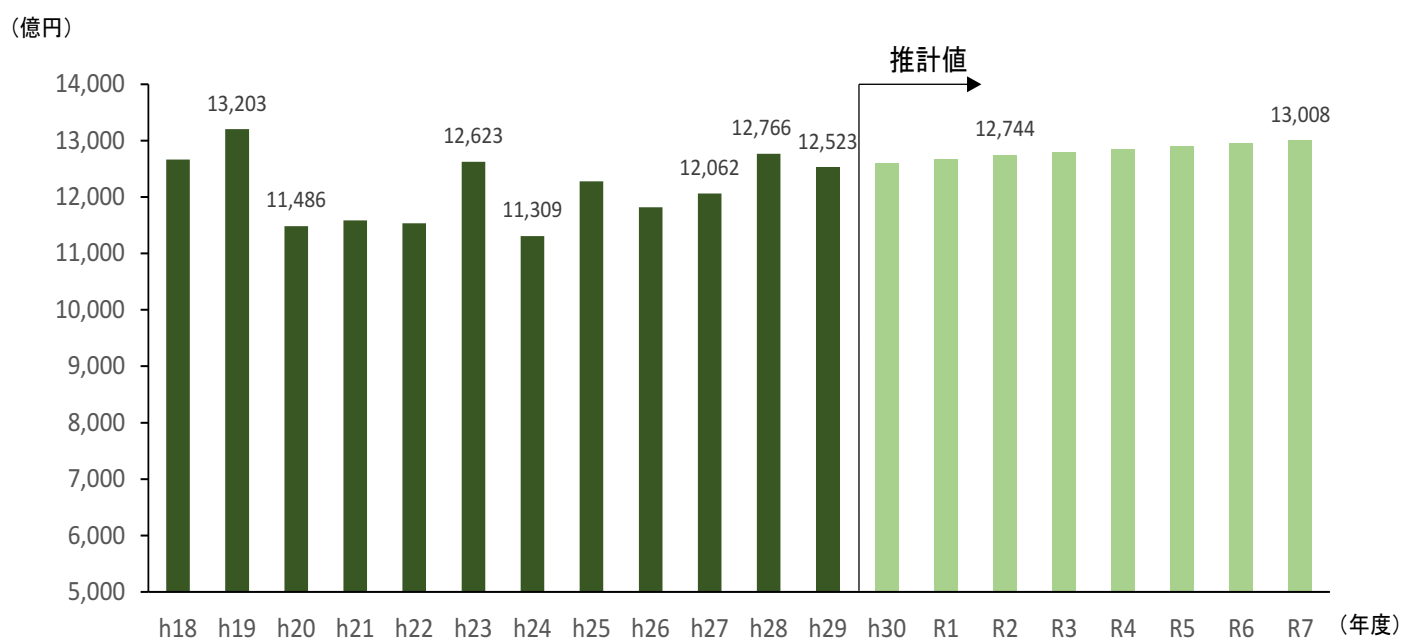
出典：総務省「国勢調査」
令和2年以降は市推計

(3) 市内総生産額

産業の動向は、本市の財政にも大きく影響します。市内総生産額*の推移をみると、平成 19（2007）年度には約 1 兆 3,220 億円に達しましたが、平成 20（2008）年秋の世界的な金融危機をきっかけとして、我が国の経済悪化とともに、本市の市内総生産額は約 1 兆 1,466 億円まで落ち込みました。

近年、日本経済は雇用・所得環境の改善が続き、内需の柱である個人消費や設備投資が増加傾向で推移するなど、緩やかな回復が続いておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済情勢が変化し、産業の活性化や雇用情勢に影響があるものと考えられます。

市内総生産額の推移



出典：埼玉県「埼玉の市町村民経済計算」
平成 30 年度以降は市推計

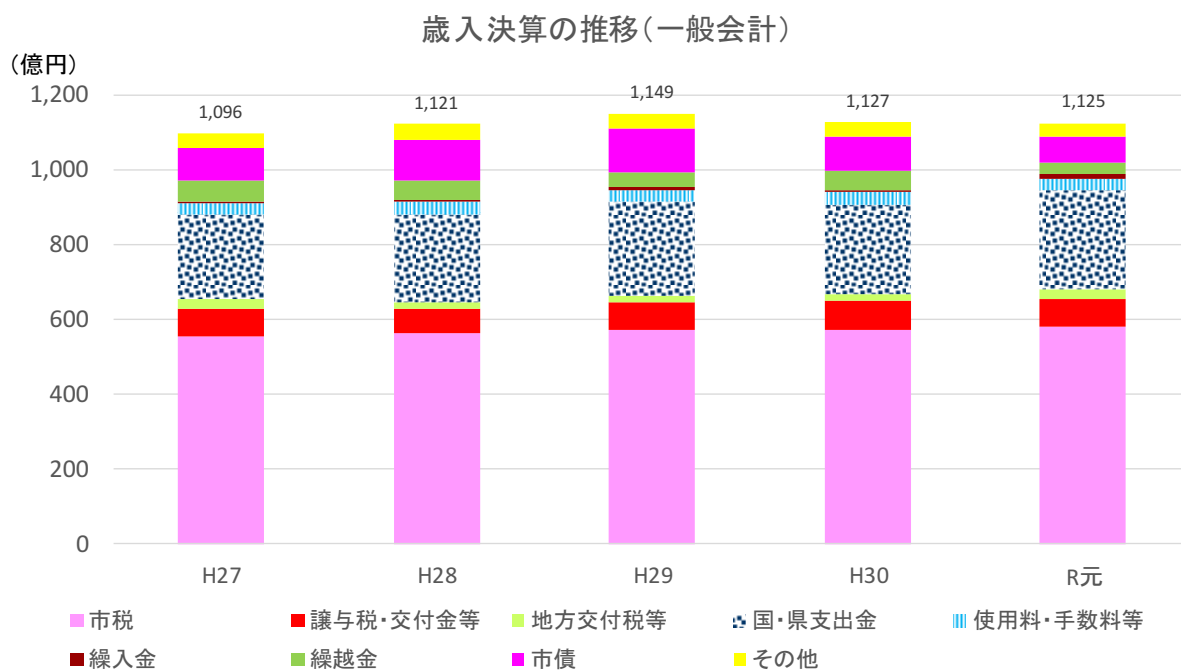
*市内総生産額：市内で 1 年間に生み出された付加価値の総額。生産活動に対する各経済活動部門の寄与を表すものであって、産出額から中間投入（原材料、光熱費等の経費）を控除したもの。

4 財政状況と収支の見通し

(1) 川越市の財政状況

ア 歳入と歳出の推移

平成 27 (2015) 年度から令和元 (2019) 年度までの一般会計歳入歳出決算の推移をみると、歳入は、主に投資的経費の影響により市債などが変動し歳入総額は増減するものの、平成 27 (2015) 年度を除き 1,120 億円台～1,140 億円台で推移しています。このうち歳入の根幹をなす市税は、550 億円台～570 億円台で堅調に推移しており、歳入の約 5 割を占めている状況です。



【グラフの用語説明】

市 税：市民税（個人、法人）、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、事業所税、都市計画税等。

譲与税・交付金等：地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、ゴルフ場利用税交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金、交通安全対策特別交付金。

地方交付税等：地方特例交付金、地方交付税。

国庫支出金：国から支出される原則的に用途が特定されている国庫負担金、国庫補助金、委託金等。

県支出金：県が行うべき事業を市へ委託する場合や、市が行う事業に対して一定の割合で県が補助する場合に交付されるもので、国庫支出金と同様、その目的、性格により県負担金、県補助金、委託金に分類される。

使用料・手数料等：分担金及び負担金、使用料及び手数料。

繰入金：一般会計と特別会計との間や、特別会計間で収入される経費。基金から収入される経費を含む。

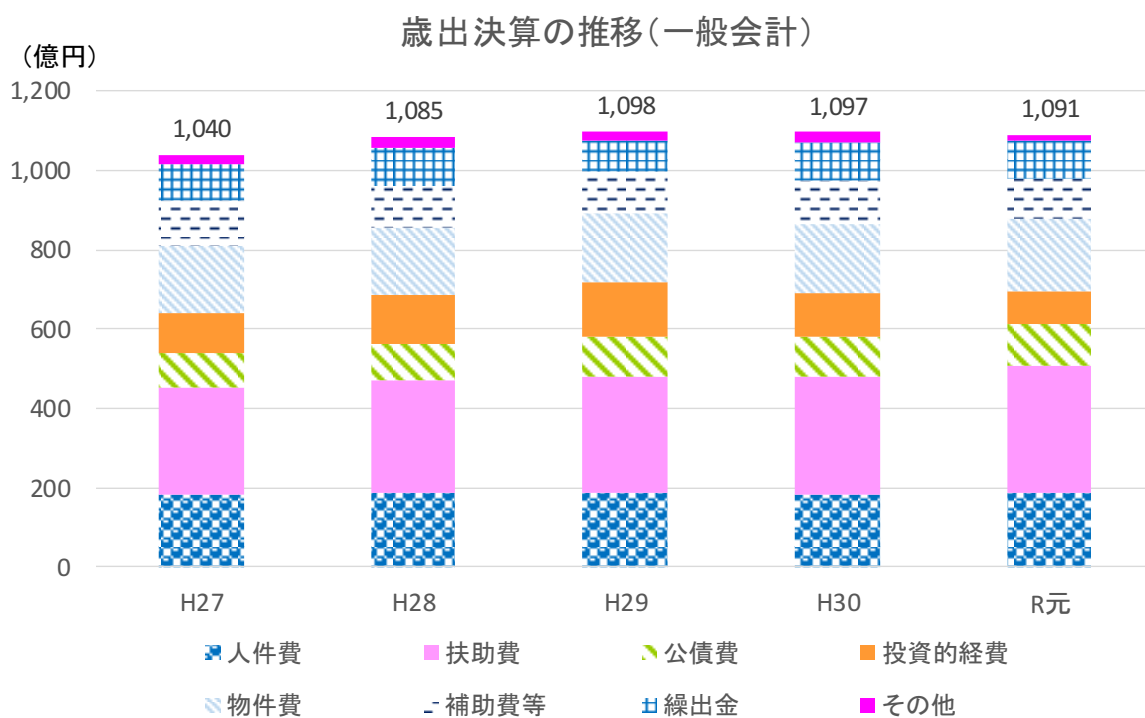
繰越金：一会計年度から次の会計年度へ持ち越した金額。

市債：市が発行する地方債で、いわゆる市の借金。

その他：財産収入、寄附金、諸収入。

歳出は、歳入と同様に主に投資的経費の影響により歳出総額は増減するものの、平成27（2015）年度を除き1,080億円台～1,090億円台で推移しています。

このうち社会保障などの経費である扶助費は、この5年間で260億円台から320億円台に増加し、歳出の約3割を占めている状況です。この扶助費に人件費と公債費を加えた義務的経費は、540億円台から610億円台に増加し、歳出に占める割合も5割以上で推移しています。



川越市財政課調べ

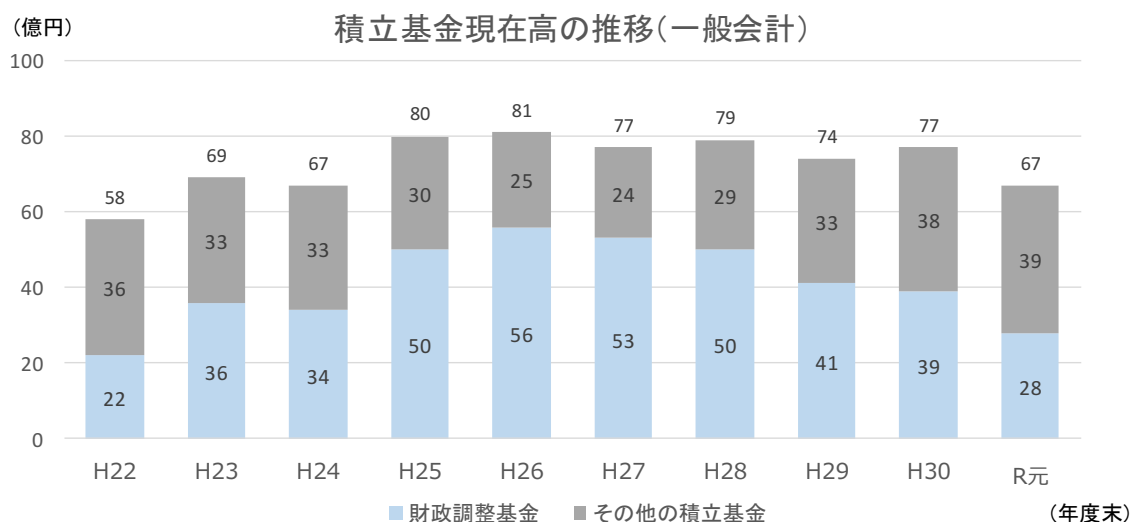
【グラフの用語説明】

- 人 件 費**：職員等に対し、勤労の対価、報酬として支払われる経費。
- 扶 助 費**：社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、障害のある人等に対して行っているさまざまな支援に要する経費。
- 公 債 費**：市が借り入れた借金の元利償還金等。
- 投資的経費**：道路、橋りょう、学校、公園等、各種社会資本の新增設事業を行う際の経費等。
- 物 件 費**：市が業務を遂行する際に支出する消費的な経費（旅費、交際費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費等）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料等）、備品購入費、委託料、使用料及び貸借料、原材料費等）。
- 補 助 費 等**：各種団体に対する助成金や一部事務組合への負担金等。
- 繰 出 金**：一般会計から他の特別会計に対して繰出基準等に基づく支出など、異なる会計間において支出される経費。
- そ の 他**：維持補修費、積立金、貸付金等。

イ 積立基金の状況

本市の積立基金のうち、年度間の財源の不均衡を調整する目的で積み立てる財政調整基金の残高は、平成 26（2014）年度末には 56 億円まで増加しましたが、その後減少が続き、令和元（2019）年度末には約 28 億円となっています。

その他の積立基金の残高は、平成 22（2010）年度の 36 億円に対し、令和元（2019）年度末においても 40 億円を維持していますが、積立基金全体としては、直近の令和元（2019）年末では前年度末よりも約 10 億円減少しています。

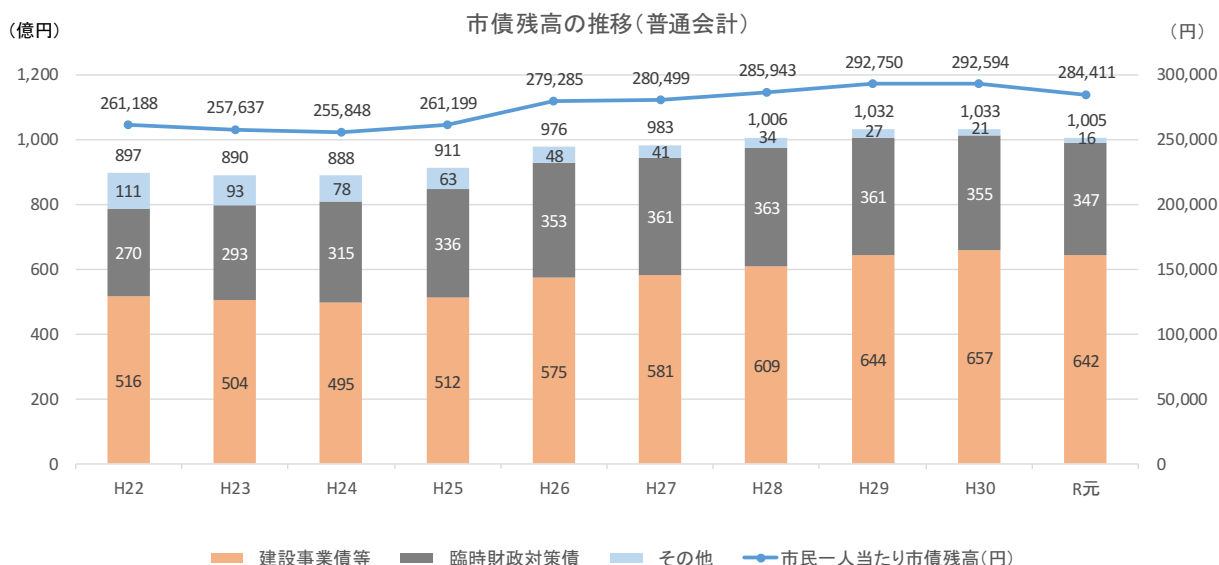


川越市財政課調べ

ウ 市債残高の状況

市が資金を調達するために金融機関等から借り入れる市債の残高は、令和元年度末は減少に転じたものの、市民一人当たりでみた場合には、平成 22（2010）年度末は 261,188 円であったのが、令和元（2019）年度末には 284,411 円と、10 年間で 23,223 円、約 9%増加しています。

市債は、主に公共施設や道路などの整備に充てるための市債と、財源不足の補てん措置として経常経費に充てることのできる市債（臨時財政対策債、減税補てん債等）に分けることができます。このうち、公共施設や道路などの整備に充てられる市債は、令和元（2019）年度末で全体の約 6 割を占めています。



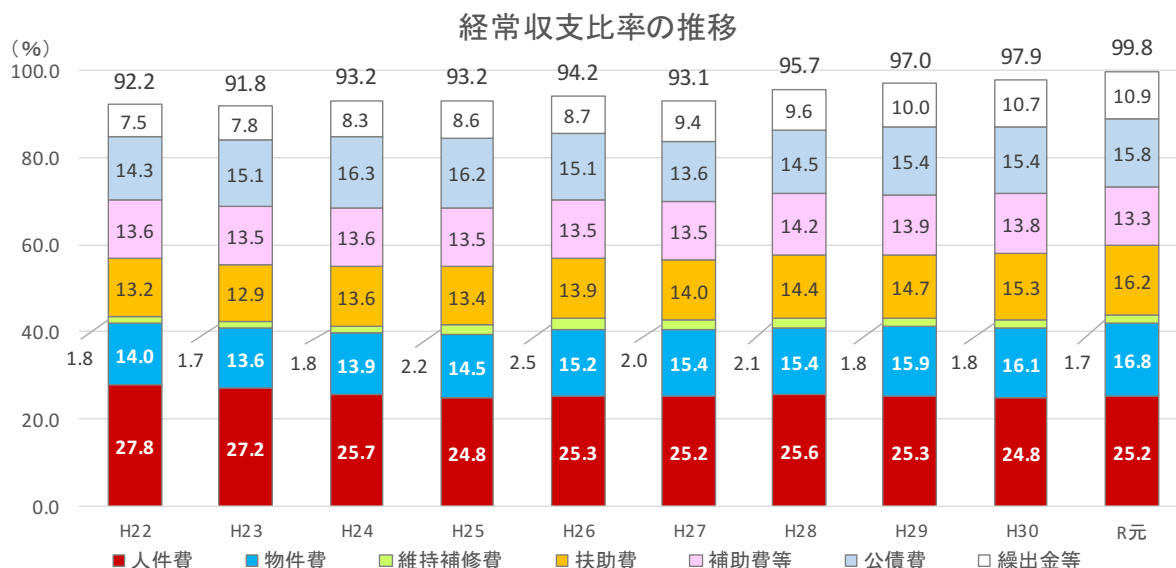
川越市財政課調べ

エ 財政指標が示す本市の財政状況

財政指標から本市の財政状況をみると、経常収支比率*は、平成 23 (2011) 年度以降上昇傾向にあり、令和元 (2019) 年度は 99.8%に達しています。

このことから、本市の財政は硬直化しており、新たな施策の実施や臨時的な経費に充てる財源がほぼ失われている状況となっています。

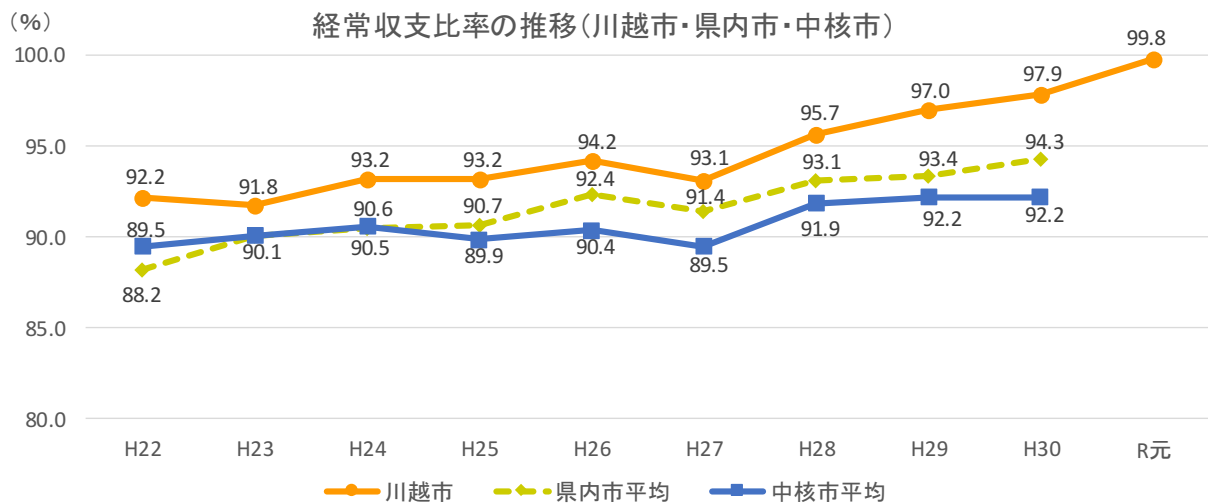
また、県内市や中核市と比較しても、本市の経常収支比率は極めて高位で推移していることから、財政構造の弾力性の確保が急務となっています。



*各比率は単位未満をそれぞれ四捨五入により端数処理しているため、性質ごとの数値の合計と指標が一致しない場合がある。

川越市財政課調べ

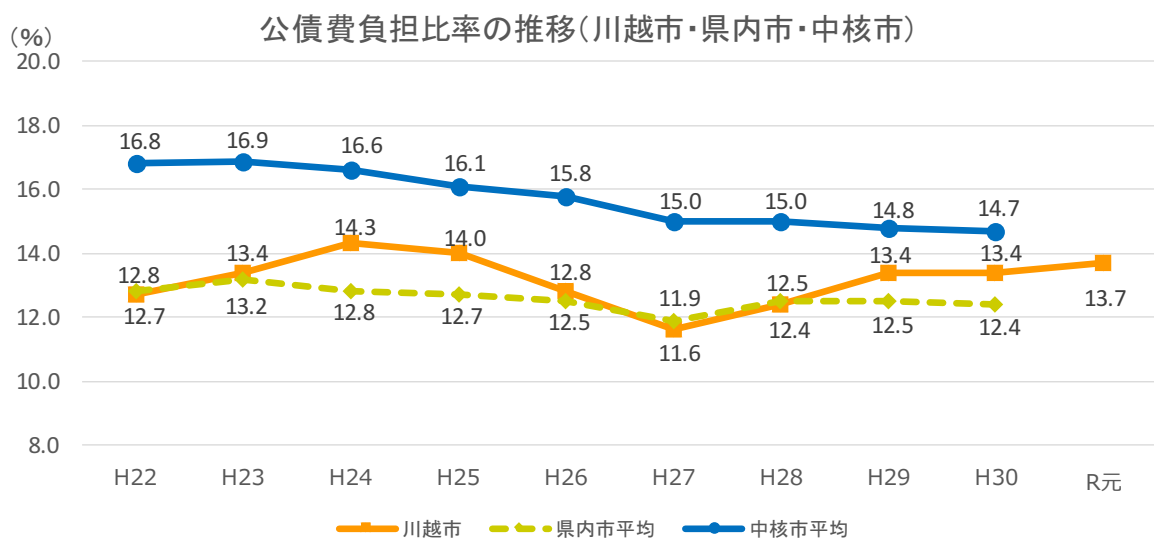
*経常収支比率：地方自治体の財政構造の弾力性を示す指標。75～80%未満は妥当、80%以上は弾力性を失いつつあるとされる。



川越市財政課調べ

公債費負担比率*は、現状では財政構造の硬直性において警戒ラインとされる 15%を下回っているものの、公共施設の整備等による市債残高の増加によって、上昇傾向で推移しています。

今後も税収の伸びが期待できない状況のもとでは、こうした財政構造の硬直化などにより、引き続き厳しい財政状況が続くものと考えられます。



川越市財政課調べ

(2) 今後の財政収支

これまでの財政状況や社会状況の動向を踏まえ、一定条件に基づく今後 5 年間における一般会計の財政収支は、次の表のように推計されます。

* 公債費負担比率: 公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合のことで、15%を超えると警戒ライン、20%を超えると危険ラインとされている。

今後5年間の財政収支の試算(一般会計)

(単位:百万円)

歳入歳出項目		令和2年度 (当初予算)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
歳入	市税	57,865	55,093	53,477	53,897	54,047	54,668
	譲与税・交付金等	8,892	7,756	7,763	8,155	8,655	9,555
	地方交付税等	1,929	1,610	1,610	1,610	1,610	1,610
	国・県支出金	27,658	28,067	28,811	29,578	29,599	29,683
	使用料及び手数料等	2,994	2,994	2,994	2,994	2,994	2,994
	繰入金	2,771	191	346	431	301	251
	繰越金	1,000	0	0	0	0	0
	市債	9,669	9,786	9,985	9,715	9,654	9,654
	その他	3,073	2,924	2,924	2,924	2,924	2,924
歳入合計		115,850	108,421	107,910	109,304	109,783	111,338
歳出	人件費	22,448	22,415	22,632	22,973	22,937	23,008
	扶助費	34,238	35,622	37,602	39,365	38,793	38,314
	公債費	10,804	11,349	11,529	11,906	11,845	11,394
	投資的経費	10,778	9,941	10,588	10,541	10,453	10,452
	物件費	17,099	17,129	17,129	17,129	17,129	17,129
	補助費等	9,897	9,689	9,729	10,122	10,017	9,612
	繰出金	9,512	10,051	10,376	10,701	11,026	11,351
	その他	1,076	1,524	1,551	1,404	1,252	1,284
	歳出合計		115,850	117,720	121,136	124,141	123,452
収支差額		0	▲ 9,299	▲ 13,226	▲ 14,837	▲ 13,669	▲ 11,206

※端数処理により、積み上げと合計が一致しない場合や歳入合計と歳出合計の差引が収支差額と一致しない場合がある。

出典：令和2年度川越市中期財政計画

歳入の根幹をなす「市税」は、新型コロナウイルス感染症の影響による企業収益の低下や、雇用・所得環境の悪化によって、個人住民税、法人市民税などが減少するものと見込まれます。

「国・県支出金」は、扶助費に係る負担金や補助金の増加に伴い、増加傾向で推移するものと見込まれます。

道路等の社会資本整備などの資金調達として借り入れる「市債」は、東清掃センターをはじめとした大規模施設の整備・更新・改修等があるものの、おおむね100億円程度で推移するものと見込まれます。

一方、歳出のうち、職員給料や退職金などの「人件費」は、会計年度任用職員制度の影響により、微増傾向で推移することが見込まれます。

高齢者、児童、障害のある人への福祉サービスや生活保護に係る「扶助費」は、少子高齢化への対応や、雇用・所得環境の悪化の影響による生活保護の増加によって、増加傾向が続くことが見込まれます。

市債の償還に充てる「公債費」は、小・中学校普通教室の空調設備整備や児童発達支援センターの整備に係る市債の本格的な償還が開始されるものの、令和3年度以降ほぼ横ばいで推移するものと見込まれます。

このような歳入歳出の見通しから、上の表のとおり大幅に歳入が不足し、本市の財政は今後も極めて厳しい状況が続くものと見込まれます。

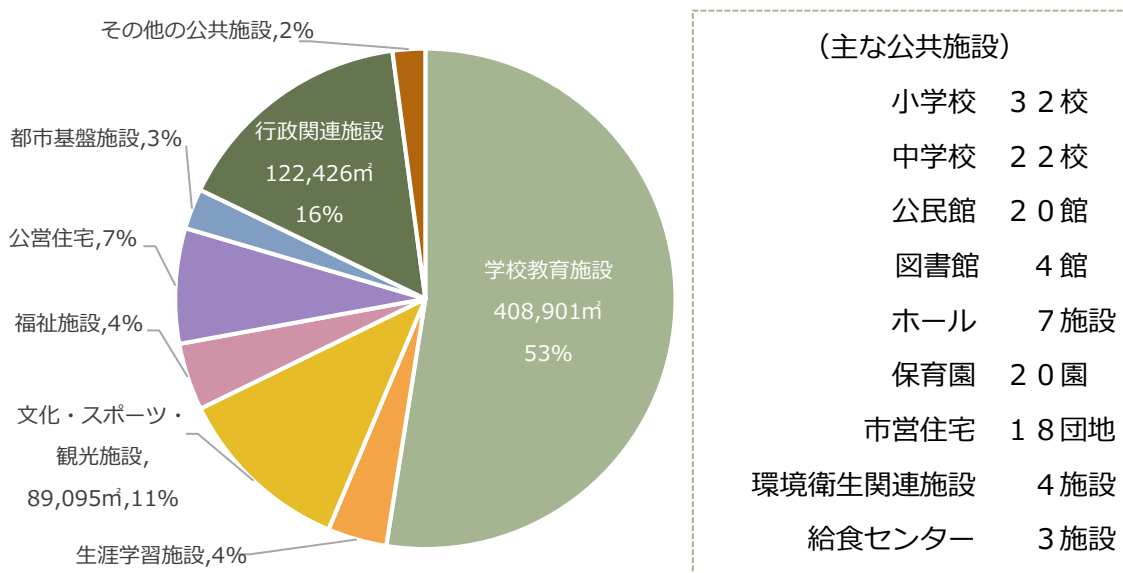
5 社会資本の老朽化

(1) 川越市の社会資本の設置状況

本市に設置されている公共施設の延床面積の合計は約 78 万平方メートルです（令和元（2019）年度末）。

施設類型別の保有面積の内訳を見ると、最も保有面積が大きいのは、小中学校などの学校教育施設で全体の約 53%を占めています。続いて市庁舎や市民センター、環境衛生関連施設などの行政関連施設、文化・スポーツ・観光施設となっています。

公共施設（施設類型別）保有面積内訳



また、インフラ施設では、道路は約 1,599 キロメートル、上水道管は約 1,481 キロメートル、下水道管は約 1,187 キロメートル設置されています（令和元（2019）年度末）。

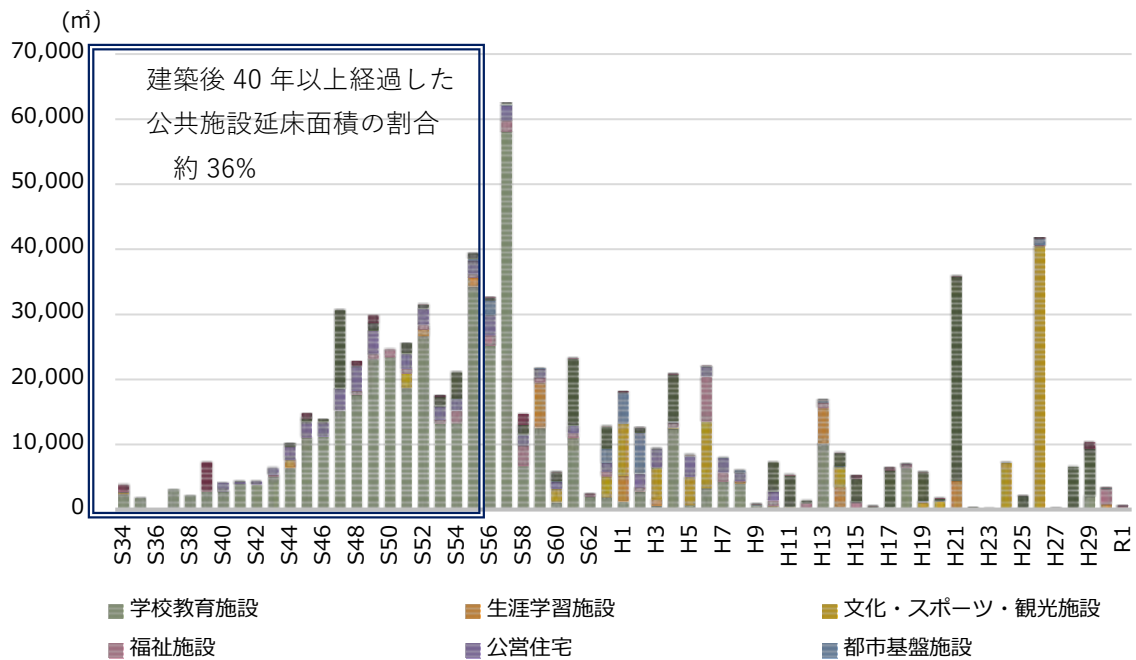
(2) 社会資本の老朽化の状況

本市では、昭和 40 年代から 50 年代にかけて、急激な人口増加を背景に、学校や公民館等の公共施設や道路、上下水道等のインフラ施設といった社会資本を短期間に集中して整備してきました。

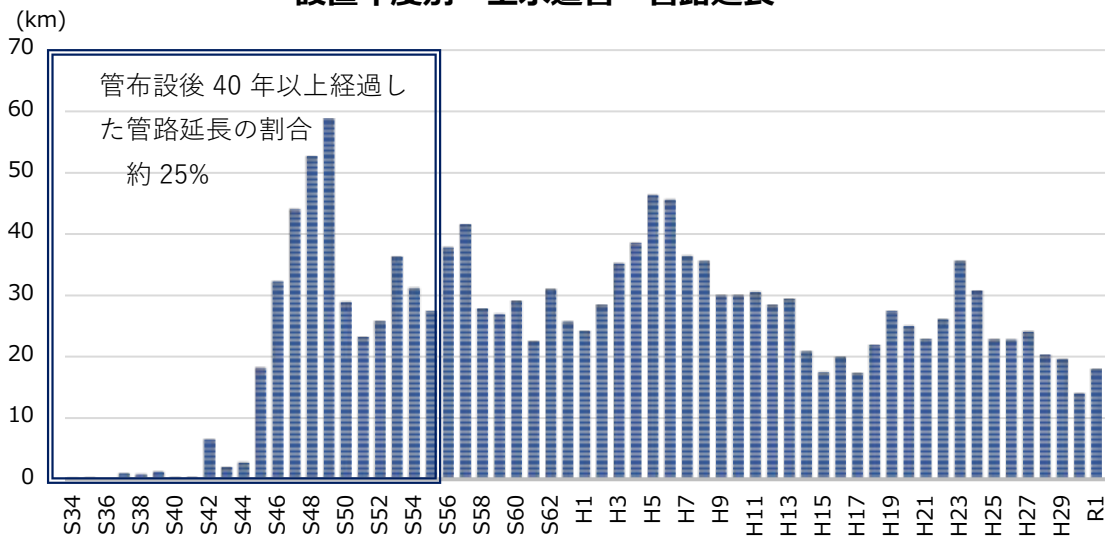
この時期に整備した多くの社会資本が、しゅん工後 40 年を経過し、一斉に老朽化しています。

市民サービスを支える社会資本を維持するためには、適切な時期に改修・更新を行う必要があります。

築年度別 公共施設延床面積



設置年度別 上水道管 管路延長



一方で、本市の厳しい財政状況を踏まえると、全ての社会資本を更新することは困難です。

今後、人口減少や少子高齢化に伴う人口構造の変化、それに伴う市民サービスと公共施設の役割の変化、地域の状況などを踏まえつつ、施設総量の適正化や、適切な維持保全の実施、公民連携（PPP）の積極的な活用など、社会資本マネジメントを行う必要があります。

6 市民意識の現状

(1) 市民満足度調査

本市が取り組む施策に対する市民にとっての重要度及び満足度を把握するため、平成30(2018)年11月から12月までにかけて、満18歳以上の市民3千人を対象とした市民満足度調査を実施しました。

調査は、「第四次川越市総合計画」に位置付けられた52の施策に関して、施策の重要度と施策の満足度について、各回答者が5段階で評価をすることにより行いました。

集計結果からは、重要度・満足度に関して次のような傾向がうかがえます。

【施策の重要度に関する評価】

市の取組のうち重要度が高いと評価する施策としては、年代や性別を問わず「社会保障の適正運用」、「水道水の安定供給」、「消防・救急体制の充実」、「高齢者福祉の推進」、「防災体制の整備」などが挙げられています。市民生活に直接関わる福祉や社会保障、消防・救急の分野に対し、市の取組の充実を求める傾向にあるといえます。

一方、市の取組のうち重要度が低いと評価する施策としては、年代や性別を問わず「多文化共生と国際交流・協力の推進」、「広域的な連携の推進」、「時勢に応じた施策の推進」などが挙げられています。

【施策の満足度に関する評価】

市の取組の結果に対し満足度が高いと評価する施策としては、年代や性別を問わず「水道水の安定供給」、「文化財の保存・活用」、「観光の振興」、「景観まちづくりの推進」などが挙げられています。市民生活との関わりが深い分野や、本市の貴重な財産である文化財の保護に対する取組に対し、高い評価となっています。

一方、市の取組の結果に対し満足度が低いと評価する施策としては、年代や性別を問わず「道路交通体系の整備」、「交通ネットワークの充実」などが挙げられています。

また、評価分布図の第2象限(左上)は「重要だが満足していない」部分であるため、今後対策が求められる施策のグループであり、第1象限(右上)は「重要かつ満足している」部分であるため、今後も維持が必要な施策のグループであるという結果となっています。

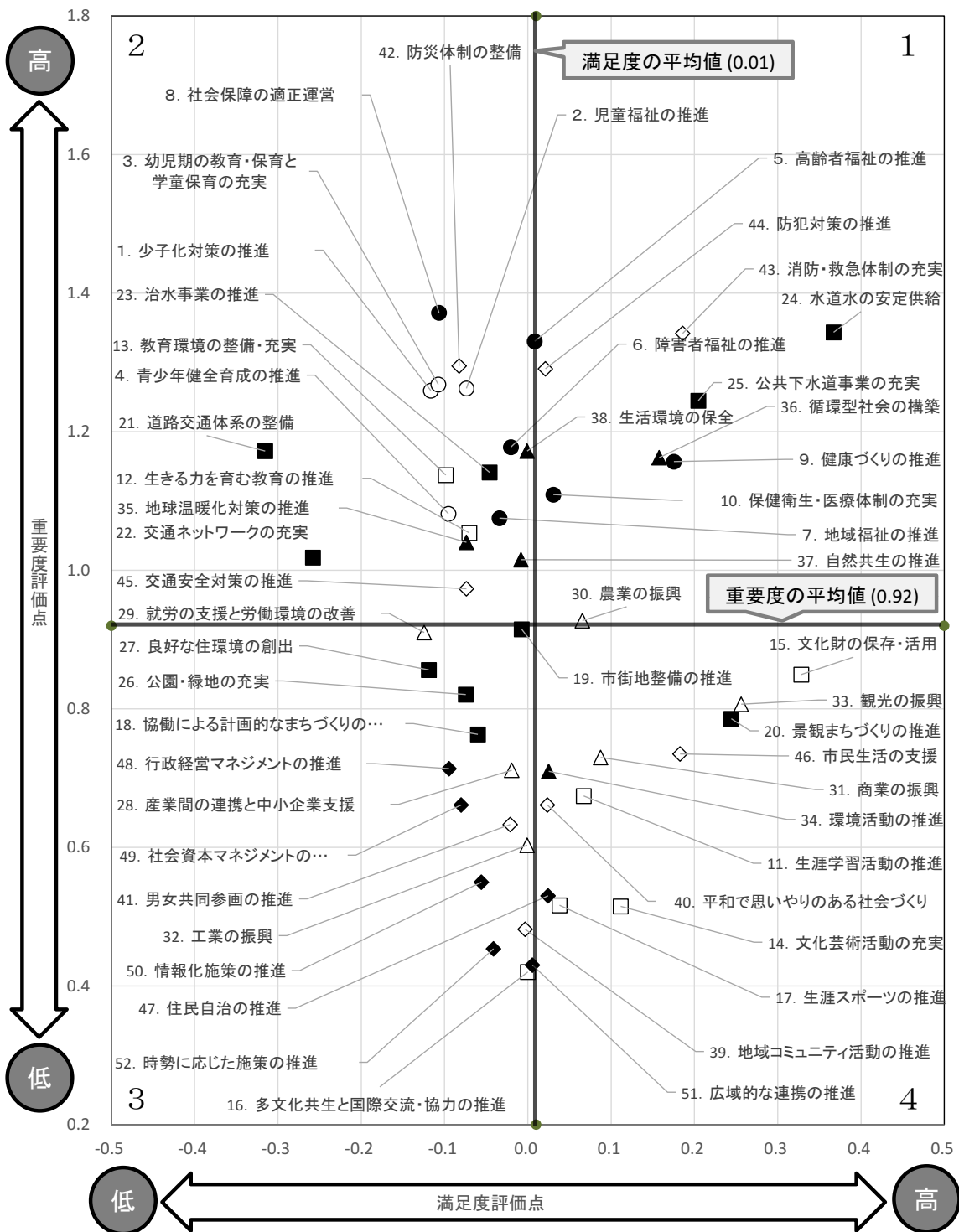
今後、本市ではこうした市民意識の現状も考慮して、「第四次川越市総合計画後期基本計画」で市が取り組むべき施策を進めていく必要があります。

「施策の重要度」と「現在の満足度」の評価分布図

重要度評価点 = (「重要である」×2点 + 「まあ重要である」×1点 + 「あまり重要でない」×▲1点 + 「重要でない」×▲2点) ÷ 回答者数

満足度評価点 = (「満足である」×2点 + 「やや満足である」×1点 + 「やや不満である」×▲1点 + 「不満である」×▲2点) ÷ 回答者数

※最高2.0点～最低-2.0点



- | | | |
|-----------------|-----------------|------------------|
| ○ 第1章 子ども・子育て | ● 第2章 福祉・保健・医療 | □ 第3章 教育・文化・スポーツ |
| ■ 第4章 都市基盤・生活基盤 | △ 第5章 産業・観光 | ▲ 第6章 環境 |
| ◇ 第7章 地域社会・市民生活 | ◆ 第8章 住民自治・行政運営 | ● 平均値 |

(2) 川越みらい会議 2019

第四次川越市総合計画後期基本計画の策定にあたり、「だれもが住み続けたいまち」のためには何が必要か、基本構想の理念などを踏まえた4つの視点をもとに、市民の方々に話し合っていました。

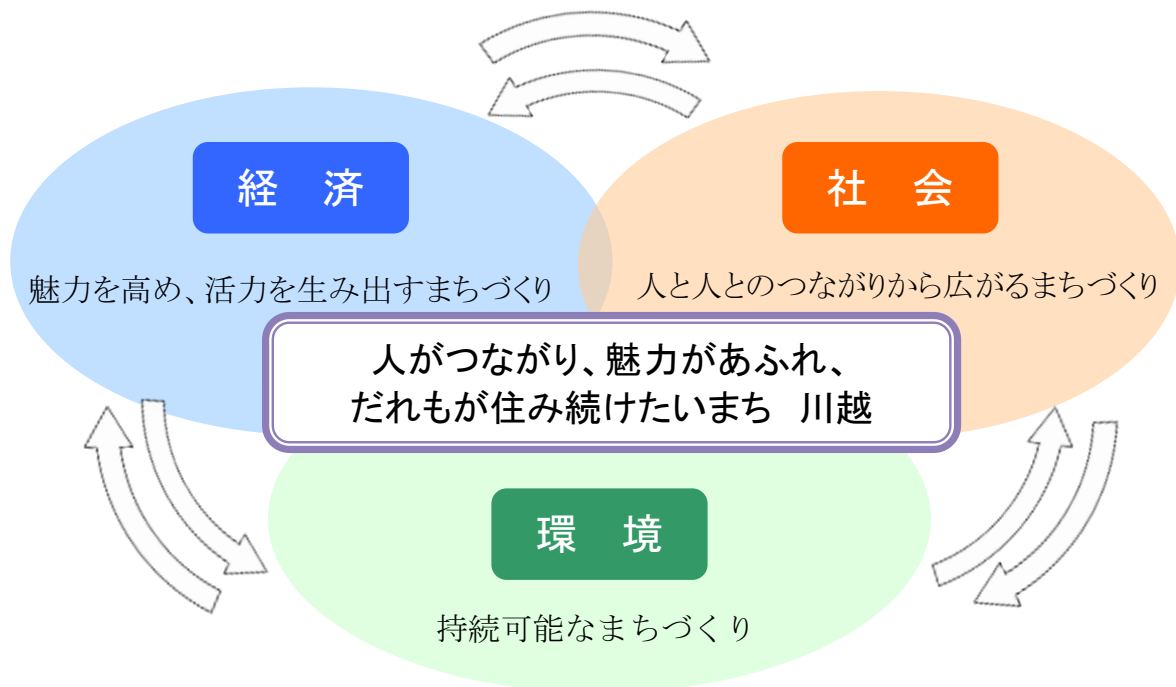
主な議論の結果を、話し合いの視点及び第四次川越市総合計画の分野別にまとめると次のとおりとなりました。

議論	視点	人と人とのつながりから広がるまちづくり	魅力を高め、活力を生み出すまちづくり	持続可能なまちづくり	若者が住み続けたいまち
	結果まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ○つながる場所・手段・きっかけが必要 ○世代間の交流 ○地域での交流 	<ul style="list-style-type: none"> ○歴史や文化の活用・継承・発信 ○住民目線と来街者目線のまちづくり ○若者の参画 	<ul style="list-style-type: none"> ○都市基盤の整備 ○公共交通の充実 ○より良い住環境 ○担い手の確保 ○財政への取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○子育てしやすい環境づくり ○PR・情報発信 ○まちの魅力向上
総合計画分野	子ども・子育て	<ul style="list-style-type: none"> ○児童福祉の推進 ○幼児期の教育・保育と学童保育の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年健全育成の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○少子化対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○少子化対策の推進 ○児童福祉の推進 ○幼児期の教育・保育と学童保育の充実
	福祉・保健・医療	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者福祉の推進 ○地域福祉の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健衛生・医療体制の充実 		<ul style="list-style-type: none"> ○保健衛生・医療体制の充実
	教育・文化・スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習活動の推進 ○教育環境の整備・充実 ○文化財の保存・活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習活動の推進 ○文化財の保存・活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習活動の推進 ○多文化共生と国際交流・協力の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財の保存・活用 ○生涯スポーツの推進
	都市基盤・生活基盤	<ul style="list-style-type: none"> ○交通ネットワークの充実 ○公園・緑地の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○協働による計画的なまちづくりの推進 ○景観まちづくりの推進 ○道路交通体系の整備 ○交通ネットワークの充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○道路交通体系の整備 ○交通ネットワークの充実 ○公園・緑地の充実 ○良好な住環境の創出 	<ul style="list-style-type: none"> ○協働による計画的なまちづくりの推進 ○道路交通体系の整備 ○交通ネットワークの充実 ○良好な住環境の創出
	産業・観光	<ul style="list-style-type: none"> ○観光の振興 	<ul style="list-style-type: none"> ○就労の支援と労働環境の改善 ○観光の振興 		<ul style="list-style-type: none"> ○就労の支援と労働環境の改善 ○農業の振興 ○観光の振興
	環境		<ul style="list-style-type: none"> ○自然共生の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境活動の推進 ○循環型社会の構築 	
	地域社会・市民生活	<ul style="list-style-type: none"> ○地域コミュニティ活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域コミュニティ活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域コミュニティ活動の推進 ○交通安全対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○交通安全対策の推進
	住民自治・行財政運営	<ul style="list-style-type: none"> ○住民自治の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民自治の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民自治の推進 ○行政経営マネジメントの推進 ○時勢に応じた施策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○時勢に応じた施策の推進

持続可能な開発目標（SDGs）の推進について

平成 27（2015）年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、誰一人取り残されない、包摂的な世界の実現を目指すことを理念に掲げ、先進国や開発途上国を問わず全ての国の取組目標として定められており、わが国においても国全体での取組が進んでいます。

SDGs が目指す「環境・経済・社会」の3側面がバランスよく発展した社会は、本市が目指す川越市総合計画の3つの理念が統合された将来都市像と目標を同じとするものであり、本市では、各施策の着実な推進と多様な主体との連携により、SDGs の達成に向けて取り組んでいきます。



＜SDGs の 17 目標（ゴール）＞



SDGsの17目標（ゴール）と第四次川越市総合計画後期基本計画に位置付けた施策との関係

目標（ゴール）	内容
	<p>1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p> <p>川越市では、主に児童福祉や社会福祉の推進、社会保障の適正運営などを展開していきます。 （第1章：子ども・子育て、第2章：福祉・保健・医療、第4章：都市基盤・生活基盤、第7章：地域社会・市民生活）</p>
	<p>2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p> <p>川越市では、主に少子化対策や農業振興などを展開していきます。 （第1章：子ども・子育て、第5章：産業・観光）</p>
	<p>3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p> <p>川越市では、主に福祉の推進や健康づくり、保健衛生・医療体制の充実、消防・救急体制の充実などを展開していきます。 （第1章：子ども・子育て、第2章：福祉・保健・医療、第4章：都市基盤・生活基盤、第6章：環境、第7章：地域社会・市民生活）</p>
	<p>4. 質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p> <p>川越市では、主に幼児期の教育・保育と学童保育の充実、青少年健全育成の推進、生涯学習活動の推進、文化芸術活動の充実などを展開していきます。 （第1章：子ども・子育て、第2章：福祉・保健・医療、第3章：教育・文化・スポーツ、第4章：都市基盤・生活基盤、第6章：環境、第7章：地域社会・市民生活）</p>
	<p>5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p> <p>川越市では、主に青少年健全育成の推進や男女共同参画の推進などを展開していきます。 （第1章：子ども・子育て、第7章：地域社会・市民生活）</p>
	<p>6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p> <p>川越市では、主に水道水の安定供給や公共下水道事業の充実、生活環境の保全などを展開していきます。 （第4章：都市基盤・生活基盤、第5章：産業・観光、第6章：環境）</p>

目標（ゴール）	内容
<p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p> 	<p>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p> <p>川越市では、主に地球温暖化対策の推進などを展開していきます。 （第6章：環境）</p>
<p>8 働きがいも 経済成長も</p> 	<p>8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p> <p>川越市では、主に産業間の連携と中小企業支援や就労の支援と労働環境の改善、農業や観光振興などを展開していきます。 （第1章：子ども・子育て、第3章：教育・文化・スポーツ、第5章：産業・観光、第6章：環境）</p>
<p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p> 	<p>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p> <p>川越市では、主に市街地整備の推進、商業や工業の振興、地球温暖化対策の推進などを展開していきます。 （第4章：都市基盤・生活基盤、第5章：産業・観光、第6章：環境、第7章：地域社会・市民生活、第8章：住民自治・行財政運営）</p>
<p>10 人や国の不平等を なくそう</p> 	<p>10. 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する</p> <p>川越市では、主に地域福祉の推進や社会保障の適正運営、多文化共生と国際交流・協力の推進などを展開していきます。 （第2章：福祉・保健・医療、第3章：教育・文化・スポーツ、第5章：産業・観光、第7章：地域社会・市民生活、第8章：住民自治・行財政運営）</p>
<p>11 住み続けられる まちづくりを</p> 	<p>11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> <p>川越市では、主に市街地整備や道路交通体系の整備、良好な住環境の創出、防犯対策の推進などを展開していきます。 （第1章：子ども・子育て、第3章：教育・文化・スポーツ、第4章：都市基盤・生活基盤、第5章：産業・観光、第6章：環境、第7章：地域社会・市民生活、第8章：住民自治・行財政運営）</p>
<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>12. つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する</p> <p>川越市では、主に農業の振興や循環型社会の構築、行政経営マネジメントの推進などを展開していきます。 （第3章：教育・文化・スポーツ、第5章：産業・観光、第6章：環境、第8章：住民自治・行財政運営）</p>

目標（ゴール）	内容
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> <p>川越市では、主に地球温暖化対策の推進や防災体制の整備などを展開していきます。 (第6章：環境、第7章：地域社会・市民生活)</p>
 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>14. 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p> <p>川越市では、主に公共下水道事業の充実や生活環境の保全などを展開していきます。 (第4章：都市基盤・生活基盤、第6章：環境)</p>
 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p>15. 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p> <p>川越市では、主に公園・緑地の充実や自然共生の推進などを展開していきます。 (第4章：都市基盤・生活基盤、第6章：環境)</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p> <p>川越市では、主に福祉の推進や平和で思いやりのある社会づくり、住民自治の推進などを展開していきます。 (第1章：子ども・子育て第2章：福祉・保健・医療、第3章：教育・文化・スポーツ、第7章：地域社会・市民生活、第8章：住民自治・行財政運営)</p>
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>17. パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> <p>川越市では、主に多文化共生と国際交流・協力の推進や地域コミュニティ活動の推進、広域的な連携の推進などを展開していきます。 (第1章：子ども・子育て第2章：福祉・保健・医療、第3章：教育・文化・スポーツ、第4章：都市基盤・生活基盤、第6章：環境、第7章：地域社会・市民生活、第8章：住民自治・行財政運営)</p>

出典：外務省仮訳「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」

第1章 子ども・子育て

施策	No.1	少子化対策の推進
	目的	少子化の傾向に歯止めをかけること。

施策を取り巻く状況

現状

- 1・国は令和 2（2020）年度に新たな「少子化社会対策大綱」を定め、総合的かつ長期的に少子化に対処していくこととしています。
- 2・平成 27（2015）年に国立社会保障・人口問題研究所が実施した「出生動向基本調査」によると、独身男女の約 9 割が結婚の意思を持ち、夫婦が希望する子どもの数も 2 人以上ですが、平成 30（2018）年の合計特殊出生率*は 1.42 となっており、平成 25（2013）年以降ほぼ横ばいで推移しています。
- 3・全国的に未婚化・非婚化が進み、25 歳から 39 歳までの未婚率の上昇が続いています。また、生涯未婚率も男女ともに上昇しています。
- 4・令和 2（2020）年 1 月 1 日現在の川越市の年齢 3 区分（年少人口、生産年齢人口、高齢者人口）別人口構成は、年少人口（14 歳以下の人口）の構成比が約 12.4%となり、平成 28（2016）年度から約 0.6%減少しています。また、平成 30（2018）の本市の合計特殊出生率は 1.25 であり、出生数についても平成 25（2013）年以降、減少傾向が続いており、今後も少子化が進み、中でも 0 歳から 5 歳までの就学前児童の減少が見込まれています。
- 5・本市では、妊娠期からのさまざまな悩みや不安を解消するための支援体制の整備や、地方創生の取組を進めるなど、安心して出産や子育てができる環境づくりに取り組んでいます。

課題

- 1・少子化の傾向に歯止めをかけるため、子育て世代のほか、これから結婚や子育てを考える世代に対する支援を含めた総合的な施策を推進していく必要があります。
- 2・結婚し、子どもを産み育てたいというニーズを喚起し、それに応える機会や場を提供するなど、きめ細かな対応が必要です。

*合計特殊出生率：15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当する。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 総合的な少子化対策の推進（政策企画課）

①結婚、妊娠、出産、子育てに温かい地域社会を目指す取組を推進します。

2 結婚に対する取組支援（政策企画課、広聴課、こども政策課）

①若者がパートナーと出会い、結婚に結び付くよう支援するとともに、結婚、妊娠、出産、子育て等についての知識の普及に努め、将来を考える機会の提供を図ります。

3 妊娠期からの切れ目ない支援（こども政策課、健康管理課、健康づくり支援課）

①妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談や支援を包括的に行い、切れ目なく支援する取組を推進します。

②関係機関との連携を強化し、健康診査、健康相談、健康教室等を充実させるとともに、妊娠、出産、子育て期にわたる母子保健の充実を図ります。

●関連[No.9 健康づくりの推進]

③小児医療に係る事業や助成制度の安定的な運用を図ります。

●関連[No.10 保健衛生・医療体制の充実]

4 多子世帯への支援（こども政策課、こども家庭課、保育課）

①多子世帯や多胎児を出産する家庭を支援する取組を進めます。

②保育所等に入所する満三歳未満の子どものうち、第三子以降の利用者負担額（保育料）を助成し、多子世帯における経済的負担の軽減を図ります。

5 若者や子育て世代へのしごと支援（雇用支援課）

①若者の職業的自立に必要な能力を育むよう、職業教育等の充実を図ります。

●関連[No.29 就労の支援と労働環境の改善]

②子育て世代に対して就労の支援を行うとともに働きやすい職場環境づくりに努めます。

●関連[No.29 就労の支援と労働環境の改善、No.41 男女共同参画の推進]

施 策	No.2	児童福祉の推進
	目的	安心して子育てができ、子どもが地域で健やかに成長できること。

施策を取り巻く状況

現 状

- 1・国はひとり親家庭の保護者やその子どもへの支援を強化しています。
- 2・子どもの貧困対策を総合的に推進するため、国は令和元（2019）年度に新たな「子供の貧困対策に関する大綱」を定めました。
- 3・平成 28（2016）年度の児童福祉法の改正により、市町村は児童および妊産婦の福祉に関し、必要な支援を行うための子ども家庭総合支援拠点の整備が求められています。
- 4・全国の児童相談所での児童虐待相談は年々増加しており、平成 30（2018）年度には過去最多となりました。
- 5・本市では児童虐待防止 SOS センターにおいて、児童虐待に関する相談に対応しており、相談件数は増加傾向にあります。
- 6・子育て支援センターを中心に、つどいの広場等を展開し、地域における子育て支援に取り組んでいます。
- 7・子育てサークル等の自主的な活動を支援していますが、子育てサークルの数は減少傾向にあります。
- 8・保護者等からの相談に応じるため、児童福祉に関する専門知識を有する家庭児童相談員を配置しています。
- 9・本市では、障害児通所支援*の利用は年々増加しています。
- 10・平成 31（2019）年 4 月に、新たに川越市児童発達支援センターを設置し、定員増や機能の拡充など、支援体制の充実を図りました。

課 題

- 1・子育て支援センターを中心として、各地域の特性や地域の力を生かした支援体制を強化し、利用者支援を充実させる取組が必要です。
- 2・地域における子育ての支え合いや自主的な活動を引き続き促進する必要があります。
- 3・相談体制の充実を図るなど、児童虐待への対応を強化していく必要があります。
- 4・貧困の世代間連鎖を断ち切るためには、支援を必要としている子どもたちに直接支援を届けることが必要です。
- 5・ひとり親家庭などの支援を要する子どもや障害のある子どもとその家庭に対する支援が必要です。

*障害児通所支援：児童発達支援や放課後等デイサービス等の児童福祉法による支援。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 子育て家庭への支援体制の充実（こども政策課、こども育成課）

- ①教育・保育、地域の子育て支援事業等に関する情報提供、助言等の充実を図ります。
- ②育児の悩みを解消し、子育ての喜びを実感することができるよう、親同士の交流の機会の充実を図ります。
- ③育児援助を行いたい人と受けたい人を会員として組織し、地域における会員同士の育児に関する相互援助活動を支援します。

2 地域の支援体制の充実（こども育成課）

- ①子育て中の親子の交流の場を提供し、子育てについての相談や情報の提供等の支援を行います。
- ②地域の子育てに関するネットワークづくりや子育てサークル等への支援の充実を図ります。

●関連[No.7 地域福祉の推進、No.39 地域コミュニティ活動の推進]

3 児童虐待の防止に関する取組の推進（こども家庭課）

- ①子どもに対する虐待を未然に防ぐとともに、虐待の早期発見や早期対応を図るために虐待防止対策の充実に努めます。

●関連[No.40 平和で思いやりのある社会づくり]

- ②子ども家庭支援に係る業務や児童虐待への対応等の支援業務を行う体制を整え、相談や養育に関する支援、児童虐待への対応の充実に努めます。

4 子どもの貧困対策に関する取組の推進（こども政策課、こども家庭課）

- ①地域の関係者が連携・協力し支援できる体制の整備を図り、子どもの貧困対策を推進します。
- ②次代を担う子どもたちが将来自立して生活することができるよう、子どもたちへの直接的な支援につながる取組を推進します。

●関連[No.8 社会保障の充実、No.12 生きる力を育む教育の推進]

5 ひとり親家庭等自立支援（こども家庭課）

- ①ひとり親家庭など、支援が必要な家庭が自立して生活できるよう、相談体制の充実を図るとともに、日常生活支援や経済的な支援を推進します。

●関連[No.29 就労の支援と労働環境の改善]

6 障害児施策の充実（障害者福祉課、保育課、療育支援課）

- ①障害のある子どもや、さまざまな支援を必要としている子どもとその家族が地域で安心して生活できるよう、相談・支援の充実に努めます。

●関連[No.6 障害者福祉の推進、No.12 生きる力を育む教育の推進]

施策	No.3	幼児期の教育・保育と学童保育の充実
	目的	仕事をする親を支援するとともに、安心して子どもを育てることができる環境をつくること。

施策を取り巻く状況

現状

- 1・質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供することなどを目的とした、子ども・子育て支援新制度が平成 27（2015）年度から開始され、令和元（2019）年 10 月からは幼児教育・保育の無償化が実施されています。
- 2・令和 2（2020）年 4 月現在、市内には、認定こども園 7 園（定員 1,024 人）、保育所 56 園（定員 4,786 人）、地域型保育事業所が 29 事業所（定員 485 人）、幼稚園が 26 園あります。
- 3・保育所等に入所する児童は平成 21（2009）年度から年々増加していますが、保育所等の整備等により、令和 2（2020）年 4 月の待機児童数は平成 21（2009）年度から減少し、2 人になりました。
- 4・市立小学校全 32 校地内において市が運営している学童保育室および民間放課後児童クラブ 1 施設にて、児童の放課後等の安全・安心を確保し、健全な育成を図っています。

課題

- 1・子ども・子育て支援新制度に対応した幼児期の教育・保育の支援を充実する必要があります。
- 2・今後も就学前児童の減少が見込まれる中で、保育の量については適切なマネジメントが必要です。
- 3・学童保育について、保護者の就労形態の多様化に柔軟に対応するなど、利用者のニーズに応じた環境整備が必要です。また、一部施設の狭あい化への対応が必要です。

*保育所等利用児童数：市外への委託児童は含み、市外からの受託児童は除く。「保育所等」には保育所、地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育事業等）、認定こども園（保育認定）が含まれる。

1 幼児教育・保育の充実（こども政策課、こども育成課、保育課）

- ①保育ニーズ等を勘案し、子ども・子育て支援新制度に対応する幼稚園または認定こども園への移行を支援します。
- ②通常保育、延長保育等の拡充に努めるとともに、保育の量の確保や質の向上により、子育てしやすい環境づくりを図ります。
●関連[No.29 就労の支援と労働環境の改善]
- ③入所児童に対して快適な保育環境を提供するとともに、保育ニーズに応じた市立保育所の建物や設備の改修を行います。
- ④保護者の就労等の理由で、自宅での保育が困難な病気または病気回復期にある児童を施設で一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労等の両立を支援します。

2 学童保育室および民間放課後児童クラブの充実（こども育成課、教育財務課）

- ①就労等により保護者が常時留守になっている児童の放課後等の安全・安心を確保し、**保育の質の向上と健全な育成**を図ります。
●関連[No.29 就労の支援と労働環境の改善]
- ②学童保育室の整備、改修等を行い、保育環境の改善を図ります。
- ③社会状況の変化や保護者の就労形態の多様化等に対応するため、民間放課後児童クラブを活用するなど、放課後等の子どもの居場所の確保を図ります。

施策	No.4	青少年健全育成の推進
	目的	社会性を身に付けた自立した青少年を育てること。

施策を取り巻く状況

現 状

- 1・SNS 等のコミュニケーションツールの普及や就労形態の多様化など、青少年を取り巻く環境が変化しています。
- 2・いじめや社会への不適応等を原因とする不登校やひきこもりの若者がみられます。
- 3・少年補導員による街頭補導活動のほか、青少年相談等を通じて、非行の未然防止等に取り組んでいます。
- 4・青少年が豊かな社会性を身に付け、社会や地域の一員として成長していくことを促進するため、青少年を育てる地区会議や青少年団体の活動を支援しています。
- 5・児童館では、健全な遊びの提供とともに豊かな感性を育む各種教室を実施しており、児童センターこどもの城、川越駅東口児童館、高階児童館の3か所の児童館利用者は、令和元（2019）年度で131,566人となっています。
- 6・令和元（2019）年度で児童遊園は市内144か所にあり、子どもの安全と健全な育成を図ることを目的として、自治会と市で協同管理を行っています。

課 題

- 1・青少年の悩みやいじめなどの解消を図る取組や、非行の防止や低年齢化に対応する取組が必要です。
- 2・少年補導員の高齢化等による担い手の不足に対応するため、新たな人材の確保に努める必要があります。
- 3・中高生の社会参加を促す機会の充実を図るとともに、地域や青少年団体等、市民の活動と連携した居場所づくりを推進する必要があります。
- 4・児童遊園を安全に利用してもらうため、計画的に遊具の修繕等維持管理を行っていく必要があります。

* 青少年の社会参加人数：川越市青少年団体連絡協議会に加盟する団体によるボランティア活動等への参加人数。

1 社会参加の促進（こども育成課）

- ① ボランティア活動等への参加の支援や青少年団体の育成に努め、自主的に活動する青少年の意欲の向上を図ります。
●関連[No.39 地域コミュニティ活動の推進]
- ② 子どもたちが心豊かに成長できるように、さまざまな体験活動や交流を促進します。
- ③ 川越市青少年を育てる市民会議*等の関係機関と連携し、人材育成事業や地域活動の活性化を図ります。
- ④ 中学生等が地域活動に関わる機会の充実を促進します。
●関連[No.11 生涯学習活動の推進、No.39 地域コミュニティ活動の推進]
- ⑤ 市民の活動と連携した子どもの居場所づくりの推進を図ります。

2 命を尊ぶ意識の醸成（こども育成課）

- ① 中学生を対象に子育て体験を実施し、乳幼児とのふれあいの機会を提供するなど、命の大切さを学ぶ取組を実施します。

3 非行防止活動の推進および青少年相談の普及（こども育成課）

- ① 少年補導員による街頭補導等を通じて、非行防止活動を推進します。
●関連[No.12 生きる力を育む教育の推進]
- ② 青少年相談を実施し、青少年の不安や心配ごとに対応します。

4 青少年施設の充実（こども育成課）

- ① 地域におけるニーズの把握や、地域を通じたPR等を実施し、幼児および児童がより安全かつ楽しく利用できる児童遊園の整備に努めます。
●関連[No.26 公園・緑地の充実]
- ② ボランティアや市民団体等と連携し、世代間交流を図りながら豊かな感性や情緒を育む事業を児童館において展開します。

*川越市青少年を育てる市民会議：青少年の健全育成を市民総ぐるみで推進するために、関係機関・団体により構成された組織。

第2章 福祉・保健・医療

施策	No.5	高齢者福祉の推進
	目的	高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で健康で安心して暮らせること。

施策を取り巻く状況

現状

1. 令和2(2020)年1月の本市における65歳以上の高齢者は総人口の26.6%を占め、今後も高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯が増えることが見込まれます。また、令和7(2025)年には、団塊の世代が75歳以上になるため、後期高齢者人口の割合が一層大きくなり、支援や介護が必要な方も増加することが見込まれます。
2. 認知症等の方に対する施策の推進を図るため、平成29(2017)年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」が令和元(2019)年6月に「認知症施策推進大綱」がそれぞれ閣議決定されています。
3. 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。
4. 高齢者がいきいきとした人生を送ることができるよう、健康づくりと介護予防に取り組んでいます。

課題

1. 高齢化の状況や介護等の需要に合わせた支援を一体的に提供できるよう、地域包括ケアシステムの充実が必要です。
2. 地域における高齢者の居場所や活躍の場づくり、就労の機会の提供等を行い、高齢者の希望に応じた社会参加を引き続き支援していくことが必要です。
3. 認知症になっても本人の意思が尊重され、安心して暮らすことができるよう、福祉・医療等のサービスや、認知症等の方の権利擁護を推進する制度の充実が必要です。また、家族等介護者の支援体制の充実が必要です。
4. 高齢者が安心して在宅生活を続けられるよう居住継続の支援を行うとともに、在宅での生活が困難となった場合でも、住み慣れた地域での生活を継続できるよう環境の整備が必要です。
5. 高齢者の地域の通いの場を中心とした介護予防、フレイル*対策や生活習慣病の重症化予防について、地域の医療関係団体と連携しつつ、保健事業と介護予防を一体的に実施するための体制を整備していく必要があります。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 地域包括ケアシステムの構築（地域包括ケア推進課）

- ①医療・介護・予防・住まい・生活支援のサービスを一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」の構築を推進します。
●関連[No.18 協働による計画的なまちづくりの推進]
- ②地域包括ケアシステム構築の中核的機関である、地域包括支援センターの機能強化を図ります。
- ③医療団体等の関係機関と連携し、在宅医療・介護連携を推進します。

*フレイル：日本老年医学会が提唱した用語で、「要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、身体的脆弱性のみならず精神心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。」と定義されている。

2 生きがいつくりの充実（高齢者いきがい課）

- ①高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って生活していけるよう、高齢者のふれあいや交流に関する取組を継続して幅広く実施し、生きがいつくりを支援します。
- ②高齢者の価値観やライフスタイルの多様化に合わせた生涯学習、就労支援の充実、世代間交流の活動等を促進します。

●関連[No.11 生涯学習活動の推進、No.29 就労の支援と労働環境の改善]

- ③元気な高齢者が、地域において支える側となり、楽しみながら活躍できるよう、ボランティア活動等の社会参加を支援します。

3 介護予防・生活支援の推進（地域包括ケア推進課、高齢者いきがい課、健康づくり支援課）

- ①高齢になっても、できる限り介護を必要とせず、健康でいきいきした生活が送れるよう、また、介護が必要となった場合でも、状態の改善や悪化の防止を目的とした施策を推進します。
- ②介護や支援が必要な高齢者等の日常生活を支援する在宅福祉サービスの充実に努めます。

4 権利擁護・認知症支援施策の推進（地域包括ケア推進課、高齢者いきがい課）

- ①関係機関と連携して高齢者虐待の防止や早期発見、適切な対応を図ります。
- ②認知症等により、財産の管理や日常生活等に支障のある方に対する成年後見制度の充実を図ります。

●関連[No.40 平和で思いやりのある社会づくり]

- ③認知症への理解を深めるための取組を推進するとともに、適切なサービスの提供や相談支援体制の充実を図ります。また、認知症の人やその家族が地域の中で安心して生活できるよう、地域ぐるみで支え合う体制づくりを推進します。

●関連[No.6 障害者福祉の推進]

5 介護サービスの充実（地域包括ケア推進課、介護保険課）

- ①住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、計画的な介護サービスの整備を促進します。
- ②利用者が良質な介護サービスの選択ができるよう、介護サービス事業者との連携を図り、サービスの質の向上に努めます。
- ③地域包括ケアシステムの構築に向け、地域におけるサービスの担い手の確保や育成に努めます。

6 居住環境の整備・充実（高齢者いきがい課、介護保険課）

- ①住宅の確保や改善等に対する支援の充実を図ります。
- ②自宅での生活や介護が困難になった場合でも住み慣れた地域で生活を継続できるように、地域密着型の施設等の整備を促進します。

●関連[No.27 良好な住環境の創出]

施 策	No.6	障害者福祉の推進
	目的	自立と共生の考えのもと、障害のある人が住み慣れた地域でいきいきと暮らせること。

施策を取り巻く状況

現 状

- 1・平成 28（2016）年 4 月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。また、障害の有無にかかわらず、相互に尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、国は平成 30（2018）年 3 月に「第 4 次障害者基本計画」を策定しました。
- 2・本市における障害のある人の人数は、身体障害のある人と難病患者が横ばい傾向で、知的障害のある人、精神障害のある人が年々増加傾向にあります。
- 3・令和元（2019）年 5 月現在、特別支援学級に通う児童生徒数は小学校 312 人、中学校 143 人で、いずれも増加傾向にあります。
- 4・障害のある人への差別解消や虐待防止のため、意識啓発および周知活動等に取り組むとともに、各種相談に応じています。
- 5・医療や学習、就労等の総合的な支援や、社会参加に向けたさまざまな支援に取り組んでいます。

課 題

- 1・障害を理由とする差別の解消や障害者虐待の防止等、障害のある人の権利擁護のための取り組みを進めることが必要です。
- 2・障害の有無にかかわらず、地域活動をはじめとした様々な社会活動に参加しやすい環境づくりが求められています。
- 3・障害のある人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる体制が必要です。
- 4・特別支援学級等に通う児童生徒の増加に伴い、引き続き特別支援学級等の新設・増設に取り組む必要があります。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 差別解消および権利擁護の推進（障害者福祉課）

- ①障害に対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消を図るとともに、障害のある人となない人との相互理解と交流の促進に努めます。
●関連[No.40 平和で思いやりのある社会づくり]
- ②障害のある人に対する虐待の防止、早期発見および迅速な対応に努めます。
- ③成年後見制度の周知と利用促進に向けた啓発に努めます。

2 保健・医療サービスの充実（障害者福祉課、高齢・障害医療課、療育支援課、健康づくり支援課）

- ①障害のある人が乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期など、それぞれのライフステージに応じて、適切な医療サービスを受けられるよう環境の整備に努めます。
- ②障害の早期発見、早期療育の充実に努めます。
●関連[No.2 児童福祉の推進]
- ③重度心身障害者医療費支給制度の安定的な運営を行い、重度心身障害のある人への福祉の増進を図ります。

3 地域生活支援および生涯にわたる学習機会の充実（障害者福祉課、療育支援課、教育センター、中央公民館）

①成長段階に応じた切れ目のない相談を通じて、障害のある子どもの地域生活を支援することで、社会への参加を推進します。

●関連[No.2 児童福祉の推進]

②学校教育における特別支援学級等の充実を図ります。

●関連[No.12 生きる力を育む教育の推進]

③障害のある人のための社会教育事業の充実を図ります。

●関連[No.11 生涯学習活動の推進]

4 雇用・就労の促進（障害者福祉課）

①障害のある人が適性に応じて働く場を確保できるよう、関係機関と連携しつつ、専門的な相談支援や就労支援の充実に努めます。

●関連[No.29 就労の支援と労働環境の改善]

②一般就労が困難な障害のある人の働く場を確保できるよう、就労継続支援事業所*等の多様な就労の場の確保を推進します。

●関連[No.29 就労の支援と労働環境の改善]

5 社会参加の拡充（障害者福祉課）

①障害のある人の社会参加に向けて、さまざまな情報を取得・利用できるよう、情報通信における情報アクセシビリティ*の向上、情報提供の充実等を推進します。

②障害のある人もない人も、地域の文化芸術やスポーツを共に楽しむことができる環境の整備を推進します。

●関連[No.14 文化芸術活動の充実、No.17 生涯スポーツの推進]

③障害のある人が気軽に外出したり、余暇を過ごしたりすることができるよう、外出支援等の充実を図ります。

6 住みよい福祉のまちづくり（障害者福祉課）

①障害のある人が、地域で安心して生活できるよう、**公共施設等のバリアフリー化や住環境を含めた生活環境の整備に努めます。**

●関連[No.18 協働による計画的なまちづくりの推進、No.27 良好な住環境の創出]

7 福祉サービスの充実（障害者福祉課）

①多様なニーズに応じた福祉サービスの充実を図るとともに、障害者相談支援事業等の充実に努めます。

②意思疎通を図ることに支障がある人に対して、コミュニケーション支援事業の充実を図ります。

③施設の整備を支援し、障害のある人の住まいや日中活動の場の充実を図ります。

*就労継続支援事業所：就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う障害福祉サービス事業所

*情報アクセシビリティ：パソコンやウェブページをはじめとする情報関連のハード、ソフト、サービス等を、高齢者や障害のある人を含む多くの利用者が不自由なく利用できること。

施策	No.7	地域福祉の推進
	目的	市民一人ひとりが、安心していきいきと暮らせる地域社会をつくること。

施策を取り巻く状況

現 状

- 1・令和2（2020）年1月における本市の高齢化率は26.6%となり、地域活動の担い手が高齢化する一方で、人々の価値観や生活様式（ライフスタイル）が多様化しています。
- 2・地域コミュニティの希薄化が進み、ダブルケアや8050問題など、複雑化・複合化した福祉課題が表面化しています。
- 3・地域のあらゆる住民等が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域共生社会*の実現に向けて、改正社会福祉法が平成30（2018）年4月に施行されました。さらに、具体的な取組内容を規定した改正社会福祉法が令和3（2021）年4月に施行されます。
- 4・令和2（2020）年1月現在、市内22地区の社会福祉協議会において、「地区別福祉プラン」を策定し、地域福祉*を推進するための取組がそれぞれ行われています。
- 5・地域における福祉課題を解決するため、地域福祉の担い手育成やネットワークづくりに取り組んでいます。
- 6・福祉制度の狭間となる事案や、複合的な問題を抱えた世帯等の相談を包括的に受け止めるため、令和2（2020）年6月に福祉総合相談窓口を設置し、早期の支援へつなげるべく取り組んでいます。

課 題

- 1・年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、市民が社会から孤立することなく、地域でいきいきと安心して暮らせるよう支える体制を強化していく必要があります。
- 2・地域を支える活動者の高齢化や固定化が見られ、新たな担い手の育成に努める必要があります。
- 3・福祉総合相談窓口を含む各種の相談支援と、地域での支援を行う関係者等との連携体制の強化に努める必要があります。

*地域共生社会：制度・分野の枠や「支え手」「受け手」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、住民一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域や社会。

*地域福祉：障害の有無や年齢等に関係なく、誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、市民、民間団体、事業者、行政が分野や制度を越えて協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 地域福祉の意識づくり（福祉推進課、教育指導課）

- ①市民、団体等が地域福祉活動に取り組むことができるよう意識啓発を行うとともに、さまざまな機会や方法で情報発信を行います。
- ②さまざまな場面で、学校における福祉に関する教育の充実を図ります。

2 地域福祉を担う人材の育成（福祉推進課）

- ①ボランティア体験の機会や福祉講座の充実により、地域福祉の担い手の育成を図ります。

●関連[No.2 児童福祉の推進]

- ②民生委員・児童委員の活動の充実を図ります。
- ③コミュニティソーシャルワーク*実践者養成研修を実施し、地域における福祉課題を解決できる体制の充実を図ります。
- ④川越市社会福祉協議会のボランティア活動事業に対する支援を通じ、ボランティア活動の充実を図ります。

3 ふれあい・支え合い・助け合いのしくみの構築（福祉推進課）

- ①地域にふさわしいふれあい・支え合い・助け合いの活動が展開されるよう支援します。
- ②各地区社会福祉協議会において、住民や関係団体等の具体的な取組や役割などを定めた地区別福祉プランの推進が図られるよう支援します。

4 地域のネットワークの充実（福祉推進課）

- ①川越市社会福祉協議会をはじめとした関係団体等との連携の充実を図ります。
- ②地域の活動主体が、地域の課題解決に向けて協力し合えるよう、地域のネットワークの基盤づくりを推進します。

●関連[No.39 地域コミュニティ活動の推進]

- ③地域における見守りのしくみづくりを推進します。

●関連[No.39 地域コミュニティ活動の推進]

5 安心して生活できる地域づくり（福祉推進課）

- ①福祉サービスの充実に努めるとともに、複雑・多様化した福祉課題を包括的に受け止められるよう、福祉に関する総合的な相談機能の充実を図ります。
- ②年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、「支え手」「受け手」が固定されずに、誰もがその人らしく地域で生活できるよう、地域福祉の総合的な支援体制である地域福祉サポートシステムの機能強化を図ります。

*コミュニティソーシャルワーク：どこに相談したらよいかわからない困りごとや、既存の公的な制度では対応しにくい問題等の福祉に関する相談に応じ、関係機関と連携しながら、生活環境の調整や、近隣住民による支え合いのしくみやサービスの構築を行い、課題解決に取り組むこと。

施策	No.8	社会保障の適正運営
	目的	社会保障制度を適正に運用すること。

施策を取り巻く状況

現状

- 1・国民健康保険の財政運営は、平成30（2018）年度から県が責任主体となり、安定的な財政運営や効果的な事業の確保等の国民健康保険運営に中心的な役割を担うことになりましたが、高齢化等に伴う医療費の増加が今後も見込まれます。
- 2・後期高齢者医療制度の被保険者は、制度開始から増加し続けています。また、今後、高齢化の進行等により、被保険者の更なる増加が見込まれます。
- 3・要介護認定者数の増加に伴い、介護サービス利用量のさらなる増加が見込まれます。
- 4・生活保護の受給世帯数は、高齢者世帯が増加しているものの、横ばい傾向です。
- 5・生活困窮者自立支援制度にかかる相談・支援の実績は増加傾向にあるものの、いまだ相談・支援に結びついていない生活困窮者が存在します。

課題

- 1・増え続ける医療費の適正化を図るため、更なる長寿社会の進展を見据えた予防・健康づくりに資する保健事業の取組が必要です。
- 2・国民健康保険制度の県単位化に伴い策定された埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、県とともに保険税率等の統一や事務処理の標準化を進める必要があります。
- 3・後期高齢者医療制度について、今後も被保険者の増加が見込まれるため、運営主体である埼玉県後期高齢者医療広域連合との連携をさらに強化していく必要があります。
- 4・利用者にとって真に必要な介護サービスが適正に提供されるよう、介護給付の適正化を図る必要があります。
- 5・生活困窮者の早期発見、寄り添い型の支援*を実施するため、ニーズを的確につかみ支援に結び付くよう地域ネットワークの強化と関係機関との連携を図る必要があります。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 国民健康保険制度の健全な運営（国民健康保険課）

- ①医療費適正化に向けた取組および必要な保健事業を進め、国民健康保険事業の安定的な運営を図ります。
- ②国民健康保険税の適正な賦課に努め、収入の確保を図ります。

2 後期高齢者医療制度の円滑な運用（高齢・障害医療課）

- ①後期高齢者医療制度の安定的かつ健全な運用に努めます。

*寄り添い型の支援：本人の意欲や幸福追求に向けた想いに寄り添い、本人が自分の意思で主体的に自立に向けた行動をとれるようにサポートすること。

3 国民年金制度の啓発（市民課）

- ①広報紙等により国民年金制度の周知を行うとともに、国民年金相談業務の充実を図ります。

4 介護保険制度の健全な運営（指導監査課、介護保険課）

- ①介護給付適正化の取組を進め、介護保険の適正なサービス利用を図ります。
- ②介護サービス事業者に対し実地指導等を行い、介護サービス事業者の適正な事業運営を促進します。

5 生活保護制度の適正な運営（生活福祉課）

- ①保護の受給要件の的確な把握等により、制度の適正な運用を図ります。
- ②就労支援相談員等を活用した早期就労による自立を支援します。
●関連[No.29 就労の支援と労働環境の改善]
- ③民生委員・児童委員等の地域関係機関との連携強化を図ります。

6 生活困窮者自立支援制度の適正な運営（生活福祉課）

- ①生活困窮者自立支援制度*の周知を図り、自立に向けた寄り添い型の支援を行います。
- ②生活困窮者支援のための地域ネットワークの充実を図ります。

*生活困窮者自立支援制度：生活に困窮している人に対し、仕事や住まい、家計等のさまざまな面から自立に向けた包括的な支援を行う制度。

施策	No.9	健康づくりの推進
	目的	健康への意識や生活習慣の改善を促進し、健康寿命の延伸を図ること。

施策を取り巻く状況

現状

- 1・国では、健康寿命の延伸を目標とした「21世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21（第二次））」（平成25（2013）年度～34（2022）年度）について、平成30（2018）年に中間評価を行い、全体として前進しているものの、栄養・食生活、身体活動・運動、休養等の生活習慣に関する目標や高血圧、糖尿病等の生活習慣病の発症・重症化予防に関する目標において進捗が不十分な項目が多いとの報告をしています。
- 2・平成30（2018）年における本市の死因別死亡者数の上位をみると、悪性新生物（がん）が27.1%、心疾患（高血圧性を除く）が17.6%、脳血管疾患が7.8%となっており、三大生活習慣病が全体の半数以上を占めています。
- 3・平成30（2018）年の本市における65歳からの健康寿命*は、男性が17.61年、女性が20.17年となり、延伸傾向にあります。
- 4・健康寿命日本一を目指して、市や地域、関係機関等が連携・協働して、市民の健康づくりを推進しています。
- 5・「食事」「運動」「健診」をテーマに掲げ、市民が主役の健康づくりを推進する「ときも健康プロジェクト いきいき川越大作戦」を展開しています。
- 6・平成30（2018）年度における国民健康保険特定健康診査の受診率は41.9%、後期高齢者医療健康診査の受診率は31.1%、国民健康保険特定保健指導の実施率は14.7%で、いずれも前年度から改善していますが、国・県の平均を下回っています。

課題

- 1・ライフステージの各時期の特徴に応じたよりよい生活習慣をつくることや、生活習慣病の早期発見と重症化を予防するための取組を促進することが必要です。
- 2・健康無関心層を含めた全ての市民の健康づくりを推進するため、関係機関等と連携し、健康づくりを支援するための環境整備を進めることが必要です。
- 3・がんの早期発見、治療のため、市民のがんおよび検診への意識を高め、定期的ながん検診の受診を促進することが必要です。

*65歳からの健康寿命：65歳に達した人が健康で自立した生活を送ることができる期間のことで、具体的には介護保険制度の「要介護2」以上の認定を受けずに生活できる期間のこと。

1 健康づくりの支援（健康管理課、健康づくり支援課）

- ①関係機関・団体とのネットワークを構築し、相互に連携し、健康づくりの基盤の充実を図ります。
- ②地域で活動する保健推進員等の団体の育成や活動を支援し、協働して健康講座等を行います。
- ③一人ひとりが食育に関心を持ち、実践できるよう食育に関する取組の充実を図ります。

●関連[No.13 教育環境の整備・充実]

- ④生涯にわたり歯と口の健康を維持できるよう、歯科口腔保健の充実を図ります。
- ⑤健康づくりのための情報発信や健康相談、講座等を実施し、乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージに応じた健康づくりを支援します。

●関連[No.1 少子化対策の推進、No.5 高齢者福祉の推進、No.17 生涯スポーツの推進]

- ⑥健康の視点から地域の特性に合わせた健康づくりの活動や地域づくりを推進します。

2 特定健康診査等の実施（国民健康保険課、高齢・障害医療課）

- ①特定健康診査受診率および特定保健指導実施率の向上の取組を進め、メタボリックシンドローム*該当者および予備群の減少を図ります。
- ②健康診査および人間ドックを実施することにより、後期高齢者医療制度加入者の健康の保持増進を図ります。

●関連[No.5 高齢者福祉の推進]

- ③国民健康保険の特定健康診査と後期高齢者医療の健康診査を連携させ、切れ目のない健康診査等に努めるとともに、がん検診との同時受診の拡充を図ります。

3 がん検診等の実施と受診勧奨（健康管理課）

- ①がん検診、骨密度検診、肝炎ウイルス検診、歯周病検診、無保険者健康診査を実施し、受診を勧奨します。
- ②検診により要精密検査と判定された市民に対し受診を勧奨します。

*メタボリックシンドローム：内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上を併せもった状態。

施策	No.10	保健衛生・医療体制の充実
	目的	保健衛生と医療体制の充実を図り、市民の健康が保持、増進されること。

施策を取り巻く状況

現 状

- 1・仕事や生活等に関するストレスから、不安や悩みを強く感じる人が増加しています。
- 2・「自殺対策基本法」に基づき、平成 30（2018）年度に「川越市自殺対策計画」を策定し、自殺防止等のための施策を総合的に推進しています。
- 3・地球温暖化等の影響により、従来亜熱帯で発生していたデング熱等の国内での発生事例が報告されています。海外では、中東呼吸器症候群（MERS）、エボラ出血熱等の危険な感染症が流行している地域があります。また、令和 2（2020）年 2 月に、新型コロナウイルス感染症が新たな指定感染症に指定されました。
- 4・夜間、休日の初期救急医療を確保するため、川越市医師会夜間休日診療所を支援するとともに、在宅当番医制事業および休日歯科診療所運営事業を実施しています。また、夜間、休日の二次救急医療を確保するため、病院群輪番制参加病院および埼玉医科大学総合医療センターを支援しています。
- 5・平成 30（2018）年 6 月に食品衛生法の一部が改正され、原則として全ての食品等事業者が HACCP*に沿った衛生管理を求められています。

課 題

- 1・精神保健や自殺予防に関する理解の醸成と精神障害のある人等への継続的な支援が必要です。
- 2・感染症の予防とまん延防止の取組が必要です。また、海外渡航者等の増加による輸入感染症への対応が必要です。
- 3・地域での適切な医療提供体制の確保を図る必要があります。
- 4・食の安全・安心を確保するための取組が必要です。

*HACCP：Hazard Analysis Critical Control Point の略。食品の製造・加工等の工程のあらゆる段階で発生する恐れのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析し、その結果に基づいて、作業工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 精神保健対策の推進（保健予防課）

- ①関係機関と連携を図りながら、精神保健相談や訪問指導を充実し、地域における市民の心の健康づくりを推進するとともに、精神障害者の社会復帰と自立を支援します。
- ②精神保健や自殺予防に関する正しい理解と知識の普及・啓発や関係団体等の育成に努めます。

2 感染症予防対策の推進（保健予防課）

- ①結核やエイズをはじめとする感染症の正しい知識の普及・啓発を図り、感染症の予防とまん延の防止に努めます。
- ②関係機関や団体との協働による疾病予防体制の整備を図るとともに、緊急時における危機管理体制を強化します。

3 地域医療体制の整備・充実（保健医療推進課、保健総務課）

- ①医療団体等と連携して、かかりつけ医の定着、かかりつけ薬局の普及、病診連携の推進、救急医療体制の整備、在宅医療の充実等を図ります。
●関連[No.43 消防・救急体制の充実]
- ②保健・医療の関係団体等と協力し、介護・福祉との連携を進めます。
- ③医療機関や薬局等に対する監視・指導を行います。
- ④関係機関等との連携を強化しつつ、若年層に重点を置いた薬物乱用防止の啓発等を推進します。

4 食の安全・衛生的な住環境の確保（食品・環境衛生課）

- ①食品営業施設、給食施設等への監視・指導を行います。
- ②食品衛生知識の普及・啓発に努めます。
- ③公衆浴場や理容所等の生活に密着した生活衛生施設への監視・指導を行い、衛生水準の維持向上を図ります。
- ④特定建築物*の衛生的な維持管理の指導に努めます。
- ⑤犬や猫等の適正飼養*や動物愛護の普及・啓発に努めます。

*特定建築物：「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、維持管理上、特に配慮が必要な3,000㎡以上の面積を有する建物。

*適正飼養：人と動物が共生できるよう、適正なルールのもと飼育すること。

第3章 教育・文化・スポーツ

市民一人ひとりが生涯を通じて学習することができ、その成果を生かすことができる社会の実現を図ること。

施策を取り巻く状況

現 状

- 1・公民館、図書館、博物館等の施設を活用した、市民の学習機会の創出や活動の場の提供に努めており、平成 31(2019)年 4 月には霞ヶ関西公民館が開館しています。また、ウエスタ川越*内の市民活動・生涯学習施設が、生涯学習活動の場として活用されています。
- 2・令和元(2019)年度に行われた「文化芸術及び生涯学習に関する意識調査」や、平成 30(2018)年度に行われた国の「生涯学習に関する世論調査」によると、多くの人が地域や社会での活動に参加してみたいと回答しています。
- 3・公民館等の公共施設を利用した団体での活動がみられる一方、民間の講座や自宅での活動、インターネット等を通じた個人での活動もみられるなど、本市における学習活動は多様化しています。

課 題

- 1・多様な学習機会の提供を充実させることや、その学習成果を活用し社会参画につなげていくしくみの充実が必要です。
- 2・学校・家庭・地域が連携し、家庭や地域の教育力を向上させる取組が必要です。
- 3・市民のニーズや利便性を考慮した図書館、博物館の運営が求められています。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 生涯学習を推進する体制の充実（文化芸術振興課）

- ①生涯学習に関する市民ニーズの把握および市民への情報提供の充実に努めます。
- ②大学等の高等教育機関との連携を推進し、高度で体系的な生涯学習の機会を創出するほか、まちづくりなど幅広い分野でその知見を活用します。
- ③生涯学習を通じて、地域の中に学びの場をつくり、地域活動のための学習機会の充実を図ります。 ●関連[No.39 地域コミュニティ活動の推進]
- ④市民が学習した成果や職業人として培ってきた知識、技術、経験を地域で生かすことができるしくみの充実を図ります。 ●関連[No.41 男女共同参画の推進]

2 家庭や地域の教育力向上（地域教育支援課、中央公民館）

- ①学校・家庭・地域の連携・協働により、地域ぐるみの教育を支援します。 ●関連[No.4 青少年健全育成の推進、No.39 地域コミュニティ活動の推進]
- ②地域や学校など、身近で豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう支援します。
- ③地域の社会教育関係団体を支援します。 ●関連[No.4 青少年健全育成の推進]
- ④地域住民が主体となる社会教育事業を支援します。

*ウエスタ川越：市、県、民間事業者により整備され、平成 27(2015)年春に川越駅西口にオープンした複合拠点施設。市の施設として、大ホールや市民活動・生涯学習施設、男女共同参画推進施設のほか、南公民館、子育て支援センター、市民相談室等がある。

3 ライフステージ、社会変化等に応じた学習機会の充実（中央公民館）

- ①人生の各時期の課題や少子高齢化、情報化、国際化、環境、人権等の現代的な課題に応じた多様な学習機会の充実に努めます。
- ②郷土の歴史や伝統・文化等を学ぶ地域学習や地域で生じている課題を題材とした学習を推進します。

4 身近な学習施設の整備・運営（文化芸術振興課、地域教育支援課、中央公民館）

- ①利用しやすい身近な学習施設の整備・運営に努めます。

5 市立図書館の充実（中央図書館）

- ①市民のさまざまなニーズに即した、学習支援につながる事業を実施します。また、各分野の資料や学習・研究情報の提供サービスの充実を図るほか、利用者の利便性の向上を図る取組を推進します。
- ②近隣市町との図書館相互・広域利用および大学や市立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校図書室等との連携を図ります。

●関連[No.51 広域的な連携の推進]

- ③地域資料等をデジタル化し、情報のネットワーク化をさらに推進します。

●関連[No.50 情報化施策の推進]

6 市立博物館等の充実（博物館）

- ①多様化する市民の学習活動への対応と観光に貢献する施設として、常設展示の充実を図るとともに、講座や教室等の内容を深め、市民の博物館の利用機会の向上を図ります。

●関連[No.33 観光の振興]

- ②学校教育との連携のもと、児童生徒が川越の歴史や文化等に興味や関心を持つことができる学習活動の機会の充実を図ります。

- ③蔵造り資料館の耐震化を進めます。

施策	No.12	生きる力を育む教育の推進
	目的	児童生徒の知徳体のバランスのとれた生きる力を育む、充実した教育を推進すること。

施策を取り巻く状況

現状

- 1・全国学力・学習状況調査*の結果を踏まえ、基礎的・基本的な知識および技能の確実な習得と、思考力・判断力・表現力等の育成を図っています。
- 2・自分のよさや可能性を認識できる児童生徒を育てるために、児童生徒の理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図っています。
- 3・「いじめ防止対策推進法」に基づき、「川越市いじめの防止等のための基本的な方針」を策定し、いじめ防止等のための施策を総合的に推進しています。
- 4・あけぼの・ひかり児童園旧園舎を教育センター第二分室として利用するなど、教育相談体制の充実を図っています。
- 5・情報活用能力の育成を図るために、普通教室等の無線 LAN や教育用タブレット端末の導入を全ての小学校・中学校において推進しています。
- 6・児童生徒の新体力テストの結果を踏まえ、進んで運動に親しみ、基礎的な体力づくりに取り組む児童生徒の育成を図っています。

課題

- 1・学習指導要領を踏まえた教育活動の充実を図るとともに、基礎的・基本的な知識および技能の確実な習得と、判断の根拠や理由を明確にして自分の考えを表現する力の育成が必要です。
- 2・児童生徒の志や自己肯定感を育てるとともに、社会性、感動する心や自立心を育む学習指導と生徒指導を充実させることが必要です。
- 3・児童生徒の心の教育、学力向上、いじめの未然防止、不登校対策、外国人児童生徒教育等学校におけるさまざまな課題に応じた取組が必要です。
- 4・一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備・充実が必要です。
- 5・小学校から中学校など、異なる学校間での継続的な指導の充実を図り、進学時の不適應等に対応していくことが必要です。
- 6・グローバル化や情報化等の進展に対応した教育の推進が必要です。
- 7・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を「学ぶ」「する」「観る」「支える」ことを通じて、その後の人生の糧となるようなかけがいのないレガシーを児童生徒の心と体に残していくことが必要です。
- 8・日常生活において体を動かす機会が減少していることから、各校においては、運動の機会や運動量の確保に取り組み、体力の向上を図ることが必要です。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 確かな学力の育成（教育指導課）

- ①児童生徒の学力状況と課題を把握し、知識および技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成に向けた具体的な方策を組織的・継続的に研究・検討し、未来の創り手となるために必要な資質・能力の育成を図ります。

*全国学力・学習状況調査：小学校6年生と中学校3年生を対象に実施する児童生徒の学力や学習状況に関する全国的な調査。

2 学校課題に応じた学校支援の推進（学校管理課）

- ①児童生徒の心の教育、学力向上、いじめの未然防止、外国人児童生徒教育等、各学校におけるさまざまな課題に対応するオールマイティーチャー*や語学指導補助員*等を配置し、課題解決を図ります。

3 校種間連携の推進（学校管理課）

- ①幼稚園・保育園・小学校間や小学校・中学校間、中学校・高等学校間等の連携を深め、生活指導上の情報交換や学習指導等の共有・共通理解等を行い、指導の充実を図ります。

●関連[No.3 幼児期の教育・保育と学童保育の充実]

4 生徒指導の推進（教育指導課、教育センター）

- ①児童生徒の抱える様々な課題に対応するさわやか相談員*、スクールカウンセラー、臨床心理士やスクールソーシャルワーカー*等を活用することで教育相談体制の充実を図り、いじめ防止対策や不登校対策等の生徒指導を推進します。

●関連[No.4 青少年健全育成の推進]

5 進路指導・キャリア教育の充実（教育指導課）

- ①地域・関係機関と連携した中学生社会体験事業等により、進路指導・キャリア教育の充実を図ります。

●関連[No.29 就労の支援と労働環境の改善]

6 特別支援教育の充実（教育センター）

- ①特別支援教育を推進する体制を拡充し、障害等のある児童生徒一人ひとりの自立に向けたきめ細かな支援を推進します。

●関連[No.2 児童福祉の推進、No.6 障害者福祉の推進]

7 グローバル化に対応する教育の推進（教育センター）

- ①自国や他国の言語や文化を理解し、グローバルな視野で活躍するために必要な資質・能力を育成するために、英語指導助手を効果的に活用した教育活動の充実と指導体制の強化を図ります。

8 情報教育の推進（教育センター）

- ①児童生徒の情報活用能力を育成するために、GIGA スクール構想に対応した ICT 環境整備と教員の ICT 活用力の向上を推進し、ICT を日常的・効果的に活用した学習活動の充実を図ります。

9 体力向上と保健・安全教育の推進（教育指導課）

- ①児童生徒の体力の状況と課題を把握し、体育の授業改善や家庭との連携等を通して、自ら進んで運動をする児童生徒を育成し、体力の向上を図ります。
- ②児童生徒が自分で身を守るようにする教育など、時代の変化とともに新たに生じる課題への対応を含め、学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育の充実を図ります。

*オールマイティーチャー：積極的な生徒指導を推進し、子どもたちの心の教育や学力向上、いじめの未然防止等、各学校におけるさまざまな課題を解決するために配置する市費臨時講師。

*語学指導補助員：市内小・中学校に在籍する日本語指導を必要とする外国人児童生徒に対して指導・支援を行う職員。

*さわやか相談員：いじめ・不登校等の児童生徒に対する心の問題を解消するため、全市立中学校 22 校に 1 名ずつ配置されている。児童生徒および保護者との相談等に応じるとともに、学校・家庭・地域社会との連携を図る。

*スクールソーシャルワーカー：課題を抱える児童生徒について、その背景にある生活環境への働きかけおよび改善を図るために配置された、教育分野と社会福祉分野の知識・経験を有する専門職。

施策	No.13	教育環境の整備・充実
	目的	安全・安心で豊かな教育環境をつくること。

施策を取り巻く状況

現状

- 1・中核市として教職員研修体系を確立させ、豊かな人間性、確かな指導力を持った教職員の育成を推進しています。
- 2・令和元(2019)年度から導入した統合型校務支援システム*等を活用し、教職員の負担軽減に努めています。
- 3・全ての小学校・中学校において、耐震化、普通教室の空調設備導入が完了しています。また、市立学校の大規模改造工事やトイレ改修工事を実施し、施設・設備の改善に努めています。
- 4・アレルギー対応食の提供開始等により、より安全・安心でおいしい給食を安定的に供給するよう努めています。
- 5・市立川越高等学校では、第二次川越市立川越高等学校将来構想懇話会の提言を踏まえ、魅力ある学校づくりを推進しています。また、令和元(2019)年度から大規模改修工事を実施し、施設・設備の改善に努めています。

課題

- 1・教職員研修を一層充実させるとともに、効果的に実施する環境が必要です。
- 2・多様化する学校教育の中で、きめ細かな指導を行うために、学校の役割や必要とされる施設の変化に対応するとともに、校内業務を効率化し、教職員の負担を軽減する必要があります。
- 3・少子化による小規模校化が進む中、多様な教育活動を進め、教育水準の維持向上を図るために、学校規模の適正化を検討する必要があります。
- 4・安全・安心でおいしい学校給食を安定して提供できるよう、経年による施設や諸設備の改修等を実施する必要があります。
- 5・市立川越高等学校の将来構想や施設・設備の計画的な改修について、継続的かつ多角的に検討を進めていく必要があります。
- 6・各学校が地域と連携し、特色ある学校づくりを推進する必要があります。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 教職員の資質向上（教育センター）

- ①時代のニーズ等を把握し、教科等や教職に関する高度な専門知識や、新たな学びを展開できる指導力を持つ教職員の育成に努めます。

*統合型校務支援システム：学籍・指導情報を一元管理し、成績処理業務等を標準化・共通化・効率化を実現するシステム。

2 校内の業務改善の推進（学校管理課）

- ①校内業務を効率化し、教職員の校務負担を軽減することで、教職員が子どもと向き合う時間を確保し、一人ひとりに合った質の高い教育の実践を目指します。

3 学校施設の整備・充実（教育財務課、教育指導課）

- ①老朽化した学校施設・設備の大規模改造工事やトイレ改修工事、特別教室等への空調設備の導入を計画的に進め、安全・安心かつ快適な教育環境の整備・充実を図ります。
- ②学校図書館の蔵書の充実を図り、児童生徒の読書活動を推進します。

4 小学校・中学校の適正規模・適正配置と通学区域の弾力化（学校管理課）

- ①地域への影響などについても考慮しながら、児童生徒数の推移に応じた学校の配置や学校規模の見直し、通学区域の弾力化等について検討し、学校教育の活性化を図ります。

●関連[No.18 協働による計画的なまちづくりの推進]

5 学校給食の充実（教育指導課、学校給食課）

- ①学校給食センターの更新、設備の改修および修繕を計画的に進め、安全・安心でおいしい給食を安定的に提供します。
- ②児童生徒が、食に関して正しい知識と望ましい食習慣を身に付ける食育を進めるとともに、地域の食文化への理解を深めるため、地場産農産物の使用に努めます。

●関連[No.9 健康づくりの推進、No.30 農業の振興]

6 市立川越高等学校の改革・充実（学校管理課、市立川越高等学校）

- ①将来構想について継続的かつ多角的に検討し、学校教育の一層の充実を図ります。
- ②計画的に施設・設備の改修工事を進め、よりよい教育環境の整備・充実を図ります。

7 教育センターの整備・充実（教育センター）

- ①教育センターの機能や施設を整備・充実させ、教職員研修を効果的に実施するとともに、地域住民も活用できる施設となるよう推進します。

8 地域に開かれた特色ある学校づくりの推進（学校管理課）

- ①学校評議員制度*やコミュニティ・スクール*、地域人材の活用事業等を通して、地域人材の積極的な活用を図るとともに、地域との連携を推進します。

*学校評議員制度：その学校の職員以外の者で教育に関する理解および識見を有する者のうちから、校長の推薦により市が委嘱する。校長の求めに応じ、学校運営に関して意見を述べることができる。

*コミュニティ・スクール：育てたい子ども像、目指すべき教育のビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けてともに協働していくしくみ。

施策を取り巻く状況

現状

- 1・川越市美術展覧会や川越市民文化祭等の文化芸術活動の発表機会の充実を図っています。また、平成30（2018）年に創立70年を迎えた川越市文化団体連合会の加盟団体をはじめ、様々な分野の文化芸術団体が、歴史と伝統を受け継ぎ活動しています。
- 2・ウエスタ川越のオープンを機に、その施設機能を活用して、舞台公演や作品展示、体験教室等を一堂に会し、活動の発表や展示、観覧、参加、交流を図るべく、川越市総合文化祭を開催しています。
- 3・令和元（2019）年度に実施した「文化芸術及び生涯学習に関する意識調査」では、「子どもが文化に親しむ機会の提供」、「質の高い芸術や芸能の鑑賞機会の充実」について多くの人が重要と考えています。
- 4・文化芸術の振興を図るため、川越市文化芸術スポーツ振興基金*を設置し、基金を活用して子どもの文化芸術体験事業等を実施しています。
- 5・市立美術館では、展覧会等の開催や教育普及事業の実施を通じて、市民が美術に触れる機会を提供しています。

課題

- 1・本市の文化芸術の特色や文化芸術資源を活用し、文化芸術への市民の関心を高めるとともに若い世代の参加を促すような取組が必要です。
- 2・ウエスタ川越大ホール等の文化施設を活用し、質の高い芸術や芸能の鑑賞機会を提供するとともに、市民の文化芸術活動や発表の機会を充実させていくことが必要です。
- 3・文化芸術を振興することによる、成熟したまちの魅力と活力の向上、子どもの豊かな心の育成等が望まれています。
- 4・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、川越の文化芸術に興味を持った方に、文化芸術に触れる場の提供に努めていく必要があります。
- 5・文化施設については、今後も市民の活動や発表の場として活用していくため、施設や設備の改修を実施していく必要があります。
- 6・ウエスタ川越については、一棟を県市で共有していることも踏まえ、施設利用者の利便性を高める取り組みや、計画的な改修や修繕が必要です。
- 7・市立美術館については、今後も市民が美術に触れる機会を提供するために、施設や設備の改修を実施していく必要があります。

*川越市文化芸術スポーツ振興基金：本市の文化芸術およびスポーツの振興を図るため平成27（2015）年度に設置。

1 文化芸術の振興（文化芸術振興課）

- ①市民、民間団体、事業者等との連携や協働により、文化芸術の振興を図るとともに、相互の交流等を通じて、地域の魅力づくりとなる新たな文化芸術の創出に努めます。
- ②学校や文化芸術団体等と連携また協働し、次代を担う若い世代が参加し活躍することができる文化芸術活動を推進します。

2 文化芸術に触れる機会づくり（文化芸術振興課）

- ①文化芸術の鑑賞機会を提供することで、文化芸術への関心や理解の向上を図ります。
- ②文化芸術に関する情報を、分野別や世代別等に対象を分けるなどして、魅力あるコンテンツを発信します。
- ③次代を担う子どもや若い世代が、文化芸術を鑑賞したり学んだりできる機会の提供に努めます。

3 文化芸術活動への支援（文化芸術振興課）

- ①文化芸術活動を行う市民の発表機会の充実を図ります。
- ②先導的な役割を担う芸術家や指導者をはじめ、幅広い人材の育成や発掘に努めます。
- ③市民の芸術鑑賞や活動・発表の場である文化施設やウェスタ川越大ホール等の計画的な改修等に努め、適切な運営管理を図ります。

4 市立美術館の充実（美術館）

- ①市民が親しみやすい展覧会の実施や体験型のイベント等を企画し、市立美術館の利用機会の向上を図ります。
- ②創作活動や発表の場の提供を通じて、市民が芸術活動に参加する機会づくりに努めます。
- ③学校教育と連携した教育普及活動を行うとともに、子どもたちが文化芸術活動を体験できる機会の充実に努めます。
- ④老朽化した施設や設備の計画的な改修に努めます。

施策	No.15	文化財の保存・活用
	目的	歴史・文化・伝統等の理解を深めるとともにまちの魅力を生むこと。

施策を取り巻く状況

現状

- 1・本市には、国や県や市指定の数多くの文化財があり、これらの指定文化財の保護を図っています。
- 2・国の重要無形民俗文化財であり、ユネスコ無形文化遺産に登録されている川越氷川祭の山車行事*など、無形民俗文化財の保存と後継者育成を図るため、保護団体等を支援しています。
- 3・国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている川越市川越伝統的建造物群保存地区*では、伝統的建造物の保存修理や町並みに調和した新築の修景等により、蔵造りをはじめとする町並みの保存整備を進めています。
- 4・川越市川越伝統的建造物群保存地区では、都市景観推進団体との協議、情報交換を行うなど、官民が連携した歴史的町並みの保存整備を推進しています。

課題

- 1・少子高齢化の進行等社会状況の変化を背景に地域で文化財継承に取り組む体制づくりが必要です。
- 2・市民と協働で文化財の活用を推進しながら文化財の保護意識の啓発に努めることが必要です。
- 3・無形民俗文化財の後継者の育成が必要です。
- 4・伝統的建造物を保存していくための伝統工法の技能を有する技術者の育成や、資材の確保が必要です。
- 5・川越市川越伝統的建造物群保存地区内の少子高齢化の進行や来街者数の増加など、地区の社会環境の変化に応じた独自の地区防災機能の向上が必要です。

*川越氷川祭の山車行事：川越城主松平伊豆守信綱が祭礼用具を寄進したことに始まり、江戸の「山王祭」、「神田祭」の影響を受けながら、360年以上にわたり受け継がれてきた祭り。平成17(2005)年に国指定重要無形民俗文化財に指定され、平成28(2016)年にユネスコ無形文化遺産に「山・鉦・屋台行事」の一つとして登録された。

*川越市川越伝統的建造物群保存地区：平成11(1999)年4月に、蔵造りをはじめとする町並みおよびその周辺約7.8ha(札の辻から仲町交差点までの幸町の全部、元町1丁目、元町2丁目および仲町の各一部)を川越市川越伝統的建造物群保存地区として都市計画決定を行った。また、同地区は国にとってその価値が特に高いものとして、同年12月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 文化財の保存と活用（文化財保護課）

- ①文化財の保存に努めるとともに、文化財の価値を生かした活用を積極的に図ります。
●関連[No.20 景観まちづくりの推進]
- ②地域の文化財をその周辺環境も含めた総合的な保存・活用方法を関係者とともに検討していきます。
- ③さまざまな媒体での情報発信を行うなど、文化財の価値を市民に周知し、文化財の保護意識の啓発に努めます。
- ④国内最大規模の上円下方墳である山王塚古墳*について、国指定史跡とすることを目指し、関係機関と協議を進めていきます。

2 無形民俗文化財の保存と後継者の育成（文化財保護課）

- ①無形民俗文化財を地域で保存継承する体制の確立を支援協力します。また、伝統芸能等の後継者の育成事業を積極的に支援します。
●関連[No.33 観光の振興]

3 重要伝統的建造物群保存地区の保存整備事業の充実（都市景観課）

- ①伝統的建造物の保存修理等を実施し、あわせて官民連携による保存技術の継承や、担い手の確保と育成等に努めます。
●関連[No.20 景観まちづくりの推進]
- ②伝統的建造物の耐震化や自主防災体制の整備に努めます。
●関連[No.42 防災体制の整備]

4 河越館跡の整備・活用（文化財保護課）

- ①国指定史跡の河越館跡の整備を図るとともに、川越の地名発祥の地であることを広く周知し、市民等と協働し活用を図ります。

*山王塚古墳：大塚1丁目にある上円下方墳。入間川を北西に臨む台地上に7世紀に築成され、南大塚古墳群に属す。下方部一辺63m高さ1m、上円部の径は約47m全高4.5mで国内最大級である。昭和33（1958）年3月6日「山王塚」として市指定文化財となった。

施策	No.16	多文化共生と国際交流・協力の推進
	目的	誰もが異なる文化を理解し、相互に尊重し助け合いながら共に生活すること。

施策を取り巻く状況

現状

- 1・グローバル化が進展しており、地域社会の中では、さまざまな文化が混在し、人々の価値観が多様化しています。
- 2・本市に暮らす外国籍市民は、8,799人（令和2（2020）年1月1日現在）、出身国は約80か国で、人口の2.49%を占め、10年前に比べて約1.9倍に増加しています。また、市内4大学では1,861人（令和2（2020）年3月31日現在）の留学生が学んでいます。
- 3・国際交流センターでは、ボランティアによる日本語教室、外国籍市民相談、多言語による情報提供等を通じて外国籍市民の生活支援をしています。
- 4・外国籍市民に日本語を教えるボランティアを育成することを目的とした講座の開催等を通じて国際化を担う人材を育成する機会を提供しています。

課題

- 1・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、異文化理解をさらに進め、市民をはじめとするさまざまな主体と連携し、多文化共生*社会の実現を推進していく必要があります。
- 2・外国籍市民を支援するボランティアや市民団体のさらなる育成や充実が必要です。
- 3・外国籍市民との相互理解を深め、地域社会での共生を促進するような取組が必要です。

*多文化共生：国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

1 外国籍市民への支援の充実（国際文化交流課）

- ①外国籍市民のための日本語教室と市民相談等を通じて、地域社会での共生を促進します。
- ②多言語による情報提供の充実を図ります。
- ③市内大学の留学生を支援し、地域社会との交流参加を促します。

2 国際感覚に優れた市民の育成（国際文化交流課）

- ①市内大学等と連携を図り、各種講座や研修会等を通じて、国際感覚に優れた市民の育成に努めます。
- ②日本語ボランティア、通訳・翻訳ボランティアの活動を支援し、その活動を通じて、異文化理解や相互に助け合う意識の向上に努めます。
- ③国際交流に関係する市民団体への支援を充実し、連携して国際化の促進に努めます。

3 外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり（国際文化交流課）

- ①多文化共生と国際交流の推進拠点として国際交流センターを活用し、外国籍市民との相互理解が深まるような事業の支援に努めます。
- ②川越市外国籍市民会議を開催し、外国籍市民の意識や要望を把握するとともに、国際化施策への反映を図ります。
- ③川越市外国籍市民国際人材ネットの充実を図り、外国籍市民の地域社会への参画を促進します。

4 姉妹・友好都市交流の充実（国際文化交流課）

- ①川越市姉妹都市交流委員会への支援に努め、さまざまな分野で市民中心の姉妹・友好都市交流の充実を図ります。
- ②姉妹・友好都市という関係だけでなく、地域に根ざした国際交流事業を支援します。
●関連[No.51 広域的な連携の推進]

施策	No.17	生涯スポーツの推進
	目的	生涯にわたり心身ともに健康で豊かな生活を実現すること。

施策を取り巻く状況

現状

- 1・いつでも、どこでも、誰でも、を特徴とする、地域住民が主体となり運営する総合型地域スポーツクラブ*が、令和元（2019）年度末において4か所で運営されています。
- 2・幼・少年期、青年期、成人期、高齢期等の各ライフステージによって、スポーツへの関わり方は異なっています。
- 3・平成26（2014）年度に日本陸上競技連盟公認大会となった小江戸川越ハーフマラソンは、多くのボランティアスタッフの協力により成り立っています。また、10kmコースについても新たに公認種目とするなど大会に特色をもたせるとともに、さらなる産・学との連携により、社会的、文化的の波及効果の創造と大会の活性化につながる施策を検討しています。
- 4・スポーツの振興を図るため、川越市文化芸術スポーツ振興基金を設置し、基金を活用してジュニアアスリート育成事業を実施しています。

課題

- 1・ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するため、スポーツ活動の場の充実や適切な指導ができる指導者の育成が必要です。
- 2・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催後のオリパラムーブメント*推進への取組について、スポーツと文化の側面を持つ事業展開への検討と、地域・企業との連携が必要です。
- 3・気軽にスポーツに親しめるような機会を提供し、スポーツによる健康づくりを進めることが必要です。
- 4・スポーツ施設の老朽化が進んでいることから、中長期的な改修計画が必要です。

*総合型地域スポーツクラブ：子どもから高齢者まで、さまざまなスポーツを愛好する人々が、誰でも参加できるという主旨で、地域住民により自主的・主体的に、運営されるスポーツクラブ。

*オリパラムーブメント：オリンピック・パラリンピックのあるべき姿、理念を多くの人に知ってもらい、その考えを広げていく活動。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 総合型地域スポーツクラブの設置・育成（スポーツ振興課）

- ①地域の誰でも、日常的にスポーツに親しむことができるように、総合型地域スポーツクラブの設置および育成を推進します。

●関連[No.9 健康づくりの推進]

2 スポーツ大会やスポーツ教室等の充実（スポーツ振興課）

- ①スポーツ・レクリエーション大会の充実を図ります。また、市民がスポーツに親しむ機会を提供し、関係する事業との連携を図りながら、市民の自主的な健康の保持・増進、体力の維持・向上等の活動に協力し、スポーツによる健康づくりを推進します。

●関連[No.9 健康づくりの推進]

- ②ライフステージに応じた各種スポーツ教室を展開します。

- ③ジュニアアスリートが、トップアスリート等から指導を受ける機会の提供を図ります。

3 スポーツ指導者等の養成・活用（スポーツ振興課）

- ①市民ニーズに合わせて適切な指導ができるよう、民間も含めた関係団体等と連携し、スポーツ・レクリエーション指導者等の養成に努め、その活用を図ります。
- ②各スポーツ団体の育成および支援を継続的に推進します。

4 スポーツ施設等の整備・充実（スポーツ振興課）

- ①既存のスポーツ施設を利用者がより安全かつ安心して使え、スポーツ振興に資するよう、整備および改善を図ります。

●関連[No.26 公園・緑地の充実]

- ②スポーツ活動の場の充実のため、現状を踏まえた多目的な体育施設について検討を進めます。

- ③初雁公園球場の移転の検討にあたり、「意向調査」等を通じて、スポーツニーズ等の把握に努めていきます。

●関連[No.26 公園・緑地の充実]

第 4 章 都市基盤・生活基盤

市民、民間団体、事業者、行政がそれぞれの役割分担のもと、計画的に魅力と活力のあるまちづくりを進めること。

施策を取り巻く状況

現状

- 1・人口減少による都市の低密度化を避けるため、都市機能や居住を誘導し、公共交通を充実させることで、将来にわたっての「まちの活力」や「暮らし」を維持していくコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進しています。
- 2・市民、事業者および市の協働*により、地区の特性を生かした魅力あるまちづくりを進めており、平成 30（2018）年には「川越市地区街づくり推進条例」に基づく地区街づくり計画の第1号として、「川越中央通り昭和の街の会 まちづくりの約束」が認定されています。
- 3・人口減少による宅地需要の沈静化から、かつて宅地化すべきものとされていた市街化区域内の農地は、緑がもたらす良好な景観や災害対策として果たす機能等が評価され、都市にあるべきものとして見直されたため、貴重な都市農地を積極的に保全できるよう取り組んでいます。
- 4・首都圏中央連絡自動車道（圏央道）等のネットワークを生かした、都市基盤づくりを進めています。
- 5・山田・宮元町、木野目、南田島の一部地区において、良好な住環境を形成する一環として、道路後退の行政指導を行っています。
- 6・都市基盤の整備や土地利用の円滑化を図るため、土地の境界を明確にする地籍調査事業*を行っています。
- 7・入り組んだ大字界や地番の混乱を解消するため、町名地番の整理を進めています。

課題

- 1・市街化区域縁辺部における市街化拡大の傾向、今後の人口減少と少子高齢化の進行による人口構成比の変化等が懸念されるため、交通施策と連携を図りながら持続可能な都市構造を構築することが必要です。
- 2・誰もが住み続けたいと思えるまちづくりを進めていくためには、地区レベルでのきめ細やかなまちづくりを進めていく必要があります。
- 3・生産緑地の 2022 年問題*に対応するため、農業者の意向を適切に把握するとともに、関係機関との横断的な連携が必要です。
- 4・地籍調査事業は、市全域を対象に、長期的かつ計画的に行う必要があります。
- 5・市街化調整区域内は自然環境等の保全に努め、無秩序な市街化を防止することを原則としつつ、土地利用想定箇所については、地域の特性に応じた土地利用の検討が必要です。
- 6・道路後退行政指導区域*における取組を進めるため、関係地権者への周知および農地転用や相続の際の迅速な対応が必要です。
- 7・町名地番の整理を進めるうえでは、住所が変更となる地権者や住民等との十分な合意形成が必要です。

*協働：本市にかかわりのある人が持つさまざまな“まちへの思い”を市民と行政が共有し、知恵と力を出し合い、相互に協力し合いながらまちづくりへの“行動”につなげ、住みよい魅力あるまちをつくっていく取組。

*地籍調査事業：土地一筆ごとに、土地の所有者、地番、地目、境界および面積等の調査測量を行い、その結果を地図（地籍図）および簿冊（地籍簿）に取りまとめる作業のこと。

*生産緑地の 2022 年問題：生産緑地が当初指定された平成 4（1992）年から 30 年が経過する令和 4（2022）年以降、所有者の意向で市に買取り申出ができることから、一斉に宅地化が進行することで、地価の下落等の様々な影響が懸念されている問題。

*道路後退行政指導区域：開発行為、農地転用、または建築物を建築する行為を行う場合、道路拡幅計画に基づき、道路用地として後退し、良好なまちづくりに向けて事業を行っている区域のこと。

1 計画的なまちづくりの推進（都市計画課、都市景観課、建設管理課）

- ①持続可能な多極ネットワーク型の都市構造の実現を図るため、市民、事業者等と協働しながら、立地適正化計画*に基づきまちづくりを推進します。
●関連[No.49 社会資本マネジメントの推進]
- ②「川越市地区街づくり推進条例」の運用により、市民の発意を生かした協働による地区の特性に合ったまちづくりを推進します。
●関連[No.47 住民自治の推進]
- ③都市にある農地を計画的に保全していくため、面積要件の緩和条例に基づいた生産緑地地区の新規指定を進めます。
●関連[No.30 農業の振興]
- ④ユニバーサルデザイン*の観点から、人にやさしいまちづくりを進めます。
- ⑤「国土調査事業十箇年計画」に基づき、計画的に地籍調査を推進します。

2 新たな拠点の整備（都市計画課）

- ①首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺地区については、自然や景観との調和を図りながら、新たな土地利用を検討します。
●関連[No.32 工業の振興]
- ②土地利用想定箇所は、周辺環境との調和を図りながら、地区の特性に応じた計画的な整備を検討します。
●関連[No.31 商業の振興、No.32 工業の振興]
- ③周辺環境と調和した、新たな産業用地等の確保につながる土地利用を検討します。
●関連[No.32 工業の振興]

3 地区整備の推進（都市計画課、都市整備課、道路街路課、用地課、道路環境整備課、河川課）

- ①道路後退行政指導区域については、関係地権者との協働のもと、関係機関と連携を図りながら行政指導に基づく用地を利用し、道路の拡幅整備を行います。
- ②大字界や地番が入り組んでいる地域について、地域住民等と協働しながら町名地番整理を推進し、市民生活の利便性の向上を図ります。

*立地適正化計画：人口減少・少子高齢化の進行に対応した都市構造の実現を図るため、都市全体の観点から居住機能や福祉、医療、商業等の都市機能の誘導により、これらの機能が適切に配置され、かつ、交通施策と連携したまちづくりを進めるための計画。

*ユニバーサルデザイン：年齢や障害の有無等にかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

施策	No.19	市街地整備の推進
	目的	中心市街地および各駅周辺等において、都市機能や都市基盤の充実を図るとともに、魅力ある都市空間を形成すること。

施策を取り巻く状況

現状

- 1・中心市街地は、商業や業務の拠点として多様な機能を持ち、本市の中でも重要な役割を果たしており、多くのヒト・モノが集中しています。
- 2・南古谷駅周辺地区は、「南古谷駅周辺地区都市再生整備計画」により、自由通路整備を含めた都市基盤の整備に取り組みながら、まちづくりを進めています。
- 3・川越駅西口周辺地区は、土地区画整理事業*、駅前広場の再整備、県との共同事業による県西部地域の拠点施設であるウェスタ川越の整備および川越駅西口市有地利活用事業*が完了しており、新たな拠点としての役割を担っています。
- 4・新河岸駅周辺地区は、「新河岸駅周辺地区地区整備計画」により、駅周辺の活性化に向け、多様で柔軟な整備手法を用いて安心安全で快適なまちづくりを進めています。
- 5・地域の生活拠点である鉄道駅周辺地区は、駅前広場等の整備が十分ではなく、交通結節点としての機能が不足しています。
- 6・中心市街地およびその周辺では交差点や道路の整備が十分ではなく、交通渋滞が発生しています。

課題

- 1・中心市街地に位置する三駅（川越駅、本川越駅、川越市駅）周辺については、都市計画道路等の都市基盤の整備が必要です。
- 2・南古谷駅周辺地区については、都市基盤の整備等を計画的に進めながら、地域特性に合わせたまちづくりを行う必要があります。
- 3・県地方庁舎跡地の利活用の推進とともに、周辺における渋滞緩和や土地の高度利用を図るため、都市計画道路等の整備が必要です。
- 4・新河岸駅周辺地区については、地域コミュニティの活性化を行いながら、都市基盤整備等を計画的に進めていく必要があります。
- 5・中心市街地およびその周辺における交通渋滞の緩和と歩行者の安全を確保するため、国や県等と協力して交差点の改良を推進していく必要があります。

*土地区画整理事業：土地の区画を整え、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、宅地の利用の増進を図る事業のこと。

*川越駅西口市有地利活用事業：脇田本町地内にある約 8,500 m²の市有地。市有地を借地した事業実施者が民間施設を整備するとともに、市が施設内の一部を借り受けて行政機能を運営する官民連携事業のこと。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 三駅連携強化の推進（都市計画課、都市整備課）

- ①川越駅、本川越駅、川越市駅の三駅周辺については、各駅の交通結節点としての機能強化を推進します。
- ②川越市駅の周辺は、駅の西側を含めた地域と連続性のあるまちづくりを進めます。
●関連[No.21 道路交通体系の整備]、関連[No.31 商業の振興]

2 南古谷駅周辺地区整備の推進（都市整備課）

- ①自由通路設置および橋上化等の整備を進めるとともに、南北駅前広場、アクセス道路の整備を推進します。
- ②駅周辺の活性化に向けた土地利用の転換を検討し、地域特性に応じたまちづくりを推進します。

●関連[No.31 商業の振興]

3 川越駅西口周辺地区整備の推進（公園整備課、川越駅西口まちづくり推進室）

- ①将来的な利活用が見込まれる県地方庁舎跡地については、当面の間、防災機能を有した広場として整備・活用します。
- ②都市計画道路等の整備などを進め、さらなる都市基盤の充実を図ります。

4 新河岸駅周辺地区整備の推進（新河岸駅周辺地区整備事務所）

- ①地区内の幹線道路である寺尾大仙波線、新河岸駅北通り線の整備により、緊急車両の通行を確保するとともに歩行者等の安全性の向上を図ります。
- ②地区計画制度を活用したまちづくりを進めます。また、未接道宅地等の解消を図るとともに、駅周辺の活性化にむけ、地域住民等との協働によるまちづくりを進めます。

●関連[No.31 商業の振興]

5 鉄道駅周辺地区整備の推進（都市計画課、用地課）

- ①鉄道各駅周辺地区のまちづくりについては、基盤整備等に併せ、適切な土地利用の誘導について検討します。
●関連[No.31 商業の振興]
- ②霞ヶ関駅周辺地区は、安心して歩ける道路環境の形成が図られるよう県道川越越生線の歩道整備を推進します。

6 交差点改良事業の推進（川越駅西口まちづくり推進室、道路街路課、用地課）

- ①中心市街地およびその周辺で交通渋滞が発生している松江町交差点、新宿町3丁目交差点等の改良事業を推進します。

施 策	No.20	景観まちづくりの推進
	目的	良好な都市景観の保全および創造と、魅力あふれる快適な都市を実現すること。

施策を取り巻く状況

現 状

- 1・「景観法」および「川越市都市景観条例」に基づき、川越らしさを創造する都市景観の形成に努めており、重点的に都市景観の形成を図る必要がある地域として、令和元（2019）年度には4箇所目の都市景観形成地域*として「喜多院周辺地区」が指定されました。
- 2・「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律*」を踏まえて、歴史的・文化的価値を有する建造物の保存整備、活用および啓発・調査等の各種事業の推進に努めており、旧山崎家別邸保存整備事業の完了をはじめ、歴史的風致形成建造物の整備が進んでいます。
- 3・景観重要建造物等*の指定を行うとともに、保存に要する費用の助成や活用に向けての支援等を行っており、指定件数や修理事例も順調に増加しています。
- 4・良好な都市景観の形成に寄与した優れた行為への表彰や啓発等に取り組んでいます。
- 5・「川越市屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物の適正な表示、設置の誘導に努めていますが、国内で看板落下による重大事故が発生した平成27（2015）年以降、より適切な維持管理が求められています。
- 6・「歴史的地区環境整備街路事業*」として計画された路線について、計画的に整備を進めており、平成27（2015）年度の喜多院門前通り線に続き、令和元（2019）年度には喜多院外堀通り線が完成しています。

課 題

- 1・川越固有の歴史的風致*の維持および向上を図るためには、歴史的・文化的価値を有する建造物と街路等の公共空間が一体となった整備が必要です。
- 2・積極的に都市景観の形成を図るため、地域との合意を図りながら、都市景観形成地域の拡大や景観地区*の指定を検討する必要があります。
- 3・良好な景観形成によるまちづくりへの効果を、客観的に評価する基準を確立することにより、市民の都市景観に対する意識を更に高めていく必要があります。
- 4・屋外広告物の適正な表示や安全な掲出と維持管理を促すため、適切な啓発活動や市民、事業者、商店街等と協働した取組が必要です。

*都市景観形成地域：川越の特色を表す地域やこれからの川越の都市景観を創出していく地域を指定し、それぞれの地域の都市景観の特性を考慮しながら、地域の方々と行政が協働しながら、重点的、かつ、きめ細かに都市景観の形成を図る地域のこと。

*地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律：良好な市街地の環境（歴史的風致）を維持・向上させ、後世に継承するために施行された。通称：歴史まちづくり法、歴まち法。

*景観重要建造物等：川越の都市景観の特性上、重要な要素となっていると認められる構造物、樹木等のこと。「景観法」に基づき指定される。

*歴史的地区環境整備街路事業：観光客や歩行者の安全を確保し、生活環境の改善を図る街路整備。通称：歴まち事業。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 歴史的景観の形成（都市景観課）

- ①歴史的・文化的価値を有する旧川越織物市場等の保存活用と「歴史的地区環境整備街路事業」である立門前線等の一体的な整備を推進し、歩いて楽しめる界限づくりを進めます。

●関連[No.31 商業の振興]

- ②きめ細やかな都市景観の規制誘導が必要となる地域は、合意を図りながら、都市景観形成地域の拡大や、景観地区の指定を目指します。
- ③景観重要建造物等の指定を進めるとともに、より適切な保存活用のための支援を行います。また、保存活用の好事例を広く市民に啓発する取組を進めます。

●関連[No.15 文化財の保存・活用]

2 都市デザインの推進（都市景観課）

- ①デザイン協議をはじめとする地域のまちづくり活動への助言や技術的支援等を行い、地域住民が主体となった都市景観の形成を推進します。
- ②まちの魅力を高める核となる道路、公園等の公共施設を景観重要公共施設に位置付けることを検討するとともに、「川越市公共施設デザイン指針」を活用した公共施設の整備を推進します。
- ③都市景観シンポジウムや都市景観表彰を実施し、良好な都市景観の形成への取組に対しての評価や顕彰に努めます。

3 屋外広告物の適正化（都市景観課）

- ①屋外広告物の適正な表示、設置について啓発を行うとともに、市民との協働による簡易除却を進めます。
- ②「川越市屋外広告物条例」に基づき、許可制度等による表示の適正化や安全確認の強化を図るとともに、商店街等とも連携し、事業者、市民にとってよりわかりやすいルールづくりに努めます。

4 歴史的地区環境整備街路事業の推進（都市景観課、道路街路課、道路環境整備課）

- ①「歴史的地区環境整備街路事業」を推進し、中心市街地における都市空間の質や歩行者の回遊性の向上を図ります。

●関連[No.33 観光の振興]

*歴史的風致：地域における固有の歴史および伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史的建造物およびその周辺の市街地が一体となって形成してきている良好な市街地環境のこと。

*景観地区：市街地の良好な景観の形成を図るため、「景観法」の規定に基づき建築物の形態や規模を定める地区のこと。建物を建築する際は市町村の認定が必要となる。

施策	No.21	道路交通体系の整備
	目的	人や車両の円滑な移動と、安全で快適な道路環境を維持すること。

施策を取り巻く状況

現状

- 1・都市計画道路については、優先整備路線*の選定とともに、県と連携し、広域幹線道路も含めた効果的な整備を進めており、都市計画道路である川越駅南大塚線については道路整備に引き続き無電柱化工事を進めています。また、広域幹線道路である（仮称）川越東環状線の整備を進めています。
- 2・市内の各地域を結ぶ幹線道路や生活道路については、継続的に拡幅整備を進め、交通の円滑化や歩行者の安全の確保に努めています。
- 3・既存の主要幹線道路については平成 29（2017）年度に策定した「川越市個別施設計画（道路舗装編）」に基づき効率的かつ計画的な舗装修繕等により長寿命化を図るとともに、老朽化した生活道路等の改修や歩行者の安全対策を行い、安全な道路環境の維持に努めています。
- 4・道路橋については、「川越市個別施設計画（橋りょう編）」を平成 30（2018）年度に策定し、維持管理コストの縮減と安全性の向上を図っています。

課題

- 1・人口減少・少子高齢化社会の到来や市街地拡大の収束等の状況を踏まえ、将来交通需要に合った道路ネットワークの再構築や道路環境の整備が必要です。
- 2・都市間や高速道路へのアクセス機能を高めるため、広域幹線道路等の整備が必要です。
- 3・道路施設の老朽化が進んでいることから、優先箇所の特定など、効率的な維持管理が必要です。
- 4・バリアフリー対応や近年の交通事故の動向を踏まえ、歩行者の安全性を考慮した交通安全対策が求められています。
- 5・各道路橋の規模や交差条件等を踏まえて、効果的かつ効率的に維持管理を進める必要があります。

*優先整備路線：都市計画道路のうち、優先して整備する道路のこと。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 都市計画道路や広域幹線道路の整備（都市計画課、道路街路課、用地課）

- ①長期未整備都市計画道路*の見直しを図るとともに、市内循環線など、都市計画道路の整備を計画的に推進します。
- ②（仮称）川越東環状線等の整備を進め、広域幹線道路網の充実を図ります。

2 幹線道路や生活道路の整備（道路街路課、用地課）

- ①幹線道路等の整備を進め、幹線道路ネットワークの拡充を目指します。
- ②地域の日常生活を支える身近な生活道路については、住民との合意形成を図りながら、効果的に拡幅整備を行います。

3 安全で快適な道路環境の維持（道路環境整備課）

- ①幹線道路等の劣化状況を調査し、道路施設を計画的に管理します。
- ②通学路を含む生活道路の歩道や側溝の整備を行うとともに、老朽化による道路等の破損を修繕し、また、交差点で待機する歩行者の保護対策等を実施することにより、安全性や快適性を確保します。

●関連[No.45 交通安全対策の推進]

4 橋りょうの安全性の確保（道路街路課）

- ①「川越市個別施設計画（橋りょう編）」に基づく計画的な修繕や耐震補強を進めていくとともに、継続的に点検を実施し、安全性を確保します。
- ②道路の拡幅整備等と調整を図りながら、橋りょうの拡幅や架け替え工事を実施し、交通の円滑化とともに安全性の向上を図ります。

*長期未整備都市計画道路：都市計画決定から20年以上経過しているものの、事業化に至っていない都市計画道路のこと。

施策を取り巻く状況

現 状

- 1・行政や交通事業者等の関係者が一体となり、まちづくりと連携しながら、持続可能な多極ネットワーク型の都市構造の実現と交通環境の充実を図るため、平成 29 (2017) 年 3 月に「川越市都市・地域総合交通戦略」を策定しました。
- 2・中心市街地では、幹線道路を中心に交通渋滞が発生しています。特に、北部市街地においては、自動車や歩行者等で混雑しており、歩行者への危険が高まっています。
- 3・自転車の活用の推進に関する総合的かつ計画的な推進を図るため、国は平成 30 (2018) 年に「自転車活用推進計画」を定めました。自転車に関する施策の一つとして、本市では平成 25 (2013) 年度から自転車シェアリング事業*を実施しています。
- 4・市内循環バス「川越シャトル」について、効率的な運行を図るために路線や運行本数等の見直しを行うとともに、交通空白地域における市民の移動を支援するため、平成 31 (2019) 年 2 月からデマンド型交通*「かわまる」の運行も開始しました。
- 5・駅利用者の安全性を図るため、平成 29 (2018) 年度に東武東上線川越駅においてホームドアを設置しました。
- 6・AI を活用したバス・タクシーの自動運転技術や MaaS*等の新たなモビリティサービスの実現による交通課題の解決が期待されています。

課 題

- 1・人口減少や少子高齢化社会では公共交通の必要性が一層高まるため、持続可能な公共交通ネットワークの構築を進める必要があります。
- 2・北部市街地の適切な交通規制を検討し、市民や観光客等の歩行者の安全を確保する必要があります。
- 3・自動車から公共交通機関への利用転換や、自転車の利用を促進し、市街地の交通渋滞を緩和する必要があります。

*自転車シェアリング事業：自転車を共同で利用するしくみのこと。

*デマンド型交通：定時定路で運行する路線バスやコミュニティバス等とは異なり、利用者の予約に応じて運行する公共交通のこと。

*MaaS：Mobility As A Service の略。出発地から目的地まで、利用者にとっての最適経路を提示するとともに、複数の交通手段やその他のサービスを含め、一括して提供するサービスのこと。

1 交通円滑化方策の推進（交通政策課、道路街路課）

- ①都市・地域総合交通戦略に基づく施策を推進します。
- ②自動車のう回誘導や郊外型駐車場を活用したパークアンドライド*の充実を図るとともに、公共交通機関の利用促進や適切な交通規制の検討等を行います。
●関連[No.33 観光の振興、No.35 地球温暖化対策の推進]
- ③自転車シェアリング事業を引き続き実施するとともに、自転車レーンの計画的な整備等を検討するなど、安全で快適な自転車利用の促進を図ります。
●関連[No.31 商業の振興、No.33 観光の振興、No.35 地球温暖化対策の推進、No.45 交通安全対策の推進]

2 地域公共交通網の充実（交通政策課）

- ①持続可能な公共交通ネットワークを形成するとともに、モビリティマネジメント*を推進し、公共交通の利用促進を図ります。
- ②市内循環バス「川越シャトル」とデマンド型交通「かわまる」は、より利便性の高い交通となるよう、一体的な見直しも含め、継続的な改善を行います。
- ③多くの市民が利用する公益性の高い施設において、都心核や地域核からの公共交通の結節機能を充実し、利便性の向上を図ります。
- ④高速バスは、新規路線の開設や既存路線の増便等を促進し、利便性の向上を図ります。
- ⑤バス等の総合案内板および停留所への上屋の整備等を促進し、バスの利用促進を図ります。

3 鉄道輸送の利便性の向上（交通政策課）

- ①東武東上線の複々線化並びに西武新宿線の一部区間および JR 川越線の複線化を促進します。
- ②鉄道利用者への適切な案内表示の整備を促進し、市民および来街者の円滑な移動に努めます。
●関連[No.33 観光の振興]
- ③ホームドアの設置など、駅施設の改善を促進し、駅利用者の利便性と安全性の向上を図ります。

*パークアンドライド：中心市街地の道路混雑を緩和するために、マイカーで市街地へ向かう途中で、バス等の公共交通に乗り換える交通体系のこと。

*モビリティマネジメント：「過度に自動車に頼る状態」から「公共交通や徒歩等を含めた多様な交通手段を適度に（＝かしこく）利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取組のこと。

施 策	No.23	治水事業の推進
	目的	集中豪雨等による浸水および内水による被害への対策を図ること。

施策を取り巻く状況

現 状

- 1・洪水および内水*ハザードマップを浸水が想定される地域の世帯に配布するとともに、ホームページでの周知に努めています。
- 2・雨水の流出量を抑制するため、県は1ha以上の開発行為等を行う場合、雨水流出抑制施設の設置を義務付ける条例を制定しています。
- 3・下水道管きよへの一時的な流出抑制や有効利用のため、住宅の屋根に降った雨水を浸透させる施設や雨水を貯留する施設等に対して補助金を交付しています。
- 4・普通河川*については、幹線水路の整備を計画的に進めるとともに、枝線水路の整備にも努めています。
- 5・久保川では、平成29(2017)年度から不老川との合流部から県道川越所沢線までの改修に着手しています。
- 6・準用河川*については、古川の一部区間を除き、コンクリート護岸等による暫定整備が完了しています。
- 7・国、県および関係自治体と連携しながら雨水流出抑制施設の設置等の流域対策に努めています。
- 8・集中豪雨等による浸水被害を防ぐため、雨水管きよ、雨水調整池、雨水ポンプ場等の整備を進めています。
- 9・平成29年台風第21号や令和元年台風第19号等により、市内各所で発生している浸水被害を踏まえ、再度災害防止のため、江川流域都市下水路や下小坂樋管周辺等の内水対策を進めています。

課 題

- 1・1ha未満の開発行為等に対しても、雨水流出抑制施設の設置に関する指導を継続して行う必要があります。
- 2・普通河川の整備を推進し、生活環境の向上を図る必要があります。
- 3・久保川の改修に当たっては、流域がまたがる狭山市と引き続き協議・調整が必要です。
- 4・天の川の老朽化した護岸の早期改修が必要です。
- 5・老朽化が進む排水機場や排水ポンプ場の長寿命化、耐震化を図る必要があります。
- 6・古川については、国の進める河川整備計画と連携しながら改修を推進する必要があります。

*内水：河川の水を外水というのに対し、堤防の内側に降った雨水のことを内水（ないすい）という。

*普通河川：一級河川、二級河川、準用河川以外の「公共の水流及び水面」のことで、「河川法」の適用や準用のないもの。

*準用河川：一級河川および二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの。「河川法」の二級河川に関する規定が準用される。

1 流域対策の推進（河川課、下水道課）

- ①開発行為等に対する雨水流出抑制施設の設置指導を行います。
- ②個人住宅の屋根に降った雨水を浸透させる施設や貯留する施設の設置等への補助を行い、下水道管きょへの一時的な流出抑制や雨水の有効利用を図ります。
- ③台風等による浸水被害を踏まえ、引き続き具体的な対策の検討や施設整備を進めます。

2 河川整備等の推進（河川課）

- ①降雨対策や生活環境の向上を図るため、計画的に河川の整備を進めます。
●関連[No.42 防災体制の整備]
- ②狭山市と協同し、久保川の改修を推進します。
- ③護岸の老朽化が著しい天の川の改修を実施するとともに、国と連携し、古川の改修を推進します。
- ④排水機場および排水ポンプ場の長寿命化計画を策定し、計画的な施設保全を進めます。
- ⑤国、県に引き続き要望するなど、荒川水系における堤防の整備を促進します。

3 雨水施設整備の推進（事業計画課、下水道課）

- ①既成市街地において、雨水を一時貯留する施設の整備を推進します。
●関連[No.42 防災体制の整備]

施 策	No.24	水道水の安定供給
	目的	安全な水を安定的に供給すること。

施策を取り巻く状況

現 状

- 1・公営企業として、経営的な視点から事業運営に取り組んでいます。
- 2・水道の基盤強化を図るため、平成 30（2018）年 12 月に「水道法」が改正され、広域連携や官民連携の推進等における、国、都道府県、市町村の責務が規定されました。
- 3・上下水道事業の目指すべき方向性を示した「川越市上下水道ビジョン」を平成 31（2019）年 3 月に策定し、また、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「川越市上下水道事業経営戦略」を令和 2（2020）年 3 月に策定しました。
- 4・平成 25（2013）年度から、水道料金の徴収について包括業務委託を行っています。
- 5・「老朽管更新計画」、「重要施設配水管耐震化計画」等に基づき、水道施設や設備の更新を行っています。

課 題

- 1・人口減少社会の到来等による水需要の減少に伴い、水道事業収益の減少が予想される中、独立採算性を維持していく必要があります。
- 2・県が進める「埼玉県水道整備基本構想」等に掲げられた水道広域化について、県や関係団体との協議・検討を継続する必要があります。
- 3・「川越市上下水道ビジョン」や「川越市上下水道事業経営戦略」における目標を達成するため、効率的に事業を運営していく必要があります。
- 4・水道施設の耐震化や老朽化した施設の更新について、計画的かつ効率的に実施し、受益と負担との均衡の取れた経営を行う必要があります。

1 効率的な水道事業の推進（総務企画課）

- ①公営企業として、計画的かつ効率的な事業を推進し、経営の安定化に努めます。
●関連[No.48 行政経営マネジメントの推進]
- ②経営指標値等を用いた経営分析を行い、水道事業の経営改善を図るとともに、市民への情報提供に努めます。
- ③業務委託範囲の拡充や手法の見直しを行い、事業運営の効率化や技術継承の問題解決に向けた検討を行います。
●関連[No.48 行政経営マネジメントの推進]

2 水道施設の改修・更新（事業計画課、水道課、上下水道管理センター）

- ①老朽化した施設・設備の計画的な更新等を推進します。
- ②漏水調査を継続して実施し、漏水の防止や早期発見に努めます。

3 災害対策に向けた水道施設の耐震化（事業計画課、水道課、上下水道管理センター）

- ①災害時における水道水の供給を確保するため、配水池や配水管路等の耐震化を推進します。
●関連[No.42 防災体制の整備]

施策	No.25	公共下水道事業の充実
	目的	市民の生活環境の改善に資する持続的な公共下水道サービスを提供すること。

施策を取り巻く状況

現 状

- 1・公営企業として、経営的な視点から事業運営に取り組んでいます。
- 2・公共下水道、農業集落排水処理施設*および合併処理浄化槽*により、本市の生活排水処理が行われています。
- 3・上下水道事業の目指すべき方向性を示した「川越市上下水道ビジョン」を平成 31（2019）年 3 月に策定し、また、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「川越市上下水道事業経営戦略」を令和 2（2020）年 3 月に策定しました。
- 4・平成 25（2013）年度から、下水道使用料の徴収について包括業務委託を行っています。
- 5・「川越市下水道ストックマネジメント計画」の点検・調査計画に基づき、管路施設の定期的な点検・調査を行い、必要箇所の修繕・改築を行っています。
- 6・事業計画区域については、令和 7（2025）年度末の完了に向けて污水管きよの整備を進めています。

課 題

- 1・人口減少社会の到来等による水需要の減少に伴い、下水道事業収益の減少が予想される中、独立採算制を維持していく必要があります。
- 2・「川越市上下水道ビジョン」や「川越市上下水道事業経営戦略」における目標を達成するため、効率的に事業を運営していく必要があります。
- 3・下水道施設の長寿命化や耐震化および不明水*対策について、計画的かつ効率的に実施していく必要があります。
- 4・今後も、事業計画区域における污水管きよの整備が必要であり、財源の確保が必要です。

*農業集落排水処理施設：公共下水道が未整備である市街化調整区域の農業集落における下水処理施設。生活環境の改善と農業用排水および公共用水域の水質保全を図ることができる。平成 27（2015）年度現在、鴨田地区と石田本郷地区に設置している。

*合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等）を併せて処理する浄化槽。単独処理浄化槽と比べて、家庭から河川等へ流れ出る汚れの量を約 8 分の 1 に減らすことができる。

*不明水：下水道管へ浸入している地下水等のこと。

1 効率的な下水道事業の推進（総務企画課）

- ①公営企業として、計画的かつ効率的な事業を推進し、経営の安定化に努めます。
●関連[No.48 行政経営マネジメントの推進]
- ②経営指標値等を用いた経営分析を行い、公共下水道事業の経営改善を図るとともに、市民への情報提供に努めます。
- ③業務委託範囲の拡充や手法の見直しを行い、事業運営の効率化や技術継承の問題解決に向けた検討を行います。
●関連[No.48 行政経営マネジメントの推進]

2 下水道施設の整備等（事業計画課、下水道課、上下水道管理センター）

- ①老朽化した下水道施設の更新など、長寿命化や耐震化を推進します。
●関連[No.42 防災体制の整備]
- ②不明水対策を推進し、有収率の向上を図ることで、経費の削減に努めます。
- ③ポンプ場施設の適切な維持管理や、事業所排水の監視を引き続き行います。
- ④事業計画区域内の污水管きよの整備を推進します。
●関連[No.38 生活環境の保全]

施 策	No.26	公園・緑地の充実
	目的	市民に憩いの環境やレクリエーションの場を提供すること。

施策を取り巻く状況

現 状

- 1・都市公園*等は都市の緑の中核として潤いを創出するとともに、コミュニティの形成、スポーツ・レクリエーション活動等多様なニーズに対応しています。また、災害時には防災空間として活用することができます。
- 2・平成 31（2019）年 3 月末現在、市が管理する都市公園は 319 か所あり、これに県の都市公園を加えると合計で 320 か所、総面積では 166ha となっています。
- 3・本市初の都市計画公園である初雁公園については、これまで野球場、市民プールがある公園として多くの市民に親しまれてきましたが、かつての川越城本丸に位置する公園として文化財を守りながら、歴史を学び、体感する城址公園とするため、平成 31（2019）年 3 月に「川越市初雁公園基本計画」を策定しました。
- 4・既存の公園については、誰もが安心・安全で快適に利用できるよう、遊具の点検や植栽の剪定等の維持管理を行っています。また、老朽化した施設のリニューアル等を行っています。
- 5・入間川堤防の桜づつみについては、適切な管理と良好な水辺空間を維持するため、年間の植栽管理を行っています。

課 題

- 1・豊かな自然や歴史を生かした公園や緑地の継続的な整備が必要です。
- 2・大規模な公園事業については、公園計画の必要性や規模の見直しなど、事業手法の再検討が必要となっています。
- 3・川越市初雁公園基本計画の実現にあたっては、野球場や市民プールの移転等が必要になります。
- 4・幅広い年代の公園利用者を考慮し、健康増進にも利用できる公園としての整備を検討していく必要があります。
- 5・公園利用者層の変化や施設の老朽化に対応するため、既存の公園をリニューアルし、安全で快適な公園の整備を行う必要があります。
- 6・子どもが活動する場として、既存の公園の更なる活用を進めていく必要があります。
- 7・市民に憩いの場として良好な水辺空間を提供するとともに、駐車場整備等により利便性の向上を図ることが必要です。

*都市公園：都市計画区域内において、地方公共団体が設置する公園または緑地。身近な街区公園、文化財を活用する歴史公園、運動に供する運動公園等の種類がある。

1 身近な公園の整備（公園整備課）

- ①市民の憩いやレクリエーションの場、また、災害時に活用できるよう、街区公園*等の身近な公園の整備を図るとともに、水や緑等の自然環境と共生した公園の整備を推進します。
- ②幅広い年代の多くの公園利用者が安心して活用できるよう、バリアフリー対応や健康増進にも利用できる公園の整備を推進します。

●関連[No.37 自然共生の推進、No.42 防災体制の整備]

2 大規模な公園の整備（スポーツ振興課、公園整備課）

- ①川越の歴史を学び体感する場、また、中心市街地との人の流れをつくるにぎわいの場として、「初雁公園基本計画」に基づき城址公園の整備を推進します。
- ②老朽化している初雁公園野球場については、移転の検討を行います。
●関連[No.17 生涯スポーツの推進]
- ③子どもから高齢者までが利用できるレクリエーションの場として、なぐわし公園の整備を引き続き推進します。
- ④豊かな自然環境を市民共有の憩いの場や自然とのふれあいの場として活用するため、伊佐沼公園、（仮称）川越市森林公園の整備については、計画の早期実現を図るため規模等の見直しを引き続き検討します。
- ⑤荒川、入間川等の広大な河川空間を活用した自然とのふれあいの場、スポーツ・レクリエーション活動の場となる公園等の整備については、近年の水災害等の影響を踏まえながら検討します。

●関連[No.17 生涯スポーツの推進、No.37 自然共生の推進]

3 公園の適切な管理と魅力の創出（こども育成課、公園整備課）

- ①既存の公園については、適切な管理を行うとともに、公園利用者層の変化に対応し、老朽化した施設のリニューアルやユニバーサルデザイン*化を図ることで、安全で誰もが安心して楽しむことのできる公園の整備を推進します。
- ②子どもの自由な発想を生かし、さまざまな遊びを通じた体験や交流ができるよう、NPO 法人等との協働により、公園の活用を推進します。

●関連[No.4 青少年健全育成の推進、No.39 地域コミュニティ活動の推進]

4 河川環境の整備（河川課）

- ①入間川堤防の桜づつみについては、適切な管理と良好な水辺空間の整備に努めます。

●関連[No.37 自然共生の推進]

*街区公園：最も身近に存在する公園であり、住民による散策、休養等の日常的な利用に供される公園のこと。

*ユニバーサルデザイン：年齢や障害の有無等にかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

施策	No.27	良好な住環境の創出
	目的	住宅の適切な質と量を確保し、住みよい住環境を創出すること。

施策を取り巻く状況

現状

- 1・平成 28（2016）年 3 月に、国は新たな「住生活基本計画」を策定し、若者・子育て世帯や高齢者が安心して暮らすことができる住生活の実現や、空き屋の利活用の促進等を目指すこととしています。
- 2・平成 29（2017）年からは、住宅確保要配慮者*の入居を拒まない民間賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録制度が始まっています。
- 3・人口減少等に伴い全国的に空き家が増加する中、「平成 30 年住宅・土地統計調査」によれば、本市の空き家率は 9.2%と平成 25（2013）年の調査時点から 1.8%減少しており、県内平均を下回っています。
- 4・本市では平成 30（2018）年に「川越市空家等の適切な管理に関する条例」を定め、管理不全な空き家の所有者に対して助言・指導を行うとともに、同年に策定した「川越市空家等対策計画」に基づき、相談会の開催や空き家バンク等による情報提供を通じて、空き家の発生予防や利活用を推進しています。
- 5・地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体および財産を守るため、旧耐震基準の建築物の耐震化を促進しています。
- 6・老朽化した市営住宅の長寿命化を図るため、外壁改修工事等を行っています。

課題

- 1・良好な住環境を築いていくためには、地域住民や NPO、事業者、専門家団体等の幅広い主体との連携・協力のもとで取り組んでいく必要があります。
- 2・中古住宅ストックの円滑な流通や管理不全な空き家の発生を予防するため、情報提供や各種支援制度の周知に努める必要があります。
- 3・市営住宅の老朽化が進む中、公営住宅の適正戸数を維持するためには、地域の需要や世帯数の増減予測に応じて、計画的な改修と付属設備の整備を行う必要があります。

*住宅確保要配慮者：高齢者、子育て世帯、低額所得者、障害のある人、被災者など、住宅の確保に特に配慮を要する者。

1 住宅政策の推進（政策企画課）

- ①本市のまちづくりの方向性を踏まえた住みよいまちづくりとともに、高齢者や障害のある人、子育て世帯等に配慮した住宅政策を推進します。

●関連[No.1 少子化対策の推進、No.5 高齢者福祉の推進、No.6 障害者福祉の推進]

2 空き家対策の推進（防犯・交通安全課）

- ①住宅が密集した市街地等において、周辺住民の協力を得ながら、空き家発生を防ぐ取組を促進します。

●関連[No.39 地域コミュニティ活動の推進]

- ②管理不全な空き家等については、所有者等による適切な管理を促進するために必要な措置を講じます。

●関連[No.44 防犯対策の推進]

- ③空き家等およびその跡地については、利活用を促進します。

3 安全な住宅環境の促進（建築指導課）

- ①簡易耐震診断や耐震診断相談会等を行い、住宅の耐震化を促進します。

●関連[No.42 防災体制の整備]

- ②建築協定の策定等を支援し、住みよい住環境の創出を促進します。

4 市営住宅施策の適切な実施（建築住宅課）

- ①市営住宅の老朽化への対応については、計画的な改修等による長寿命化を図ります。

●関連[No.5 高齢者福祉の推進、No.6 障害者福祉の推進]

- ②民間事業者等が建設・保有する住宅等を市営住宅として活用することを検討します。

●関連[No.1 少子化対策の推進、No.2 児童福祉の推進]

第5章 産業・観光

施策	No.28	産業間の連携と中小企業支援
	目的	農業・商業・工業・観光産業間の流通が市内外で増加するとともに、中小企業が活性化すること。

施策を取り巻く状況

現 状

- 1・「2020年版中小企業白書」によると、人口が減少傾向にあるとともに、生産年齢人口が減少していることにより、人手不足が深刻化しています。
- 2・本市は、農業、商業、工業、観光産業など、多様な産業がバランスよく発展しています。
- 3・経営者の高齢化や後継者不足等により廃業する事業所が増加しています。
- 4・市内企業の多くを占める中小企業の振興に関する基本理念や、施策の基本となる事項等を定めた「川越市中小企業振興基本条例」を平成27（2015）年に制定しています。

課 題

- 1・農業、商業、工業、観光産業が連携し、川越産の商品の市外流通を増加させる取組や、ヒト・モノ・カネ・情報といった地域資源を、これまで以上に地域で活用・循環させる取組が必要です。
- 2・事業所の廃業を防ぐため、事業承継等の取組が必要です。
- 3・中小企業等による新規事業や創業に結びつくような環境の充実が必要です。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 産業間連携の推進と地域経済の振興（産業振興課）

- ①異業種交流会、6次産業化*等、市内の農業、商業、工業、観光産業が連携した取組を進めます。
- ②関係団体等と連携し、川越ブランドの推奨に努めます。
●関連[No.52 時勢に応じた施策の推進]
- ③川越産農産物を活用した川越の「食」を市民や観光客に提供する取組を推進します。
- ④市民が市内で消費する機会を増やす取組として、飲食店と連携したイベント等を行います。

2 中小企業への支援の充実（産業振興課）

- ①中小企業診断士による相談事業を実施するなど、事業を次世代に引き継ぐ事業承継の推進を図ります。
- ②融資制度等の充実により、中小企業の経営基盤の強化等を図ります。
- ③高度な専門知識を持つ大学や公設試験研究機関等と連携し、新製品開発や新分野進出など、企業の経営革新が促進される環境づくりを進めます。
- ④生産性向上のための設備投資を支援し、人手不足の克服と経営力の強化を図ります。

3 創業支援の充実（産業振興課）

- ①関係機関と連携し創業スクールを開催するなど、創業や第二創業*に対して支援を行います。
- ②働く人が自ら出資し、運営し、働く、ワーカーズコレクティブの設立支援を行います。

*6次産業化：1次産業者である農林漁業者が、加工等2次産業、流通・販売といった3次産業と一体化または連携して、自らが生産する農林水産物の付加価値を高める取組のこと。

*第二創業：過去の経営を見直し、企業の構造を変えていくことで、現在の事業に何か工夫を加えること、新市場に進出すること、新事業に取り組むことなどを指す。

施策	No.29	就労の支援と労働環境の改善
	目的	働きたい市民が就労することと、働きやすい環境を整えること。

施策を取り巻く状況

現 状

- 1・雇用情勢は、職種によって差があるものの、令和元（2019）年度の本市の有効求人倍率の平均が県平均を上回るなど、高水準で推移してきました。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大により、雇用情勢に影響が生じるものと考えられます。
- 2・国は、長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現に向けた待遇改善など、働き方改革を推進しています。
- 3・女性や高齢者、障害のある人の社会進出が進んでいます。
- 4・埼玉労働局との協定により、川越しごと支援センターを設置し、職業相談、就職支援セミナー、就職面接会等の就労支援事業を一体的に実施しています。

課 題

- 1・若者、女性、高齢者、障害のある人など、さまざまな求職者に対応した就労支援が必要です。
- 2・求職者の仕事に対するさまざまなニーズと、企業の雇用に対するニーズのミスマッチを解消するための取組が必要です。
- 3・働くことに踏み出せない若者や概ね平成5年（1993）年から平成16年（2004）年までに学校卒業期を迎えた就職氷河期世代等に対する支援が必要です。
- 4・安心して働くことができる労働環境と勤労者福祉の充実が求められています。

1 就労の支援（雇用支援課）

- ①市と埼玉労働局、県等の関係機関が連携し、職業相談体制の充実を図ります。
- ②関係機関と連携し、就職氷河期世代など、年齢層や職種等に応じた就労支援や資格取得等のセミナーの実施など、さまざまな求職者のニーズに対応した就労支援を行います。
- ③市内の大学等の教育機関や人材育成機関等と協力し、職業能力の向上や開発によって、就職を希望する人への支援に努めます。

●関連[No.1 少子化対策の推進]

2 労働環境の改善（男女共同参画課、雇用支援課）

- ①労働トラブルの身近な窓口として、労働相談の充実努めます。
- ②労働に関する法律や労働安全衛生に関する知識の普及・啓発に努めます。
- ③仕事と家庭の両立が図られるよう、短時間労働や再雇用制度の普及、育児・介護休業の取得の促進等の啓発に努めます。

●関連[No.1 少子化対策の推進、No.5 高齢者福祉の推進、No.41 男女共同参画の推進]

3 勤労者福祉制度の充実・促進（雇用支援課）

- ①勤労者が豊かに暮らすことができるよう、文化・教養の向上、健康の増進や余暇活動の促進を図り、勤労者の総合的な福利厚生に努めます。
- ②中小企業勤労者の退職金制度等の普及に努め、雇用の安定と福祉の充実を図ります。

4 川越でのしごと支援（産業振興課、雇用支援課）

- ①地元で働きたい市民が川越で職を得られるよう必要な情報を提供し、地元産業への就業により職住近接につながる支援に努めます。

●関連[No.1 少子化対策の推進、No.5 高齢者福祉の推進]

施策	No.30	農業の振興
	目的	市民をはじめとした消費者に、安全で安心な農産物を安定的に供給するとともに、本市農業が活性化すること。

施策を取り巻く状況

現 状

- 1・北部から東部にかけては水稲、南部には野菜、西部には水稲、野菜、果樹が主に栽培されているほか、市内では畜産業や花き栽培も行われています。
- 2・本市の農産物は、大消費地である首都圏に供給されているほか、直売所等を通じて、市民等にも提供されています。
- 3・「2015年農林業センサス」によると、農業就業人口は3,058人、平均年齢は65.4歳で前回調査に比べ農業就業人口の減少と高齢化が進んでいます。
- 4・令和2（2020）年3月現在、市内の農業振興地域*内の農地は3,451haで、毎年減少が続いています。
- 5・本市の農業者の多くが経営耕地面積1ha未満、農業収入100万円未満の小規模な農業者となっています。
- 6・平成28（2016）年4月に農業委員会等に関する法律の一部が改正され、新たに「農地等の利用の最適化*の推進」が農業委員会の必須事務となっています。
- 7・消費者の食の安全・安心や健康志向が高まっているほか、都市住民等から農業とのふれあいの機会が求められています。

課 題

- 1・後継者不足や農地の減少等、農業振興のうえでの課題の解決には、農業所得の向上のための取組が必要です。
- 2・多数を占める小規模な農業者の営農活動や農地の維持に向けた施策を推進していく必要があります。
- 3・本市の農業とふれあえる地域性を生かし、「農のあるまち川越」を充実させていく施策を進めて行く必要があります。

*農業振興地域：「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、都道府県が指定を行う、農業の健全な発展のために農業振興を図るべき地域。

*農地等の利用の最適化：「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」による、農地等の利用の効率化および高度化の促進を行うことをいう。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 食料の安定供給の確保（農政課）

- ①水田農業、畑作農業、畜産業等を支援し、農業経営の安定化を図ります。
- ②直売所や朝市、庭先販売等、地産地消を推進する取組を支援します。

●関連[No.13 教育環境の整備・充実]

2 農産物のブランド化の推進（農政課）

- ①伝統的手法や農薬・化学肥料を削減して栽培した野菜等、付加価値のある農産物の生産を支援します。
- ②PRやイベント等を通じて、川越産農産物のイメージアップと消費拡大を図ります。

3 多様な担い手の育成・確保の推進（農政課）

- ①人・農地プラン*の充実を図るとともに、認定農業者*等の中核的な担い手の育成を支援します。
- ②地域単位での新たな営農組織等の設立を支援します。
- ③新規就農者や女性農業者、高齢農業者等、さまざまな農業の担い手を支援します。
- ④新たな担い手として、企業による農業参入の支援に努めます。

4 農地の有効活用（農政課）

- ①農地の保全に努め、効率的な土地利用を促進します。
- ②農業の有する多面的機能を維持・発揮できるよう、地域の共同活動等を支援します。
- ③ほ場整備や農地の集積等を実施し、効率的な営農を図ります。
- ④農業集落排水処理施設を維持・管理し、農業用排水の水質保全と生活環境の改善を図ります。

●関連[No.38 生活環境の保全]

5 農業とのふれあいの推進（農政課）

- ①「蔵 in ガルテン川越*」グリーンツーリズム拠点の整備、運営を推進するとともに、本市グリーンツーリズムの推進体制の充実を図ります。
- ②市民農園の設置や運営を支援し、市民等が農業とふれあう機会を創出します。

*人・農地プラン：農業における人と農地の問題を解決するため、地域の話し合いを基に地域における農業プラン（未来設計図）を市が作成するもの。

*認定農業者：「農業経営基盤強化促進法」に基づき、市町村が策定した基本構想に示す効率的かつ安定的な農業経営を目指して、農業経営のための計画を作成し、市町村の認定を受けた者。

*蔵 in ガルテン川越：農業ふれあいセンターを中心に、伊佐沼や田園等の周辺の自然的景観や農業とのふれあいをコンセプトとしたグリーンツーリズムを推進するプロジェクトのこと。

施策	No.31	商業の振興
	目的	市民の日常生活を支える商店街をはじめとした商業の発展と、川越の魅力を高める中心市街地の活性化を図ること。

施策を取り巻く状況

現状

- 1・「平成 28 年経済センサス活動調査」によると、市内には 2,735 件の小売業と卸売業の事業所がありますが、近年は経営者の高齢化が進行し、事業を引き継ぐ人材が不足しています。
- 2・大規模小売店舗やインターネットでの買い物、決済のキャッシュレス化など、消費スタイルが多様化しています。
- 3・生活に身近な商店が減少し、空き店舗が増加することで、商店街の衰退のほか、買い物が困難な状況になる市民の増加も想定されます。
- 4・中心市街地は、商店街を中心とした商業機能や事務所等の業務機能が集積しているばかりではなく、歴史や文化の中心ともなっています。
- 5・外国人観光客が増加しており、多くの外国人が商店街を訪れるようになっています。ただし、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、本市を訪れる外国人観光客数に影響が生じています。

課題

- 1・商店街の空洞化の背景にある経営者の高齢化や後継者不足、販売額の低迷等への対応が必要です。
- 2・商店街には市民の日常生活を支える基盤としての機能や地域コミュニティの場としての役割のほか、地域経済の中心としてにぎわいを創出することが求められています。
- 3・観光客の回遊性の向上など、中心市街地全体のさらなる活性化を進める必要があります。
- 4・決済のキャッシュレス化等による販路拡大や外国人観光客への多言語対応が求められています。

1 商店街への支援（産業振興課）

- ①商店街の抱える経営者の高齢化や、後継者不足等の解決等に向けた取組を推進します。
- ②商店街の空き店舗の活用を支援するなど、商店街の空洞化の解消に努めます。
- ③さまざまなイベントやPR等の支援により、商店街のにぎわいを高めることで活性化を図ります。
- ④防犯カメラや街路灯の設置等の支援により、商店街の安全で安心な環境づくりを促進します。

●関連[No.44 防犯対策の推進]

- ⑤霞ヶ関、新河岸、南大塚、南古谷の各駅周辺地域等については、地域住民に密着した商業地の形成につながる商店街等への支援を行います。

●関連[No.19 市街地整備の推進]

- ⑥消費者のニーズを捉え、購買に結びつくような工夫がある魅力的な店舗を育成・支援し、商店街全体の魅力と活力の向上を図ります。

2 中心市街地の活性化（産業振興課、都市景観課）

- ①回遊性の向上を図り、観光客を分散化させることで、中心市街地全体での活性化を図ります。
- ②川越市産業観光館（小江戸蔵里）の機能を生かした管理・運営を推進するとともに、旧川越織物市場など、歴史的・文化的価値がある建物を活用するための手法について関係機関と検討を進めます。

●関連[No.20 景観まちづくりの推進]

3 商業の発展と商業団体等への支援（産業振興課）

- ①各種商業団体と連携するとともに、これらの団体が行う事業を支援します。
- ②各地域の商業集積の現状を明らかにし、地域に見合った商業施策を検討します。

施策	No.32	工業の振興
	目的	ものづくりによるまちの活性化と、雇用による安定した市民生活に資すること。

施策を取り巻く状況

現 状

- 1・本市は、川越狭山工業団地、富士見工業団地、川越工業団地、川越第二産業団地等を有し、平成30年の製造品出荷額等が8,749億円と県内第4位の工業都市としての一面を有しています。
- 2・「2019年工業統計調査」によると、市内工業事業所の従業者数は23,205人で、近年では横ばいで推移しています。また、従業者規模別の事業所数をみると、従業者30人未満の事業所が全体の約70%を占めています。
- 3・都心に近く、また関越自動車道（関越道）や首都圏中央連絡自動車道（圏央道）からのアクセスがよいという利点があり、企業誘致を行う環境に恵まれています。
- 4・市街地においては住宅と工場が混在した地域が存在し、また、既存工業団地等では用地が不足しています。
- 5・市内に立地を希望する企業や、敷地の拡張を希望する市内事業所に対応できる工業用地が不足しています。

課 題

- 1・市民等の雇用を担う、既存事業所の流出防止策や振興策が必要です。
- 2・企業誘致を進めるに当たり、新たな工業用地の確保を積極的に進める必要があります。
- 3・業種間の連携や創業支援等を通じて、ビジネスのしやすい環境整備を進める必要があります。
- 4・事業所の廃止が増加する中、ものづくりの魅力を広め、優れた技術や技能を継承するための取組が求められています。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 企業・工業団体等への支援（産業振興課）

- ①工業製品のブランド認定や、優れた技術が生かされた商品に対し、販路拡大等を支援します。
- ②公的機関の産業支援情報や工場の立地情報など、企業の事業展開に役立つ産業情報の発信を行います。
- ③市内の工業団体の研修会や講習会等の活動を支援します。
- ④市内の事業所等に対して、経営相談等を通して支援に努めます。

2 企業誘致の推進（産業振興課）

- ①優遇助成制度等の活用により、雇用創出効果や市内経済への波及効果の高い企業の誘致を進めます。
- ②工業用地の確保と情報の発信を行います。
 - 関連[No.18 協働による計画的なまちづくりの推進]

施策	No.33	観光の振興
	目的	観光による地域経済の活性化と、市民が誇りを持てる魅力ある観光都市を形成すること。

施策を取り巻く状況

現状

- 1・令和元（2019）年の訪日外国人旅行者数は3,188万人、訪日外国人旅行消費額は4兆8,135億円と、いずれも過去最高を記録しました。
- 2・平成28（2018）年3月に、国は、観光を我が国の基幹事業へと成長させるべく「明日の日本を支える観光ビジョン」を策定し、令和12（2030）年には訪日外国人旅行者数を6,000万人、訪日外国人旅行消費額を15兆円とする「観光先進国」の実現に向けた基本的な方針を示していますが、新型コロナウイルス感染症の影響から、国の動向を注視する必要があります。
- 3・本市の令和元（2019）年の観光客数は775万7千人、そのうち外国人観光客数は31万3千人といずれも過去最高を記録しました。
- 4・鉄道各社による相互直通運転、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）や東京外環自動車道（外環）の整備により、関東近県からのアクセスが向上しています。
- 5・観光客のほとんどが日帰り観光客であり、平均滞在時間は約4時間となっています。

課題

- 1・年間を通して観光客が訪れる、さまざまな魅力があふれる持続可能な観光都市を形成していく必要があります。
- 2・観光情報の提供について、多種多様な方法を検討・実施していく必要があります。
- 3・歩行者の安全性の確保など、観光客の受入環境の整備が必要です。
- 4・市内中心部に集中している観光客の分散化を図る取組が必要です。
- 5・川越の魅力を世界に発信する機会となる東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、外国人観光客の誘致や、リピーターを増やす取組が必要です。
- 6・観光を通じた地域経済の振興や観光振興に対する市民の理解を深め、協力や参加を得ることが必要です。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 戦略的な観光事業の推進（観光課）

- ①農業、商業および工業との連携を深め、ターゲットを明確にし、観光による地域経済の振興を見据えた特色ある事業を関係機関と推進します。
●関連[No.52 時勢に応じた施策の推進]
- ②体験型観光を推進し、観光消費額の増加や満足度の向上を図ります。
- ③地域の特性を生かし、観光資源の発掘と有効活用を図るとともに、観光エリアの拡大、観光客の分散、リピーターの確保、滞在時間の延長、満足度の向上につながる事業を推進します。

④川越まつりなど、既存の観光事業の内容を充実させるとともに、郷土芸能の伝承、保存および活用に取り組みます。

●関連[No.15 文化財の保存・活用]

⑤ICTを活用したデジタルコンテンツによる観光情報の提供を行い、「小江戸川越」のPRを行います。

●関連[No.52 時勢に応じた施策の推進]

⑥AI*やIoT*等の技術を生かした観光案内を提供するとともに、関係機関と協力して、国内外からの観光客へのおもてなしの向上を図ります。

2 外国人観光客の誘致（観光課）

①外国人観光客に向けた効果的な観光情報の提供を行い、誘客を促進します。

②訪日外国人旅行者数 6,000 万人（2030 年）の目標を掲げる国の各施策との連携を図りながら、受入環境の整備を進めます。

●関連[No.52 時勢に応じた施策の推進]

3 観光環境の整備（観光課）

①歴史的価値がある建物の活用を関係機関と調整を図りながら推進します。

②商店街等の関係団体と協力し、観光客のマナー啓発に取り組むとともに、誘客に起因する課題の解決に取り組みます。

③観光サイン、公衆トイレ等の維持管理等に努めることで、快適で安心な観光ができる環境づくりを図ります。

●関連[No.22 交通ネットワークの充実]

④多様なニーズに対応した観光案内サービスの提供を進めます。

4 広域観光の推進（観光課）

①他の地方公共団体や観光関係者等とのネットワークを積極的に構築し、関係する地域の特性を生かした広域観光に取り組みます。

●関連[No.51 広域的な連携の推進]

5 市民参加型観光の推進（観光課）

①まつりやイベント等への市民の参加を通じて、地域や市民のつながりを強めるとともに、観光客との交流を促進します。

●関連[No.39 地域コミュニティ活動の推進]

*AI：Artificial Intelligence の略。人工知能のこと。人間が知的と感じる情報処理・技術の総称。

*IoT：Internet of Things の略。「モノのインターネット」と呼ばれ、あらゆるモノがインターネットに接続し情報のやりとりをする技術。

第6章 環境

施策	No.34	環境活動の推進
	目的	環境に対する知識と理解を備え、市と協働して環境保全を進めていくための行動を 実践できるような、地域づくり・人づくりを行うこと。

施策を取り巻く状況

現 状

- 1・環境教育・環境学習の推進および普及・啓発活動の一環として、市民環境調査、星空観察の集い、こどもエコクラブ*の活動支援等を実施しています。
- 2・かわごえ環境ネット*等との協働により、地域全体の環境保全活動を展開しています。
- 3・清潔で住みよい魅力ある地域づくりを推進するため、市民、民間団体、事業者による地域清掃活動を支援しています。

課 題

- 1・市民一人ひとりが、環境に配慮した行動を実践しやすいしくみづくりが必要です。
- 2・市民、民間団体、事業者、行政の各主体が、日常生活や事業活動と環境との関わりに気づき、それぞれの役割や責任を理解し、行動や参加をするための力を身につけることが必要です。
- 3・「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」の基本理念である環境保全活動、環境保全の意欲の増進および環境教育並びに協働取組の重要性を踏まえ、次世代の育成に取り組む必要があります。

*こどもエコクラブ：子どもたちの興味や関心に基づいて、家庭・学校・地域など、身近でできる環境活動に取り組むクラブ。

*かわごえ環境ネット：本市の望ましい環境像を実現するために設立された、市民、民間団体、事業者および市の4者によるパートナーシップ組織。

1 環境教育・環境学習の推進（環境政策課）

- ①市民、民間団体、事業者との連携や協働を図りながら、環境教育・環境学習を進めます。また、幼児期からの環境教育・環境学習を推進し、環境問題、自然との共生等、環境への意識を育みます。

●関連[No.11 生涯学習活動の推進、No.47 住民自治の推進]

- ②各種メディアを活用し、誰にでも分かりやすい、環境保全に関する情報提供の充実を図ります。
- ③星空観察会や自然観察会など、身近な体験活動を通じて、環境保全の意欲を増進し、具体的な行動を促す体験型環境学習の機会の充実を図ります。

2 環境活動団体等への支援（環境政策課）

- ①市民、民間団体、事業者との協働による事業展開を図るとともに、情報交換、相互交流等により、各主体の環境保全活動を支援します。

●関連[No.47 住民自治の推進]

- ②かわごえ環境ネットとのパートナーシップの強化に努め、地域全体の環境保全活動を推進します。

●関連[No.47 住民自治の推進]

3 環境活動を実践する人材の育成・支援（環境政策課、資源循環推進課）

- ①専門的な技術や豊富な経験を持つ人材を積極的に活用し、環境活動を実践する人の育成や支援に努めます。
- ②地域清掃活動を行う市民、民間団体、事業者を支援し、清潔で住みよい魅力ある地域づくりの担い手を育成します。

●関連[No.39 地域コミュニティ活動の推進]

施策	No.35	地球温暖化対策の推進
	目的	地球環境にやさしく、二酸化炭素排出の少ないまちを実現すること。

施策を取り巻く状況

現 状

- 1・地球温暖化の原因は、経済活動や日常生活に起因する温室効果ガス*排出過多にあります。このまま温暖化が進んでしまうと、気温上昇や異常気象の多発等により、市民生活や生態系への影響が懸念されるため、温室効果ガスの排出削減に向けた取組が急務となっています。
- 2・平成 27 (2015) 年の「パリ協定*」の採択以後、平成 28 (2016) 年に「地球温暖化対策計画*」が閣議決定されるなど、地球温暖化に対する取組が国内外で進められています。
- 3・「川越市環境マネジメントシステム*」に基づき、市の事業活動が環境に影響を与える各種要因について、継続的に改善を図っています。
- 4・本市は平成 19 (2007) 年 12 月に「川越市地球温暖化対策条例」を制定し、市域から排出される温室効果ガスの排出抑制に向けた取組について、総合的かつ計画的に推進しています。

課 題

- 1・地球温暖化は、地球規模の環境問題であり、市民、民間団体、事業者、行政の各主体が役割に応じた取組を進める必要があります。
- 2・市の事業活動が、環境に与える影響を率先的かつ継続的に改善し、温室効果ガスの排出量を削減する必要があります。
- 3・地球温暖化は既に始まっており、温暖化に起因する災害等に適切に対処するなどの適応策を講じる必要があります。

*温室効果ガス：太陽から地球に降り注ぐ光は素通りさせるが、暖まった地球から宇宙へ逃げる熱を吸収する性質をもつ気体のこと。二酸化炭素、メタン等がある。

*パリ協定：平成 27 (2015) 年 12 月にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) において採択された国際的な協定。令和 2 (2020) 年以降の温室効果ガス削減に取り組むための法的枠組みを定めたもの。

*地球温暖化対策計画：平成 28 (2016) 年 5 月、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が地球温暖化対策推進法に基づいて策定した我が国唯一の地球温暖化に関する総合計画。温室効果ガスの排出抑制および吸収の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等について定めている。

*環境マネジメントシステム：Environmental Management System (EMS) のこと。組織が、環境に与える影響を継続的に改善していくための組織経営のしくみ。

1 環境マネジメントシステムの推進（環境政策課）

- ①「川越市環境マネジメントシステム」に基づき、市の事業におけるエネルギー使用の合理化と環境負荷の低減を図り、温室効果ガスの排出を抑制するとともに、光熱費の削減やごみの減量等につなげます。

2 省エネルギーの推進（環境政策課）

- ①市民や事業者等の省エネルギーに対する意識の啓発を図るとともに、省エネ型の機器や住宅の普及・啓発事業を推進します。
- ②事業者に対し、環境に配慮しながら社会の持続的な発展を目指す環境経営を促進します。

3 再生可能エネルギー等の導入促進（環境政策課）

- ①身近にある太陽光・太陽熱を利用した機器や、利用時に温室効果ガスの排出が少ない水素を活用した機器等の普及を促進します。

4 その他の地球温暖化対策の推進（環境政策課）

- ①ごみの減量・資源化の推進等により、焼却による温室効果ガスの排出を削減します。
- ②渋滞の緩和や環境性能に優れた自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池*自動車等）の普及を促進し、自動車からの温室効果ガスの排出抑制を図ります。
●関連[No.22 交通ネットワークの充実]
- ③二酸化炭素の吸収をはじめ、多様な緑の機能を生かすため、緑の保全や創出に努めます。
- ④国、県、他市町村等と連携を図りながら地球温暖化対策を推進します。
- ⑤想定を超える気温上昇や大雨等の極端な気象現象がもたらす熱中症や感染症等のリスクへの対策を図ります。

●関連[No.10 保健衛生・医療体制の充実、No.42 防災体制の整備]

*燃料電池：水素と酸素の化学反応により発電する装置。

施策	No.36	循環型社会の構築
	目的	資源の循環的な利用を促進し、環境への負荷を減らしたまちを実現すること。

施策を取り巻く状況

現状

- 1・リサイクル可能な布類の再資源化を推進するため、新たに布類の定時収集を開始するなど、資源ごみの排出機会拡充に取り組んでいます。
- 2・つばさ館*を活用し、循環型社会*に関するさまざまな啓発事業を実施しています。
- 3・既存の処理施設については、適正な維持管理に努めるとともに、老朽化している施設については長寿命化に向けた事業を推進しています。
- 4・産業廃棄物の排出量は国全体で見ると横ばい傾向にあります。市内に限ると大規模工事等の有無により増減しています。不適正処理は、全国的にも本市においても横ばい傾向であり、小規模な不法投棄等が依然として発生しています。
- 5・「川越市路上喫煙の防止に関する条例」の制定以降、加熱式たばこが普及傾向にあることを踏まえ、当該たばこを含んだ吸い殻等の散乱を防止するための啓発を行っています。

課題

- 1・プラスチックごみおよび食品ロスの削減等、さらなるごみの減量・資源化の促進に関する施策を進める必要があります。また、市民が資源ごみを分別・排出しやすい方法の検討が必要です。
- 2・老朽化している施設については長寿命化を図り、必要に応じた建替えの検討が必要です。
- 3・産業廃棄物の減量・資源化の普及・啓発および適正処理のさらなる推進が必要です。
- 4・路上喫煙禁止地区は、状況に応じて区域の見直しを行い、たばこの吸い殻等の散乱を防止する必要があります。

*つばさ館：「循環型社会形成推進基本法」の基本原則にのっとり、ごみの発生抑制（Reduce：リデュース）、再使用（Reuse：リユース）、再生利用（Recycle：リサイクル）、の3Rを推進するため、市民、民間団体、事業者と連携し、環境啓発・体験学習・交流活動等の拠点となる施設。資源化センターに設置されている。

*循環型社会：廃棄物等の発生を抑制し（ごみをなるべく出さず）、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用し（ごみをできるだけ資源として使い）、適正な廃棄物の処理（使えないごみはきちんと処分）を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。

1 ごみの発生・排出抑制、分別の徹底（資源循環推進課）

- ①ごみの発生・排出抑制や分別の徹底、ごみ処理費用負担の公平性確保の観点から、主に家庭から排出されるごみ処理の有料化を進めます。また、その実施時期については、社会・経済情勢や市の廃棄物処理の状況等を踏まえ検討します。
- ②出前講座の実施やつばさ館の活用等により、3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の啓発を行い、循環型社会への市民意識の向上を図ります。

2 循環利用の推進（資源循環推進課、環境施設課）

- ①資源ごみの排出機会を拡充し、家庭から排出される可燃ごみのさらなる資源化を促進するとともに、**集団回収事業などのリサイクル活動を支援します。**
- ②東清掃センターから排出される焼却残さのセメント原料化*、資源化センターから排出される焼却残さの再資源化、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」に係る再商品化および処理困難物等の再資源化等により、ごみの循環利用を推進します。

3 一般廃棄物の適正処理（資源循環推進課、収集管理課、環境施設課）

- ①老朽化が進む東清掃センターの長寿命化対策を推進するとともに、環境衛生センターは、し尿や浄化槽汚泥の処理量の推移を考慮した、適正規模の施設更新を検討します。
- ②最終処分場の適正な維持管理を行うとともに、二期工事を含めた今後の在り方について検討します。さらに、今後老朽化が進む既存設備の更新について検討します。
- ③廃棄物の排出機会拡充に向けた収集運搬体制を整備するとともに、高齢者や障害のある人に対応した収集の充実を推進します。
- ④地域住民や関係機関との連携を図り、不法投棄の未然防止、早期発見および早期対応に努めます。
- ⑤環境美化を維持するため、啓発活動を実施するとともに、民間団体との連携を図ることで、空き缶やたばこの吸い殻等のポイ捨て防止に努めます。

4 産業廃棄物の適正処理（産業廃棄物指導課）

- ①排出事業者に対して、産業廃棄物の減量や資源化の普及・啓発を推進します。
- ②排出事業者や処理事業者へ立入検査等を実施し、産業廃棄物の適正処理を促進します。
- ③監視パトロールを実施することにより、不法投棄等の不適正処理を未然に防止し、早期発見、早期対応に努めます。

*焼却残さのセメント原料化：廃棄物の焼却後に残る、焼却灰等をセメントの原料として再利用すること。

施策	No.37	自然共生の推進
	目的	自然を大切にし、ともに生き、次の世代に引き継ぐこと。

施策を取り巻く状況

現状

- 1・緑地の保全を図るため、保存樹林制度*の指定面積拡大に努めています。
- 2・市民との協働による市民花壇の運営、緑の募金を活用した緑化事業、苗木配布事業や緑のカーテンの普及事業など、緑化に関する取組や啓発、支援を行っています。
- 3・水辺を活用した啓発事業として、水生生物等の観察会を実施し、水辺環境に関する市民の理解を深めています。
- 4・野生生物の調査や講座等を行い、生物多様性*についての啓発活動を行っています。

課題

- 1・市民等が樹林地の保全活動等をしやすいしくみづくりが必要です。
- 2・緑の創出には市民等の協力が不可欠であり、緑化に関する多様な情報を提供するとともに、コミュニケーションの場を増やす取組の検討が必要です。
- 3・市街地において、市民が身近な場所で緑を楽しむ空間の確保が必要です。
- 4・地域の特性に応じた、生物多様性の保全についての検討や啓発活動が必要です。

*保存樹林制度：市内に残る貴重な緑地を保全し、潤いと安らぎのあるまちとするため、一定基準を満たす樹林地を指定する制度。所有者に対し保全に要する費用の一部として奨励金を交付している。

*生物多様性：全ての生物の間に違いがあること。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルでの多様性がある。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 樹林地の保全と活用（環境政策課）

- ①保存樹林や市民の森としての指定や、「都市緑地法」等による区域指定を行うことにより、樹林地の保全について強化を図ります。また、市民等が樹林地を主体的に管理するしくみづくりを進めます。
- ②樹林地を活用した施策を進め、市民の緑に対する理解を深めるとともに、市民に憩いの場を提供するよう努めます。

2 緑の創出（環境政策課）

- ①市民花壇による花いっぱい運動など、市民、民間団体、事業者と協力して取り組み、緑化を推進します。
- ②公共施設や道路等の緑化を推進するとともに、事業所や一般家庭の緑化を促進します。
●関連[No.20 景観まちづくりの推進、No.21 道路交通体系の整備]
- ③市街地において、防災機能を有するオープンスペースとして身近な場所で緑を楽しむ空間を確保します。
●関連[No.26 公園・緑地の充実、No.42 防災体制の整備]

3 水辺環境の保全（環境政策課）

- ①地域住民や関係機関との連携を図り、水辺を活用した啓発事業を実施することで、市民参加による保全活動等を支援・推進するとともに、市民の水辺環境に対する理解を深め、水辺環境の保全に努めます。
●関連[No.26 公園・緑地の充実]

4 生物多様性の保全（環境政策課）

- ①市内に生息する野生生物の分布等を調査し、生物多様性の保全に努めます。
- ②生物の多様性を保全するため、**特定外来生物の防除や有害鳥獣対策などにより、鳥獣の保護管理に努めます。**
- ③講座を開催するなど、生物多様性の保全についての啓発活動を継続します。

*特定外来生物：海外起源の外来種であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から指定される。

施 策	No.38	生活環境の保全
	目的	健やかな暮らしができる環境を確保すること。

施策を取り巻く状況

現 状

- 1・大気、水、土壌に関する環境対策として、汚染状況の監視、発生源となる事業所への指導を行っています。
- 2・大気環境は、光化学オキシダント*のみが環境基準*を達成できない状況が続いています。
- 3・河川の水質環境の指標である BOD*については、環境基準を概ね達成していますが、一部地点において達成できない年があります。
- 4・騒音、振動、悪臭に関する環境対策として、発生源となる事業所への指導を行っています。また、市内主要道路の自動車騒音を監視しています。
- 5・化学物質の排出状況を把握し、公表しています。

課 題

- 1・光化学オキシダントの削減に向けた取組を実施する必要があります。
- 2・BOD 環境基準達成率が 100%を維持できるよう、生活排水対策を進めていく必要があります。

*光化学オキシダント：自動車の排気ガスや工場の煙等に含まれる窒素酸化物や炭化水素が、紫外線により光化学反応を起こして発生するオゾン等の酸化力の強い物質であり、光化学スモッグの原因となる。

*環境基準：人の健康の保護および生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの。

*BOD：Biochemical Oxygen Demand の略。生物化学的酸素要求量のことです。水質指標の一つ。水中の有機物等の量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したものです。

1 大気環境対策（環境対策課）

- ①大気汚染状況の継続監視や、焼却炉等発生源への指導および啓発を行います。
- ②光化学オキシダントに対する監視を継続し、国等と連携して削減に向けた取組を実施します。

2 水・土壌環境対策（環境対策課）

- ①生活排水対策として、単独処理浄化槽*等から合併処理浄化槽*への転換を支援するとともに、浄化槽の維持管理に関する指導および啓発を行います。
 - 関連[No.25 公共下水道事業の充実、No.30 農業の振興]
- ②河川や土壌、地下水の汚染状況の継続監視とともに、汚濁発生源への指導および啓発を行います。

3 騒音・振動・悪臭対策（環境対策課）

- ①騒音・振動・悪臭に関する発生源への指導および啓発を行います。
- ②市内主要道路の自動車騒音の継続監視を行います。

4 化学物質等の環境リスク対策の推進（環境対策課）

- ①化学物質の排出状況を把握し公表するとともに、啓発を行います。
- ②新たな環境汚染物質に対して、適切に対応します。

*単独処理浄化槽：し尿のみを処理する浄化槽。

*合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等）を併せて処理する浄化槽。単独処理浄化槽と比べて、家庭から河川等へ流れ出る汚れの量を約8分の1に減らすことができる。

第7章 地域社会・市民生活

施策を取り巻く状況

現状

- 1・ライフスタイルの変化や価値観の多様化等により、地域コミュニティ意識が希薄化しており、中心的役割を担っている自治会の加入率は低下傾向にあります。また、自治会を担う役員等の年齢層が高くなっています。
- 2・川越市自治会連合会と連携して、幅広い世代の地域住民の自治会への加入を促進するとともに、地域行事をはじめとした地域の活動を通じて、地域コミュニティの形成を図っています。
- 3・地域の課題を自らが考え解決に取り組む地域会議*によって、安全安心で住みよい地域づくりが進んでおり、平成31(2019)年3月には、市内12の地域会議が地域づくりの協働パートナーとして認定されています。
- 4・市内では、福祉・保健・医療の分野、社会教育の分野、まちづくりの分野を中心に、多くのNPO法人*がさまざまな活動を行っています。
- 5・市内のNPO法人をはじめとした市民活動団体間のネットワークづくりや個人が市民活動を始めるきっかけづくりに取り組んでいます。

課題

- 1・自治会の加入率の低下に歯止めをかけるための取組が必要です。
- 2・地域コミュニティ意識の希薄化や、活動の担い手の減少に対応した取組が必要です。
- 3・地域コミュニティ活動の活性化と機能の強化に向けた取組が必要です。
- 4・市民に対して、地域コミュニティやその活動に関する情報を提供するしくみづくりが必要です。
- 5・環境美化、防災、防犯、交通安全、核家族化や少子高齢化の進行下における子育てや高齢者福祉等の課題について、地域と協働した取組が必要です。
- 6・地域コミュニティ活動を行う団体間の協力や連携による取組の推進が求められています。

*地域会議：地域の中で活動する各種団体等が主体となり、地域が抱えるさまざまな課題について話し合い、課題の解決に向けた取組や将来の方向性について協議する場として設置するもので、住みよい地域づくりを市と協働して推進していくことを目的としている。

*NPO法人：市民活動団体やボランティア団体など、一定のテーマを持ち、政府や自治体、企業とは独立した存在として、市民や民間の支援のもと公益的な活動を行う、営利を目的としない団体で、「特定非営利活動促進法（NPO法）」に基づく認証を取得した法人。

1 地域コミュニティ意識の形成（地域づくり推進課）

- ①川越市自治会連合会と連携して、幅広い世代の地域住民の自治会への加入を促進し、自治会活動やその情報の共有化を通じて、地域コミュニティ意識の形成を図ります。
- ②地域行事をはじめとした地域コミュニティ活動に対する支援を充実し、地域コミュニティ意識の形成を促進します。
- ③さまざまな地域コミュニティ活動が自立のかつ継続的に行われるよう、安定的な担い手の確保に向けた取組を促進します。
- ④川越市掲示板やインターネット等を活用して、地域コミュニティとその活動に関する情報を提供します。

2 地域会議における地域コミュニティ活動の支援（地域づくり推進課）

- ① 地域会議を構成する団体や企業等の相互連携を促進することにより、地域における円滑なコミュニティ活動を推進します。

3 自治会における地域コミュニティ活動の支援（地域づくり推進課）

- ①川越市自治会連合会と協力して、各自治会における環境美化、防災、防犯、交通安全等の自主的な活動を支援します。
●関連[No.7 地域福祉の推進、No.34 環境活動の推進、No.47 住民自治の推進]
- ②地域コミュニティの拠点となる自治会集会施設の建設、修繕等の整備を支援します。

4 NPO 法人の活動の支援（地域づくり推進課）

- ①NPO 法人との関係の充実を図るとともに、NPO 法人と自治会やボランティア団体等との連携を促進します。

●関連[No.7 地域福祉の推進]

施策	No.40	平和で思いやりのある社会づくり
	目的	差別や偏見がなく、平和で思いやりがある明るい社会を築くこと。

施策を取り巻く状況

現状

- 1・平和に対する意識が高まるように市民参加の取組や平和教育等を実施しています。
- 2・出身地、性別、国籍、病歴等を理由とする差別や偏見が存在します。
- 3・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」および「部落差別の解消の推進に関する法律」等の差別の解消の推進を目的とする法律が施行されています。
- 4・家庭での虐待や暴力、学校でのいじめ、職場でのパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント*など、さまざまな人権に関する問題が発生しています。
- 5・近年では、インターネット上でのいじめや中傷、個人情報の悪用等の人権侵害が問題となっています。
- 6・講演会や研修会、冊子の配布等を行い、人権問題に対する啓発を行っています。

課題

- 1・平和の大切さや尊さを次世代に継承していく取組が必要です。
- 2・人権教育を推進するとともに人権啓発を図ることで、人権感覚を育成し、市民一人ひとりの人権が尊重される社会づくりを進めていく必要があります。

*ハラスメント:他者に対する言動によって、本人の意図には関係なく、相手を不当に不快にさせるなど、精神的・身体的な苦痛を与える行為。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 平和意識の高揚（総務課、教育指導課）

- ①「小江戸かわごえ平和都市宣言・2005」の趣旨に基づき、市民参加による各種平和施策の充実を図ります。
- ②市民を対象とした啓発事業や学校での教育活動を通じて、平和に貢献する心の育成を図ります。

2 人権施策の推進（人権推進課、地域教育支援課、教育指導課）

- ①人権に対する意識を高めることや差別意識の解消を目指し、市民や企業等を対象とした人権啓発活動の充実を図ります。
 - 関連 [No.2 児童福祉の推進、No.5 高齢者福祉の推進、No.6 障害者福祉の推進、No.16 多文化共生と国際交流・協力の推進]
- ②同和問題をはじめとする人権問題の解決を目指し、組織的かつ計画的に人権を尊重する教育の充実に努めます。
- ③自治会等と連携した教育活動を推進し、地域内の交流を深めるとともに、人権教育や啓発の取組として集会所事業*を推進します。

*集会所事業：「川越市小堤集会所条例」に基づき設置している川越市小堤集会所において、教育委員会が実施している事業のこと。

施策	No.41	男女共同参画の推進
	目的	男女が自らの意思によってあらゆる分野における活動に参画し、その個性と能力が十分に発揮できるようにすること。

施策を取り巻く状況

現状

- 1・国全体における女性の就業率は上昇傾向にあり、結婚、出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇しています。また、管理職に占める女性の割合は、諸外国と比べて低い水準となっています。
- 2・平成 30（2018）年に市民を対象に行った「男女共同参画に関する意識調査」では、「全体として、現在の日本」、「社会通念や風潮」および「職場」において、男性優遇を感じていると回答した市民が多くなっています。
- 3・同調査結果では、「地域活動への参加経験」について、参加経験がある女性は約7割となっていますが、男性は6割に満たない結果となっています。
- 4・DV*の相談に対しては、川越市配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV についての相談や被害者の保護等を行っています。
- 5・ウェスタ川越内の川越市男女共同参画推進施設で、男女共同参画や就労支援等に関する講座や相談業務等を行っています。
- 6・性の多様性については、社会的な関心が高まっており、川越市パートナーシップ宣誓制度を実施しています。一方で、性自認（自己の性別についての認識）や性的指向（どの性別を恋愛の対象にするかを表すもの）などを理由とした偏見や差別があり、理解が十分に進んでいるとは言えない状況です。

課題

- 1・配偶者等からのあらゆる暴力を防止するための取組が必要です。
- 2・人権の尊重と、男女共同参画への意識を高める取組が必要です。
- 3・性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた取組が必要です。
- 4・性の多様性を尊重し、理解の促進を図るための取組が必要です。
- 5・働く場での男女共同参画の推進や、男女ともにワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくりが必要です。
- 6・男女ともに地域活動等に参画しやすい環境づくりが必要です。

*DV：ドメスティック・バイオレンス。配偶者、恋人等の親密な関係にある、またはあった者の間に起こる身体的、精神的、性的、経済的暴力のこと。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 人権の尊重と男女共同参画への意識づくり（男女共同参画課）

①啓発活動や相談体制を充実し、DV等の防止を図ります。また、関係機関と連携し、被害者の保護と自立の支援に努めます。

●関連[No.2 児童福祉の推進]

②職場、学校、地域、家庭等における男女共同参画の推進に向けた広報・意識啓発に努めます。

③男女共同参画推進施設等において、多様な市民ニーズに即した講座等の企画や運営に努めます。

④性の多様性についての理解を促進するとともに、性自認や性的指向等を理由とする偏見や差別をなくすための取組を行います。

2 ワーク・ライフ・バランスの促進（男女共同参画課）

①ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向け、関係機関との連携を図りながら、普及活動や啓発活動を行います。

●関連[No.1 少子化対策の推進、No.29 就労の支援と労働環境の改善]

3 あらゆる分野への男女共同参画の推進（男女共同参画課）

①政策や方針の決定過程における女性の参画推進と人材育成に努めます。

②さまざまな地域活動において男女の共同参画を推進するため、地域活動等に参画しやすい環境づくりに努めます。

●関連[No.11 生涯学習活動の推進]

施策	No.42	防災体制の整備
	目的	災害時に市民等と協働した防災体制を整備するとともに、様々な危機事象から市民を保護する危機管理体制の強化を図ること。

施策を取り巻く状況

現状

- 1・甚大な被害の発生が想定される大規模地震等に備え、さまざまな取組を行っています。
- 2・東日本大震災等の多くの災害が発生し、市民一人ひとりの防災に対する意識は、これまで以上に高まっています。
- 3・各種ハザードマップを作成し、市民に周知しています。
- 4・様々な危機事象により、市民の生命や財産が危険にさらされる可能性があります。

課題

- 1・大地震、台風や集中豪雨等の大規模災害が頻発しており、様々な防災・減災対策のより一層の推進が急務です。
- 2・高齢者や障害のある人等の要配慮者*の中でも、特に自力で避難することが難しい避難行動要支援者*を適切に避難誘導することや、情報伝達手段の拡充が必要です。
- 3・大規模地震等の発生時に、通勤・通学者や観光客の一部が帰宅困難になることが予想され、その対策の強化が必要です。
- 4・災害に対する知識を普及し、防災意識を高めるとともに、関係機関との連携を強化する必要があります。
- 5・様々な危機事象から市民の生命、身体および財産を保護し、市民生活に及ぼす影響を最小限にするよう、体制の強化や充実を図る必要があります。
- 6・災害時優先業務を迅速かつ適切に実施するため、業務継続計画*を充実させる必要があります。

*要配慮者：高齢者、障害のある人、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人等の配慮を要する人。

*避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人。

*業務継続計画：危機発生の際、重要業務への影響を最小限に抑え、仮に中断しても可及的速やかに復旧・再開できるようにあらかじめ策定しておく行動計画のこと。BCP (Business Continuity Plan) ともいわれる。

1 地域防災計画の推進（防災危機管理室）

- ①市民の生命、身体および財産を災害から守るための総合的かつ基本的な計画である「川越市地域防災計画」を随時見直し、全庁的に災害対応力の向上を図ります。

2 災害応急体制の充実（防災危機管理室）

- ①安全に避難するための環境整備や、避難行動要支援者の避難支援体制の充実を図ります。
- ②水害時における浸水想定区域内の要配慮者利用施設の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成および避難訓練の実施を促進します。
- ③災害時や緊急時に市民等への情報伝達を確実にを行うため、情報伝達手段の多様化を推進します。
- ④風水害に対してタイムラインを活用するなど、迅速かつ的確に対応する体制の充実を図るとともに、的確な避難体制の構築を図ります。
- ⑤災害時や緊急時に備えた、食料、飲料水、生活必需品、応急災害対策用資機材の質と量の充実を図ります。
- ⑥災害対応力を向上するための各種訓練を実施するとともに、防災関係機関との連携強化を図ります。
- ⑦民間事業者等との協力体制を強化し、帰宅困難者対策を推進します。

3 防災意識の普及・高揚（防災危機管理室）

- ①共助を担う地域の防災組織の結成を促進するとともに、活動の充実を図ります。
- ②地域での防災訓練や地区防災計画の作成等を支援することや、防災講話等を通じて、市民の自助・共助意識を高める取組を行います。
- ③市民がハザードマップ等により地域の災害リスクを把握し、マイ・タイムラインを作成するなど適切に災害対応できるよう取り組みます。

4 危機管理体制の強化・充実（防災危機管理室）

- ①「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」に対応した情報の伝達、市民の避難誘導、武力攻撃事態等に対する応急措置が迅速に実施できるよう、「川越市国民保護計画」に基づく活動体制の強化や充実を図ります。
- ②市民の安全と安心を脅かす事件や事故を未然に防止し、また被害を最小限に抑制できるよう、「川越市危機管理指針」に基づく組織的な危機管理体制の強化や充実を図ります。
- ③各部署における業務継続に関する取組状況等を踏まえ、業務継続計画を随時見直すとともに、計画に則り、各部署において業務執務環境の整備・改善を図ります。

施策を取り巻く状況

現 状

- 1・「住民が安全・安心を実感できるまち」の実現を目指し、基本的な政策方針、重要施策、達成目標等を総括した、「川越地区消防組合消防基本計画（平成 29 年度から令和 8 年度）」を策定し、消防・救急体制の充実を図っています。
- 2・川越地区消防組合の管轄内では、消防本部並びに 4 消防署、4 分署を設置し、消防や救急対応に従事しています。
- 3・大規模地震等の広域災害発生時は、多数の負傷者が出て消防力だけでは対応が困難となることが想定されます。
- 4・令和元（2019）年の救急出場件数は 18,118 件で、高齢者の増加等により増加傾向で推移しています。
- 5・川越市消防団は、地域の安全・安心のため、災害救護活動をはじめ、火災予防・応急手当の普及啓発活動等を行っています。
- 6・応急手当や AED の普及・啓発により、市民の応急手当による救命事例が増加しています。
- 7・令和元（2019）年の火災件数は 109 件で、一番多い出火原因はたばこであり、他には放火（放火の疑いを含む。）、電気機器等を原因とする出火があります。

課 題

- 1・関係機関等と連携した活動のほか、地域コミュニティにおける防災力の強化を図り、広域災害による被害を最小限に抑える必要があります。
- 2・消防局・川越北消防署庁舎は昭和 49（1974）年に建設され、老朽化しているため、防災拠点施設としての耐震性の確保、訓練施設の整備、大規模災害時の消防活動拠点の確立等、十分な機能を備えた新消防庁舎を整備する必要があります。
- 3・老朽化した庁舎等の長寿命化を図るとともに、消防活動拠点としての機能を強化するための改修が必要です。
- 4・救急要請の増加に対応した救急体制を整えるとともに、各医療機関との連携の強化や救急救命士の養成が必要です。
- 5・川越市消防団は、活性化検討委員会を設置し、団員の確保にも取り組んでいますが、団員数は定数を下回っており、活動しやすい環境整備等が必要です。
- 6・市民による救命や、高度な救命処置、スムーズな患者搬送等により、救命率*を高める必要があります。
- 7・市民の防火意識を高める取組や住宅用火災警報器の未設置世帯への普及等が必要です。

*救命率：心臓と呼吸が停止したのを家族や救急隊員等により確認された傷病者のうち、1 か月以上生存した人の割合。

1 初動消防力の強化（消防局総務課、消防局警防課）

- ①消防車両や消防資器材の整備や、耐震性防火水槽の増設を図ります。
- ②大規模地震等の広域災害に備え、関係機関との連携を強化します。
- ③消防団の団員確保および資器材等の整備を図り、組織の強化に努めます。また、市民や事業者等と協力して地域防災力の強化に努めます。

2 救急体制の整備（消防局救急課）

- ①応急手当普及員を養成するとともに、訓練資器材の整備や指導體制の強化を図ります。
- ②救急救命士を継続的に養成するとともに、高度な救命処置を提供するための教育訓練環境を整備し、資質の向上を図ります。
- ③増加する救急需要に対応するため、民間による患者等搬送事業の推進を図ります。
- ④救急搬送を円滑に行うために、各医療機関との連携強化を図ります。

●関連[No.10 保健衛生・医療体制の充実]

3 火災予防対策の推進（消防局予防課）

- ①住宅防火対策に関する広報活動を実施し、市民の防火意識の高揚を図ります。
- ②住宅用火災警報器の未設置世帯に対する普及推進と、設置済世帯に対する維持管理の促進を図ります。
- ③事業所における自主防火管理対策を支援するとともに、査察執行や危険物安全対策を推進します。

4 消防施設や設備の充実（消防局総務課、消防局指揮統制課、消防局新消防庁舎建設準備室）

- ①大規模災害時も消防活動拠点としての業務が継続可能であり、迅速な初動体制の立ち上げと広域応援に対応した新消防庁舎の建設を推進します。
- ②老朽化した庁舎等の長寿命化を図るとともに、社会情勢の変化に対応し、消防活動拠点としての機能強化を図ります。

●関連[No.18 協働による計画的なまちづくりの推進]

- ③多様化する災害に対応する地域の活動拠点として、老朽化した消防団車庫を計画的に更新します。
- ④消防通信機器の維持管理、更新を図ります。

施策	No.44	防犯対策の推進
	目的	防犯意識の高揚や防犯体制の整備により、市民が安全に安心して暮らせること。

施策を取り巻く状況

現状

- 1・本市では地域住民、事業所等による自主防犯活動や児童生徒への防犯意識の啓発等により、個人の防犯意識は高まっていると見られ、刑法犯認知件数*は減少傾向にあります。
- 2・振り込め詐欺等の特殊詐欺は巧妙化しており、被害件数、被害金額ともに県内において上位で推移しています。
- 3・平成26(2014)年に改定した「川越市防犯のまちづくり基本方針」により、防犯のまちづくりを推進しています。
- 4・平成29(2017)年に策定した「川越市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿った、防犯カメラの適切かつ効果的な活用および普及促進に努めています。
- 5・犯罪被害者を支援するための施策や関係機関と連携した支援体制の構築が求められています。

課題

- 1・関係機関や自治会等の団体と連携して、地域におけるつながりをさらに深め、防犯のまちづくりに取り組むことが必要です。
- 2・これまで防犯活動に携わっていたボランティアの高齢化が進んでいることから、持続可能な無理のない防犯活動を継続して行うことが必要です。
- 3・巧妙化する特殊詐欺等の犯罪を防止するため、市民の防犯意識をより高める施策と、時機を逃さずに犯罪情報を伝えることが必要です。
- 4・ガイドラインに沿った防犯カメラの適正な設置および運用を促進することが必要です。
- 5・犯罪被害者の支援の必要性について、市民の理解を深めることが必要です。

*刑法犯認知件数：警察が被害の届出等により犯罪の発生を確認した件数。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 防犯推進体制の整備・充実（防犯・交通安全課）

- ①防犯推進体制の整備や充実を図り、防犯のまちづくりをソフトとハードの両面から総合的かつ効果的に推進します。
- ②県、警察等の関係機関や、川越防犯協会等の関係団体との連携を強化します。
- ③地域主導型の防犯拠点である、旧交番施設等を活用した地域自主防犯ステーションの管理運営の支援に努めます。
- ④暴力を排除するための活動を推進し、市民生活の安全と平穏の確保に努めます。

2 安全な地域コミュニティの推進（防犯・交通安全課）

- ①自治会や商店街を中心に、地域住民、事業所、NPO、ボランティア団体等による自主防犯活動等への参加を促進し、支援を強化します。

●関連[No.31 商業の振興]

- ②地域の自主防犯活動の中心となる次世代の地域リーダーの育成に努めます。

3 規範意識の高揚と防犯教育の推進（防犯・交通安全課、教育指導課）

- ①児童生徒に対し、防犯意識の啓発や道徳教育の充実を図ります。

●関連[No.12 生きる力を育む教育の推進]

- ②各種講座等を開催し、規範意識や防犯意識の高揚を図ります。
- ③犯罪や防犯に関する情報を収集し、さまざまな手段を通じて、積極的、効果的な情報提供を図ります。
- ④市民の防犯意識の啓発を図り、個人や家庭で自主的に取り組める防犯対策を促進します。
- ⑤特殊詐欺の対策として、高齢者だけではなくあらゆる世代に対しても啓発を実施して、被害の防止を図ります。

●関連[No.5 高齢者福祉の推進]

4 安全な都市環境の創出（防犯・交通安全課）

- ①道路や公園等において、防犯灯の維持や整備を行うなどにより、安全な都市環境の創出を図ります。
- ②防犯カメラのガイドラインの周知を図り、プライバシーの保護に配慮した安全で安心して暮らせるまちの実現に努めます。

5 犯罪被害者支援の推進（防犯・交通安全課）

- ①犯罪被害者支援のための施策を推進し、市民への周知を図ります。

施策	No.45	交通安全対策の推進
	目的	交通事故の減少と、安全性の高い交通環境をつくること。

施策を取り巻く状況

現 状

- 1・市内の交通事故発生件数は、年間 9,000 件程度で推移し、人身事故件数については減少傾向にあります。
- 2・人身事故の原因は、脇見運転等と一時不停止によるものが多い傾向にあります。
- 3・市内の交通事故死者数を年齢層別に見ると、65 歳以上の高齢者が高い割合を占めています。
- 4・平成 28（2016）年に策定した「第 10 次川越市交通安全計画」により、交通安全対策を推進しています。
- 5・警察、自治会、交通安全関係団体と連携し、交通安全キャンペーンを各季に実施しています。
- 6・市民、自治会、学校等からの要望を受けて、危険な箇所に路面表示やカーブミラー、注意看板、警戒標識等の設置を行っています。
- 7・他市町村では、園外活動で移動する際に未就学児が被害者となる交通事故が発生しています。
- 8・「埼玉県自転車のあるべき姿の促進に関する条例」の改正により、平成 30（2018）年 4 月から自転車利用者の自転車損害賠償保険への加入が義務化されています。
- 9・放置自転車対策として、駅周辺を自転車放置禁止区域に指定するとともに、自転車置き方指導員の配置や放置自転車の撤去を行っています。

課 題

- 1・高齢化の進行に伴い、高齢者に交通事故防止の啓発を行う必要があります。
- 2・未就学児の園外活動で用いる経路の安全を確保するため、警察や保育所等と連携のもと、経路の環境整備を行う必要があります。
- 3・児童生徒の交通の安全を確保するため、地域の実情に応じた通学路の安全対策を積極的に行う必要があります。
- 4・自転車損害賠償保険の加入を促進する必要があります。
- 5・老朽化しつつある自転車駐車場の計画的な修繕や建替えを検討する必要があります。

1 交通安全意識の啓発（防犯・交通安全課）

- ①関係機関と連携し、幼児から高齢者まで幅広く交通安全教育を推進するとともに、交通安全教育指導者の育成を図ります。
- ②関係機関および関係団体と連携した交通安全運動を推進し、市民の交通安全に対する意識の向上を図ります。

2 交通安全施設の整備（防犯・交通安全課）

- ①交通量や沿道の土地利用状況を考慮し、路面表示、カーブミラー、標識看板等の交通安全施設の整備を図ります。

●関連[No.21 道路交通体系の整備]

3 通学路等安全対策の推進（防犯・交通安全課）

- ①グリーンベルト*や標識看板の設置等により、児童生徒等が安心して利用できる安全な通学路等の環境整備に努めます。

●関連[No.21 道路交通体系の整備]

4 自転車利用者への意識啓発と自転車の利用環境の整備（防犯・交通安全課）

- ①自転車利用者の意識を啓発し、運転マナーの向上や自転車損害賠償保険の加入の促進に努めます。
- ②放置自転車の防止に努め、自転車をはじめとして、歩行者や自動車も互いに安心して通行できる環境の充実を図ります。

●関連[No.22 交通ネットワークの充実]

- ③駅周辺に自転車駐車を計画的に整備し、適切に維持管理を行います。また、民営自転車駐車の設置に対する支援に努めます。

*グリーンベルト：道路の路側帯を緑色にカラー化すること。通学児童を含む歩行者の通行位置を明確にするだけでなく、ドライバーに対して通学路であることを認識させる効果がある。

施策	No.46	市民生活の支援
	目的	安全・安心な市民生活の支援と市民ニーズを満たした葬祭事業を実施すること。

施策を取り巻く状況

現状

- 1・電子商取引や電子決済の普及により、消費者をめぐる環境は変化しています。
- 2・消費生活相談件数は毎年増加しており、相談者に占める高齢者の割合が高くなっています。
- 3・消費者の安全確保のため、要援護高齢者等支援ネットワークと連携し、高齢者等の消費者被害防止の取り組みを行っています。
- 4・法律相談、登記相談、税務相談など、各種相談窓口を開設しています。
- 5・火葬件数の増加や葬儀の小規模化等のニーズに対応するため、平成 29（2017）年 4 月、適正な火葬能力を有し、併せて小式場を整備した斎場の供用を開始しました。また、公園や河川等の周辺環境の整備も行っています。
- 6・川越市民聖苑やすらぎのさとは、開苑から約 20 年が経過し、建物および諸設備が老朽化してきています。

課題

- 1・社会状況の変化を把握し、相談体制の充実に努める必要があります。
- 2・国民生活センター、警察、地域コミュニティ活動を行う団体等と協力して、高齢者をはじめとした市民の消費者トラブルや被害を防止する取組が必要です。
- 3・葬祭業務について、一層の適切かつ効率的な運営に努めるとともに、川越市民聖苑やすらぎのさとの老朽化した設備等については計画的に修繕を行っていく必要があります。

1 市民相談の充実（広聴課）

- ①社会状況の変化に伴い、複雑で多様化する相談内容に応じた相談窓口の充実を図ります。

2 消費生活支援体制の充実（広聴課）

- ①消費者トラブルに対応できる人材の確保および資質の向上に努めます。
- ②国民生活センターをはじめ、県、警察、川越市社会福祉協議会等の関係機関との連携を深めます。また、相談業務の充実を図り、多様な消費者トラブルの未然防止に努めます。
- ③学校、地域コミュニティ活動を行う団体、職場等を対象とした消費者講座、講演会等を行い、消費者教育を推進します。また、街頭キャンペーン等のさまざまな方法により、消費者意識の啓発に努めます。
- ④自治会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等と連携し、高齢者等の消費者トラブルの未然防止に努めます。●関連[No.5 高齢者福祉の推進]

3 葬祭事業の充実（斎場）

- ①川越市斎場および川越市民聖苑やすらぎのさとについて、市民ニーズに適切に対応し、効率的な運営管理を図ります。
- ②川越市民聖苑やすらぎのさとについて、経年劣化した設備等の計画的な修繕に努めます。

第8章 住民自治・行財政運営

施策を取り巻く状況

現状

- 1・本市では、意見公募手続*、各種審議会等の委員公募、市民意見箱の設置、タウンミーティングの開催に加え、「市民意識調査」や「市民満足度調査」を通じて、さまざまな市民意見聴取の実施等、市政への市民参加を進めています。
- 2・地域会議*を通じて、市と地域とが定期的な意見交換を行うことにより、住みよい地域づくりに向けた情報共有を図っています。
- 3・川越市協働事業推進制度を通じて、毎年多くの市民活動団体により、さまざまな事業が行われています。
- 4・地方分権の取組については、提案募集方式を活用した国への提案のほか、「埼玉県権限移譲方針」に基づく事務移譲の検討および県との意見交換を行っています。
- 5・広報紙やホームページに加え、Twitter や Facebook といった SNS*を活用するなど、様々な媒体で市政情報を発信しています。

課題

- 1・市民意見を広く市政へと反映するため、市民参加に向けた継続的な取組が必要です。
- 2・住みよい地域づくりに向け、地域課題の解決に市民自らが関わるしくみが必要です。
- 3・地域と関連した取組について重複の見直しを行うなど、地域の負担軽減の取組が必要です。
- 4・多様化する市民ニーズへの対応や市民サービスの向上の視点から、必要となる権限の移譲や財源の確保に向けて、地方分権の取組を進める必要があります。
- 5・市政情報を効果的に発信する広報機能と市民意見を聴取する広聴機能の充実が必要です。

*意見公募手続：行政機関が規制条例等の制定改廃や計画の策定等を行う場合に、原案等を公表して事前に住民等から意見や情報提供を求める手続のこと。パブリック・コメント手続ともいう。

*地域会議：地域の中で活動する各種団体等が主体となり、地域が抱えるさまざまな課題について話し合い、課題の解決に向けた取組や将来の方向性について協議する場として設置するもので、住みよい地域づくりを市と協働して推進していくことを目的としている。

*SNS：Social Networking Service の略。人と人とのつながりや交流を楽しむ、インターネットを介した会員制サービスの総称。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 市民参加のしくみづくり（政策企画課）

- ①意見公募手続や各種審議会等の委員公募等について充実を図るとともに、ワークショップ*等の手法を取り入れ、市政への市民参加を推進します。
- ②市民参加により得られた市民のニーズを施策に反映するしくみの充実を図ります。

2 地域内分権の推進（政策企画課、地域づくり推進課）

- ①地域に関わる各種施策の在り方を見直すとともに、地域予算制度を設けるなど、地域内分権*を推進します。
- ②地域会議の運営や活動に係る支援を行います。また、地域会議の運営体制に応じた各種施策の展開を図ります。
- ③市民センター等の地域に根ざした施設を中心に、地域の実情に応じた支援を充実させ、住みよい地域づくりを推進します。
- ④地域づくりを推進する拠点施設の整備・運営に努めます。

3 多様な主体との協働・ネットワークの充実（地域づくり推進課）

- ①市民、民間団体、事業者との協働を推進します。
- ②多様な主体間の連携が進むよう、コーディネートに努めるとともに、ネットワークの充実を図ります。

4 地方分権の推進（政策企画課）

- ①本市の実情に応じた施策を可能にするために必要な権限の移譲、規制の緩和および財源の確保に向けた取組を推進します。
- ②国や県の方分権制度を十分に活用できるしくみの構築と職員の意識醸成に努めます。

5 市政情報の発信（広報室、総務課）

- ①市政に関する情報や、市民が必要とする情報を、分かりやすく効果的に発信するため、広報紙およびホームページの充実と迅速な情報提供に努め、SNS等の媒体を情報発信に活用します。
- ②情報の公開を充実し、公正で開かれた市政を推進します。

6 広聴制度の充実（広聴課）

- ①市民意見箱の設置やタウンミーティングの開催等の方法による広聴機能の充実に努めます。
- ②オンブズマン制度を充実し、公正で信頼される市政を推進します。

*ワークショップ：講師の話を参加者が一方的に聞くのではなく、参加者自身が討論に加わったりするなど、参加体験型、双方向性のグループ学習のこと。

*地域内分権：行政が住民に予算や権限を移譲し、地域の課題を住民自らが考え判断し解決に向けて取り組むこと。

施策を取り巻く状況

現 状

- 1・一般会計における本市の歳入の状況は、市税等の自主財源の割合が全体の 60%台で推移しています。
- 2・一般会計における本市の歳出の状況は、扶助費、公債費の増大等により、義務的経費の割合が 5 割以上で推移しているとともに、経常収支比率も平成 28(2016)年度以降、95%を超えており、財政構造の硬直化が進んでいます。
- 3・厳しい財政状況下において、公共サービスの質と量を維持するため、本市では平成 29(2017)年 3 月に「川越市 PPP*（公民連携）に関する基本方針」を策定し、積極的に公民連携を推進することとしています。
- 4・平成 29(2017)年度より、新たな事務事業評価制度を実施し、評価対象事業の拡大や外部評価の実施時期の変更など、評価スケジュールの見直しをすることで、効果的な予算反映に努めています。
- 5・令和 2(2020)年 4 月に地方自治法の一部が改正され、都道府県および指定都市では内部統制*体制の整備等が義務付けられ、その他の市町村においても同様の取組が求められています。

課 題

- 1・将来にわたって持続可能な行財政運営を行うためには、費用対効果や事業成果に基づき、人材や財源等の最適配分を図るとともに、事業の選択と集中が必要です。
- 2・財政の硬直化が進む中、社会経済状況の変化に対応した各種施策を展開していくためには、新たな財源の確保とともに、徹底した経常経費の縮減が必要です。
- 3・社会的課題に対して、コミュニティビジネス*の手法で解決を図る団体の登場やシェアリングエコノミー*が広がりを見せる中、行政と民間等との適切な役割分担のもとで公共サービスを提供していく必要があります。
- 4・質の高い市民サービスを提供するために、職員の能力や意識の向上が必要です。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 成果を重視したマネジメントサイクルの推進（政策企画課、行政改革推進課）

- ①計画、予算、評価の連携を図る PDCA サイクル*を推進し、市民ニーズや社会状況の変化を踏まえ、事業の立案、改善、廃止を図ります。
- ②施策評価を実施し、施策の達成状況等を検証することで、財源、人材等、経営資源の最適な配分を図ります。
- ③事務事業評価を実施し、事業の有効性や効率性等を検証します。
- ④経営戦略的な視点に立って重点事業を選定し、確実に施策を推進します。

*PPP：Public Private Partnership の略。公と民がパートナーを組んで事業を行うこと。PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。

*内部統制：事務処理上のリスクを把握し、対応策を講じること。

*コミュニティビジネス：地域が抱える課題をビジネスの手法（事業収入を得て経費を賄い、継続的に事業を展開する）を用いて解決する取組のこと。

*シェアリングエコノミー：インターネットを介して、個人のスキルや遊休資産等を共有・交換して利用する社会的なしくみ。

*PDCA サイクル：計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）のプロセスを順に実施し、改善を次の計画に結び付け、継続的に改善していく手法のこと。

2 計画的な財政運営と財源の確保（財政課）

- ①「川越市中期財政計画」に基づき、健全で持続可能な行財政運営に努めます。
- ②公会計財務書類の活用により、市民に分かりやすい財務情報の公開を行うとともに、財政運営の効率化と適正化を図ります。
- ③補助金等の見直しを進め、社会状況の変化に応じた効果的な交付に努めます。
- ④市税の適正かつ公正な課税を行うとともに、市税をはじめとした徴収対策を推進し、収入率の向上に努めます。
- ⑤市をあげて、各種産業の育成・支援、観光産業の活性化、企業の誘致等を推進し、安定的な税収入の確保に努めます。
- ⑥使用料等を定期的に検証して必要な見直しを行い、公平な負担と必要な財源の確保に努めます。
- ⑦公有財産の利活用や広告収入の拡大等に取り組むことにより、新たな財源の確保に努めます。

3 行政改革の推進（政策企画課、行政改革推進課）

- ①公共サービスに民間のアイデアや資金、技術等を取り入れることで、事業効率の向上等に努めます。
- ②事務の外部委託化をはじめ、指定管理者制度の導入等により、民間の経営ノウハウを効果的に活用し、市民サービスのさらなる向上とコストの削減に努めます。
- ③中長期的な視点による定員管理を推進し、より効果的な人員配置に努めます。

4 人材の育成・活用（職員課）

- ①「川越市人財育成基本方針*」に基づき、職員の能力開発、人事管理に関する取組のさらなる充実を図り、人材育成と組織活性化に努めます。

5 行政サービスの向上（政策企画課、行政改革推進課）

- ①社会状況や市民ニーズの変化を踏まえ、窓口機能の整理・充実を図ることで市民の利便性の向上に努めます。
- ②業務の有効性および効率性を高めるため、内部統制の整備・運用を推進し、行政運営の透明性の向上かつ適正な事務執行の確保に努めます。

*川越市人財育成基本方針：川越市職員の能力開発に当たり、中長期的な視点に立って組織的・計画的に行うために定めた基本方針。職員は川越市という組織にとって最も重要な財産であるとの考えから、敢えて「人財」の表記としている。

施策	No.49	社会資本マネジメントの推進
	目的	まちづくりの在り方と需要を踏まえ、効率的な社会資本の整備・更新、保全・長寿命化、適正配置を行うこと。

施策を取り巻く状況

現 状

- 1・本市では、昭和40年代後半からの急激な人口増加に対応するため、学校や市民センター等の公共施設や道路、橋りょう、上下水道等のインフラ施設といった社会資本の多くをこの時期に整備してきましたが、その多くがしゅん工後40年経過し、今後更新需要がより一層高まると考えられます。
- 2・平成28(2016)年6月に、本市が所有し、管理する全ての社会資本に対し、総合的かつ長期的な視点を持って、整備・更新、保全・長寿命化、適正配置等を計画的に行うことを目的とした「川越市公共施設等総合管理計画」を策定し、継続的な市民サービスの提供と財政負担の軽減や平準化の検討を進めています。
- 3・平成28(2016)年12月に「公共施設マネジメント基金」を設置し、公共施設の計画的な保全および更新に必要な経費の財源に充てるため積み立てを行っています。
- 4・「川越市公共施設等総合管理計画」で示した基本方針や施設類型別のマネジメント方針を踏まえ、令和2(2020)年10月に、施設ごとの具体的な取組を示した「川越市個別施設計画(公共施設編)」を策定しました。今後、当計画に基づいて、公共施設の適正管理を進めます。
- 5・本庁舎は、平成27(2015)年度に耐震化を完了していますが、空調設備等の老朽化や業務量の増加等による狭あい化が進んでいます。

課 題

- 1・一斉に更新時期を迎える社会資本について、マネジメントの視点を持って、総合的かつ計画的に整備・更新、保全・長寿命化、適正配置を行う必要があります。さらに、社会資本マネジメントの取組に当たっては、人口減少・少子高齢化による人口構造の変化等を前提としたまちづくりにも配慮する必要があります。
- 2・老朽化および狭あい化している本庁舎は、庁舎の使用状況等を考慮し、空調設備等の改修を行う必要があります。
- 3・社会資本の管理や現況把握だけでなく、資産価値や維持管理コストを含めた情報を一元的に整理し、「見える化」するとともに、社会資本マネジメントを全庁的に行うためのしくみを構築する必要があります。

1 効率的な社会資本整備の推進（政策企画課、社会資本マネジメント課、管財課）

- ①本市が所有し、管理する社会資本について、「川越市公共施設等総合管理計画」を推進するとともに、この計画に基づく「川越市個別施設計画」で整理した施設ごとの具体的な取組を推進します。
- ②老朽化している本庁舎について、計画的に空調設備等の改修を進めます。また、将来の建替えに向けて基金の積立てを行います。

2 公共施設の適正配置（政策企画課、社会資本マネジメント課）

- ①公共施設が持つ機能の複合化や集約化を進めて資産の有効活用を図り、施設の統廃合を行うことで、現在の施設総量の縮減を目指すとともにその適正配置に努めます。

●関連[No.18 協働による計画的なまちづくりの推進]

- ②人口減少や人口構造の変化等の社会情勢を考慮し、できる限り公共施設の整備を伴わないサービスの提供に切り替え、持続可能なまちづくりを推進します。

3 情報の一元化と利活用（社会資本マネジメント課）

- ①固定資産台帳に基づくデータ等の活用を進めて「施設カルテ*」を整備し、効率的で効果的な社会資本マネジメントを推進します。

*施設カルテ：公共施設について、建築年度や構造などの施設諸元や、利用状況、運営コストなどを整理しまとめたもの。

施策	No.50	情報化施策の推進
	目的	ICT を活用し、市民の利便性の向上や効率的な行財政運営を行うこと。

施策を取り巻く状況

現 状

- 1・国は IoT*、ロボット、人工知能 (AI*)、ビッグデータ*といった先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会である Society 5.0 の実現を目指しています。地方自治体においても生産年齢人口の減少が進む中で行政サービスを継続していくために、システムや AI を活用したスマート自治体への転換が求められています。
- 2・平成 28 (2016) 年に施行された「官民データ活用推進基本法」により、地方公共団体は官民データ活用の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の経済的条件等に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとされました。
- 3・Wi-Fi*等のインターネット環境の整備やスマートフォンやタブレット端末等の普及等に伴い、インターネットを使ったさまざまなサービスが展開されています。
- 4・社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度) が平成 27 (2015) 年に開始され、税、社会保障、災害分野でマイナンバーの利用が始まりました。マイナンバーが利用できる行政手続は順次追加され、今後は金融機関や医療機関等の民間においてもマイナンバーの利用が進められます。

課 題

- 1・行政手続のオンライン化やオンライン決済等の ICT*を利活用することで、市民生活の利便性の向上を図ることが必要です。
- 2・国のオープンデータ*戦略を踏まえた施策を進めるとともに、ビッグデータ等の各種データを活用し、行政課題に取り組むことが必要です。
- 3・ICT 技術を用いて行政サービスの効率化を図るとともに、情報システムに係る経費を縮減していく必要があります。
- 4・サイバー攻撃や不正アクセス等から、本市が保有する個人情報等を防御するための対策の強化が必要です。

*IoT: Internet of Things の略。「モノのインターネット」と呼ばれ、あらゆるモノがインターネットに接続し情報のやりとりをする技術。

*AI: Artificial Intelligence の略。人間が知的と感ずる情報処理・技術の総称。

*ビッグデータ: インターネットの普及や、コンピュータの処理速度の向上等に伴い生成される、大容量のデジタルデータのこと。

*Wi-Fi: Wireless Fidelity の略。無線でネットワークに接続する技術のこと。

*ICT: Information and Communication Technology の略。情報通信技術のこと。

*オープンデータ: 機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータのこと。

1 ICT 利活用による利便性の向上（政策企画課、情報統計課、市民課）

- ①さまざまな手続について、インターネットを利用したオンライン化を推進します。
また、コンビニエンスストア等における証明書の交付を推進します。
- ②国のオープンデータ戦略等を踏まえ、市が保有する情報の中からニーズが高い情報を抽出し、積極的にオープンデータ化を推進します。
- ③マイナンバー制度の円滑な利活用に取り組み、更なる市民サービスの向上や事務の効率化を図ります。
- ④スマート自治体の実現に向けて、ICT を利活用し、効果的かつ効率的な事務を推進します。

2 政策決定の効率化（政策企画課）

- ①ビッグデータ等の各種データの収集、分析、活用を通じ、さまざまな課題の解決や利便性の向上を図ります。

3 情報通信基盤の適正化（情報統計課）

- ①情報通信基盤の整備や再構築、情報システムやネットワークの効率化を推進するとともに、情報機器等の導入、保守、運用等にかかる経費の縮減を図ります。
- ②情報セキュリティ対策を着実に実施していくことで、本市が保有する情報資産を守ります。

施策	No.51	広域的な連携の推進
	目的	他の地方自治体と連携し、効率的かつ効果的に行政施策を行うこと。

施策を取り巻く状況

現状

- 1・川島町と川越地区消防組合を設置し、消防や救急の事務の共同処理を行っているほか、ふじみ野市に教育分野の事務を委託するなど、「地方自治法」の制度を活用し、市域を越えた連携や協力の取組を行っています。
- 2・多くの地方自治体と災害時における相互応援協定を締結しているほか、さまざまな分野で協議会等を設置し、市民サービスの向上に努めています。
- 3・川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、川島町、毛呂山町、越生町の6市町で構成する埼玉県川越都市圏まちづくり協議会（レインボー協議会）*で、広域行政における課題の研究や構成市町住民の交流事業等を実施しています。
- 4・中核市*市長会や業務核都市*首長会議において、関係自治体と連携し、国等の関係機関に対して施策の提言や要請等を実施しています。

課題

- 1・広域的な連携により、地域資源の強みと弱みを相互に補完することなど、近隣、遠隔地を問わず、効果的な自治体間連携を検討する必要があります。
- 2・県南西部地域の中核都市として、レインボー協議会の構成市町をはじめ、周辺自治体と互いの行政区域を越える共通課題の解決に取り組む必要があります。
- 3・多様化する市民ニーズへの対応や市民サービスの向上の視点から、市域を越えた広域的な連携の取組について、検討を進める必要があります。

*埼玉県川越都市圏まちづくり協議会（レインボー協議会）：通勤・通学や商圏等が一体的な日常生活圏を形成している地域であることを踏まえ、相互に連携を図り、幅広い交流を通じて魅力ある地域づくりを進めている任意の協議会。

*中核市：人口20万人以上を要件として、「地方自治法」に基づき指定される地域の中核的都市機能を備えた都市のこと。指定を受けると、保健衛生や都市計画等の政令指定都市に準じた権限が都道府県から移譲される。

*業務核都市：東京都区部に産業や人口が極端に集中することを防ぐため、業務や教養文化、レクリエーション等の都市機能を、首都圏の中核的な都市に分散させ、首都圏全体としてさまざまな機能を適正配置するために整備される都市。

1 関係自治体との連携の推進（政策企画課）

- ①近隣や遠隔地の地方自治体との交流を進め、さまざまな分野での相互連携を図り、効率的かつ効果的な広域連携を推進します。
- ②国や県等の動向を注視しながら、新たな広域的な連携について調査や研究を進めます。
- ③国等の政策や事業に関して積極的に情報を収集し、広域的な課題の解決を図ります。

2 レインボー協議会の各種事業の推進（政策企画課）

- ①「埼玉県川越都市圏まちづくり基本構想・基本計画（レインボープラン）」に基づき、公共施設の相互利用、災害時の相互応援、広域観光の推進等の広域的に対応することが望ましい事業のさらなる充実を図るとともに、協議会事業の見直しを含めた検討を行い、行政に求められる最適な事業を推進します。
- ②協議会をリードする中心的な役割を果たし、協議会構成市町の相互発展を目指します。
- ③多様な媒体を活用し、協議会の活動に関する情報を発信します。

3 中核市および業務核都市間の連携（政策企画課）

- ①他の中核市および業務核都市との情報共有や研究を本市市政に生かすとともに、国や県の動きに適切に対応した効果的な提言や要請に努めます。

施策	No.52	時勢に応じた施策の推進
	目的	国内外から注目を集める好機を積極的に生かし、本市の魅力発信を通じてまちへの愛着を喚起すること。

施策を取り巻く状況

現状

- 1・令和4（2022）年には、市制施行100周年の大きな節目を迎えます。
- 2・市制施行100周年に向けて、市内各種団体等との連携協力のもとで準備を進めています。
- 3・令和3（2021）年に東京2020オリンピック・パラリンピックが開催され、本市でオリンピックのゴルフ競技が行われます。

課題

- 1・市制施行100周年を契機に、本市の多彩な魅力・地域資源を掘り起こし、再認識することで、次の100年へとつながる取組を行うことが必要です。
- 2・将来にわたり持続可能なまちであるため、定住人口の獲得や交流人口・立地企業の増加に向けた、戦略的かつ効果的なシティセールスを行うことが必要です。
- 3・東京オリンピックのゴルフ競技開催に伴い、国内外から注目を浴びることや市制施行100周年という地域の愛着を喚起する節目を生かし、積極的に情報発信を行うことが必要です。
- 4・時勢を生かした情報発信を効果的に行うためには、行政による活動だけではなく、市民、各種団体、企業や大学等の多様な主体と連携し、統一性のあるイメージを共有して発信する必要があります。
- 5・本市の魅力の発信とシビックプライド*の醸成のためには、それぞれに明確なターゲットを設定し、最適な方法および効果的な媒体を使用することが必要です。
- 6・本市の認知度やイメージを向上させることで、市民がまちへの愛着度を高める相乗効果を生み出すことが必要です。
- 7・東京オリンピックのゴルフ競技が円滑に行われるよう、競技が開催される都市としての責務を果たす必要があります。
- 8・オリンピックレガシーとして、開催による好影響を、観光、国際交流、スポーツ、文化芸術、教育など、あらゆる分野へ波及させる必要があります。

*シビックプライド：civic（都市の/市民の）とpride（誇り）を合わせた「都市に対する市民の誇り」を意味する言葉。

1 市制施行 100 周年に向けた取組（政策企画課）

- ①市制施行 100 周年に向けて、各種団体からなる市制施行 100 周年会議における検討等を踏まえて記念事業を推進します。
- ②市制施行 100 周年を市民と共に祝い、記念事業を通じて地域の活性化を推進します。
- ③市制施行 100 周年を通じて、本市の魅力をも再認識して、PR等に効果的な取組を行います。

2 シティセールスの推進（広報室）

- ①明確なターゲットを設定し、多様な媒体を用いてターゲットごとに最適な方法で継続的かつ効果的に情報発信し、**定住人口の獲得や交流人口、立地企業の増加を図ります。**また、分散した情報については、集約し一体的に発信します。
- ②本市が有する歴史的・文化的遺産、優れた地域特性、産品等の地域資源を発掘するとともに、それらを組み合わせることによる新たな魅力を創出します。
- ③各種イベント等の事業の実施に当たり、市民をはじめとした各主体と連携を図ります。

3 シビックプライドの醸成（広報室）

- ①本市の隠れた魅力の発掘や新たな魅力の創出およびそれらの効果的な情報発信により「住みたい、住み続けたいまち」となることを実現し、人々の活気があふれることで、地域の活力の維持・向上を図ります。
- ②本市の更なる魅力や価値を効果的に発信できるよう、伝えるべき対象を明確に設定するとともに、市と市民をはじめとするさまざまな主体との情報の共有化を通して、統一性のあるイメージの共有を図ります。

4 東京 2020 オリンピックに向けた取組（オリンピック大会室）

- ①会場への輸送やボランティア活動等について、大会組織委員会や県などの関係機関と連携しながら準備を進め、オリンピックのゴルフ競技の円滑な運営を図ります。
- ②市内の関係団体や市民等の協力を得ながら、東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機とした地域の活性化に、全市をあげて取り組みます。

